剣淵町地域防災計画

基　　本　　編

地震防災計画編

水　防　計　画　編

平成２１年１０月
令和　４年　３月改訂

剣　淵　町　防　災　会　議

目　　次

基本編

第１章　総則

第１節　計画作成の目的 5
第２節　計画の構成 5
第３節　用語 6
第４節　計画推進に当たっての基本となる事項 6
第５節　計画の修正要領 7
第６節　防災関係機関等の処理すべき事務 又は業務の大綱 8
第７節　住民及び事業所の基本的責務 13

第２章　剣淵町の概況

第１節　自然条件 19
第２節　災害の概況 20

第３章　防災組織

第１節　組織計画 25
第２節　気象業務に関する計画 40

第４章　災害予防計画

第１節　防災思想・知識の普及･啓発及び防災教育の推進に関する計画 61
第２節　防災訓練計画 64
第３節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 65
第４節　相互応援（受援）体制整備計画 66
第５節　自主防災組織の育成等に関する計画 68
第６節　避難体制整備計画 71
第７節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 77
第８節　情報収集・伝達体制整備計画 82
第９節　建築物災害予防計画 83
第 10 節　消防計画 84
第 11 節　水害予防計画 85
第 12 節　風害予防計画 87
第 13 節　雪害予防計画 88
第 14 節　融雪災害予防計画 90
第 15 節　土砂災害予防計画 92
第 16 節　積雪・寒冷対策計画 95

第 17 節　複合災害に関する計画 97
第 18 節　業務継続計画の策定 98

第５章　災害応急対策計画

第１節　災害情報収集・伝達計画 101
第２節　災害通信計画 107
第３節　災害広報・情報提供計画 111
第４節　避難対策計画 114
第５節　応急措置実施計画 125
第６節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 129
第７節　広域応援・受援計画 132
第８節　ヘリコプター等活用計画 133
第９節　救助救出計画 136
第 10 節　医療救護計画 137
第 11 節　防疫計画 140
第 12 節　災害警備計画 143
第 13 節　交通応急対策計画 145
第 14 節　輸送計画 150
第 15 節　食糧供給計画 153
第 16 節　給水計画 155
第 17 節　衣料・生活必需物資供給計画 157
第 18 節　石油類燃料供給計画 159
第 19 節　電力施設災害応急計画 160
第 20 節　ガス施設災害応急計画 161
第 21 節　上下水道施設対策計画 162
第 22 節　応急土木対策計画 163
第 23 節　被災宅地安全対策計画 165
第 24 節　住宅対策計画 167
第 25 節　障害物除去計画 170
第 26 節　文教対策計画 171
第 27 節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 174
第 28 節　家庭動物対策計画 176
第 29 節　応急飼料計画 177
第 30 節　廃棄物等処理計画 178
第 31 節　防災ボランティアとの連携計画 180
第 32 節　労務供給計画 182
第 33 節　職員派遣計画 184
第 34 節　災害救助法の適用と実施 186

第６章　震災対策計画

第７章　水防計画

第８章　事故災害対策計画

第１節　航空災害対策計画 199
第２節　鉄道災害対策計画 203
第３節　道路災害対策計画 207
第４節　危険物等災害対策計画 213
第５節　大規模な火事災害対策計画 220
第６節　林野火災対策計画 224
第７節　大規模停電災害対策計画 230

第９章　災害復旧・被災者援護計画

第１節　災害復旧計画 237
第２節　被災者援護計画 239

地震防災計画編

第１章　総則

第１節　計画の目的 247
第２節　計画の性格 247
第３節　計画推進に当たっての基本となる事項 247
第４節　計画の基本方針 247
第５節　剣淵町の地形、地質及び社会的現況 248
第６節　剣淵町及びその周辺における地震の発生状況 249
第７節　剣淵町における地震の想定 249

第２章　災害予防計画

第１節　住民の心構え 255
第２節　地震に強いまちづくり推進計画 258
第３節　地震に関する防災知識の普及・啓発 261
第４節　防災訓練計画 263
第５節　食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備 263
第６節　相互応援（受援）体制整備計画 263
第７節　自主防災組織の育成等に関する計画 263
第８節　避難体制整備計画 263
第９節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 263
第 10 節　火災予防計画 264
第 11 節　危険物等災害予防計画 265
第 12 節　建築物等災害予防計画 266
第 13 節　土砂災害予防計画 269
第 14 節　積雪・寒冷対策計画 269
第 15 節　業務継続計画の策定 269
第 16 節　複合災害に関する策定 269

第３章　災害応急対策計画

第１節　応急活動体制 273
第２節　地震情報の伝達計画 273
第３節　災害情報等の収集、伝達計画 283
第４節　災害広報・情報提供計画 283
第５節　避難対策計画 283
第６節　救助救出計画 283
第７節　地震火災等対策計画 284
第８節　災害警備計画 286
第９節　交通応急対策計画 286
第 10 節　輸送計画 286
第 11 節　ヘリコプター等活用計画 286
第 12 節　食糧供給計画 286
第 13 節　給水計画 286
第 14 節　衣料・生活必需物資供給計画 286
第 15 節　石油類燃料供給計画 286
第 16 節　生活関連施設対策計画 287
第 17 節　医療救護計画 289
第 18 節　防疫計画 289
第 19 節　廃棄物等処理計画 289
第 20 節　家庭動物等対策計画 289
第 21 節　文教対策計画 289
第 22 節　住宅対策計画 289
第 23 節　被災建築物安全対策計画 290
第 24 節　被災宅地安全対策計画 292
第 25 節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 292
第 26 節　障害物除去計画 292
第 27 節　広域応援・受援計画 292
第 28 節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 292
第 29 節　防災ボランティアとの連携計画 292
第 30 節　災害救助法の適用と実施 292

第４章　災害復旧・被災者援護計画

第１節　基本方針 295
第２節　災害復旧計画 295
第３節　被災者援護計画 295

水　防　計　画　編

第１章　総則

第１節　計画の目的 301

第２節　用語の定義 301
第３節　水防の責任等 303
第４節　安全配慮 305
第５節　水害危険区域 305

第２章　水防組織
第１節　水防管理団体（町）の水防組織 309
第２節　大規模氾濫減災協議会 310

第３章　予報及び警報
第１節　水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等 313
第２節　気象庁が行う予報及び警報 314
第３節　水位周知河川における水位到達情報 315
第４節　水防警報 315

第４章　水位等の観測、通報及び公表等
第１節　水位の観測、通報及び周知 319
第２節　気象予報等の情報収集 322

第５章　通信連絡

第６章　水防施設及び輸送
第１節　水防倉庫及び水防資器材 329
第２節　輸送の確保 330

第７章　水防活動
第１節　水防配備 333
第２節　巡視及び警戒 334
第３節　水防作業 335
第４節　緊急通行 335
第５節　警戒区域の指定 336
第６節　避難のための立退き 336
第７節　決壊・越水等の通報 336
第８節　水防配備の解除 338

第８章　水防信号
第１節　水防信号 341
第２節　水防標識 342
第３節　身分証票 343

第９章　協力及び応援

第 10 章　費用負担と公用負担
第１節　費用負担 351

第２節　公用負担 351

第 11 章　水防報告等

第 12 章　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第 13 章　その他

第１節　水防訓練 365

第２節　水防協力団体 365

剣淵町地域防災計画

基　　本　　編

第１章　総　　則

第１章　総則

第１節　計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、剣淵町防災会議が作成する計画であり、剣淵町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり防災関係各機関が、その機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

１　町及び道並びに町の区域を管轄し、若しくは、町の区域に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱

２　災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。

３　災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。

４　災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。

５　災害復旧に関すること。

６　防災訓練に関すること。

７　防災思想の普及に関すること。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（ＳＤＧs)」の主にゴール１、11、13 の達成に資するものである。

※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：ＳＤＧｓ）
2015 年９月に国連サミットで採択された、2030 年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17 のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な 169 のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、ＮＧＯ、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第２節　計画の構成

剣淵町地域防災計画は次の各編から構成する。

１　基本編

２　地震防災計画編

３　水防計画編

４　資料編（別冊）

これらの計画は、水防法に基づく北海道水防計画とも調整を図るものとする。

第３節　用語

この計画において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基　本　法	災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律 223 号）
救　助　法	災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律 118 号）
水　防　法	水防法（昭和 24 年６月４日法律 193 号）
町防災会議	剣淵町防災会議
本部（長）	剣淵町災害対策本部（長）
町防災計画	剣淵町地域防災計画
防災関係機関	剣淵町防災会議条例第３条に掲げる委員の属する機関
災　　害	災害対策基本法第２条第１号に定める災害
防　　災	災害対策基本法第２条第２号に定める防災

第４節　計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成 21 年北海道条例第８号）第３条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

１　災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

２　自助（住民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

３　災害時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

４　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

５　令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む 感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第５節　計画の修正要領

町防災会議は、基本法第 42 条の定めるところにより町防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

１　社会、経済の進展に伴い計画が社会生活の実態と著しく乖離したとき
２　防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
３　新たな計画を必要とするとき
４　防災基本計画の修正が行われたとき
５　その他町防災会議会長が必要と認めたとき

町防災計画を修正した際の町防災会議会長から知事への報告は、上川総合振興局地域創生部地域政策課を経由し、次の書類を提出するものとする。

１　知事あての修正報告書
２　修正した町防災計画
３　修正の概要（修正概要及び新旧対照表）ただし、全面改訂のときは不要

第６節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び町域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの所掌事務・業務を通じて町域に係る防災に寄与するものとし、各機関が防災に関して処理すべき事務・業務の大綱は、次のとおりとする。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

１　指定地方行政機関

機　関　名	事務又は業務の大綱
北海道総合通信局	①　災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること ②　非常通信協議会の運営に関すること
北海道農政事務所 旭川地域拠点	①　農林水産省が調達及び供給した応急用食糧等の供給状況に係る確認等に関すること
旭川開発建設部 名寄河川事務所 士別道路事務所	①　天塩川の水位観測並びに通報に関すること ②　天塩川の水門及び樋門等の防災管理、並びに管理区域内危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関すること ③　一般国道並びに開発道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理を行うこと
上川北部森林管理署	①　所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること ②　所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること ③　林野火災の予防対策の樹立及び未然防止に関すること ④　災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること
旭川地方気象台	①　気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること ②　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること ③　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること ④　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること ⑤　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発に関すること

２　自衛隊

機　関　名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第２師団	①　災害予防責任者の行う防災訓練に必要に応じ、部隊等の一部を協力させること ②　災害に関する情報の伝達、収集に関すること ③　災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること

３　北海道

機　関　名	事務又は業務の大綱
上川総合振興局 地域政策課	①　上川総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること ②　防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること ③　防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること ④　災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること ⑤　町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること ⑥　自衛隊の災害派遣要請に関すること
旭川建設管理部 士別出張所	①　水防技術の指導に関すること ②　災害時において関係河川の水位・雨量の情報の収集及び報告を行うこと ③　災害時における、関係公共土木被害調査及び災害応急対策並びに復旧対策の実施に関すること ④　被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること ⑤　所轄道路・河川の保全及び災害復旧対策を行うこと
上川総合振興局 保健環境部 名寄地域保健室 （名寄保健所）	①　医療施設・衛生施設等の被害報告に関すること ②　災害時における医療救護活動の推進に関すること ③　災害時における防疫活動に関すること ④　災害時における給水、環境衛生保持及び食品衛生保持並びに保健衛生指導を推進すること ⑤　医療、防疫薬剤の確保及び供給に関すること ⑥　救助法の適用に関すること
上川農業改良普及センター 士別支所	①　被災地の農作物及び家畜の技術指導を行うこと ②　被災地の病害虫の防疫指導、その他営農指導を行うこと
上川総合振興局北部森林室	①　災害時における森林対策の実施に関すること

４　北海道警察

機　関　名	事務又は業務の大綱
旭川方面士別警察署 剣淵警察官駐在所	①　住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること ②　災害情報の収集に関すること ③　災害警備本部の設置運用に関すること ④　被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること ⑤　犯罪の予防、取締り等に関すること ⑥　危険物に対する保安対策に関すること ⑦　広報活動に関すること ⑧　町の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること

５　剣淵町

機　関　名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
剣淵町	①　町防災会議に関する事務を行うこと ②　防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること ③　自主防災組織の充実を図ること ④　住民の自発的な防災活動の促進を図ること ⑤　防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること ⑥　町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと
剣淵町教育委員会	①　災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導に関すること ②　教育施設の被害調査及び報告に関すること ③　文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること

６　消防機関

機　関　名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
士別地方消防事務組合 消防署剣淵支署	①　消防活動に関すること ②　水防活動に関すること ③　火災警報等の住民への周知に関すること ④　緊急時における病人、負傷者及び急患の輸送に関すること ⑤　被災地の警戒体制に関すること ⑥　その他災害時における救助活動に関すること ⑦　町が行う災害に係る業務の全般的な協力に関すること
剣淵町消防団	①　災害時の消防活動、水防活動に関すること ②　被害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること ③　雪害防止活動に関すること ④　被災者の救出・救護に関すること ⑤　応急復旧作業に関すること

７　指定公共機関

機　関　名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便株式会社 北海道支社	①　災害時における郵便輸送の確保及び集配業務の確保に関すること ②　郵便の非常取り扱いに関すること ③　郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	①　非常及び緊急通信の取り扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること
株式会社ＮＴＴドコモ北海道支社 ＫＤＤＩ株式会社 ソフトバンク株式会社	①　非常及び緊急通信の取り扱いを行うほか、必要に応じ携帯電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること
北海道旅客鉄道株式会社 （士別駅）	①　災害時における鉄道輸送の確保を行うこと ②　災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関への支援を行うこと
北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	①　所管電力供給施設の防災管理対策を行うこと ②　災害時における円滑な電力の供給及び確保に努めること ③　所管電力施設の災害復旧に関すること
日本赤十字社北海道支部	①　救助法が適用された場合の知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務に関すること ②　防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整に関すること ③　北海道災害義援金募集委員会の運営に関すること
日本放送協会 旭川放送局	①　防災に係る知識の普及に関すること ②　予報（注意報を含む。）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道等、防災広報に関すること
日本通運株式会社 札幌支店	①　災害時における救援物資の緊急輸送等に係る関係機関の支援に関すること

８　指定地方公共機関

機　関　名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人北海道医師会 （上川北部医師会）	①　災害時における救急医療に関すること
一般社団法人北海道歯科医師会 （旭川歯科医師会）	①　災害時における歯科医療に関すること
北海道土地改良事業団体連合会 及びてしおがわ土地改良区	①　土地改良施設の防災対策に関すること ②　農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策に関すること
一般社団法人 北海道ＬＰガス協会	①　災害時におけるLPガス供給活動の支援に関すること
一般社団法人 北海道建設業協会	①　災害時における応急対策業務に関すること
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	①　被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること ②　北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること ③　剣淵町社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること

９　公共的団体等及び防災上重要な施設の管理者

機　関　名	事務又は業務の大綱
北ひびき農業協同組合 剣淵基幹支所	①　農作物の災害応急対策、指導に関すること ②　被災組合員に対する融資及びそのあっせんに関すること ③　農業生産資材及び生活物資の確保、あっせんに関すること ④　農業生産共同施設等の応急対策及び復旧対策に関すること ⑤　農作物の需給調整に関すること ⑥　町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
北海道中央農業共済組合上川北支所 士別家畜診療所	①　農作物の被害調査及び報告に関すること ②　家畜の被害調査及び診療に関すること ③　町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
士別地区森林組合	①　被災組合員に対する融資及びそのあっせんに関すること ②　町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
剣渕商工会	①　災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保に係る協力に関すること ②　被災商工業者に対する融資及びそのあっせんに関すること ③　災害時における商工業者の経営育成指導に関すること
金融機関	①　被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力に関すること
運送事業者	①　災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援に関すること
危険物関係施設の管理者	①　施設内の災害予防及び災害時の危険物の保安に関すること ②　災害時における被害状況調査及び報告に関すること
プロパンガス取扱機関	①　プロパンガスの防災管理に関すること ②　プロパンガスの供給に関すること
剣淵町保育所 剣淵小学校・中学校 剣淵高等学校	①　児童生徒等の避難保護に関すること ②　応急教育対策及び被災施設の災害復旧に関すること ③　被災者の一時受入措置についての協力に関すること
社会福祉法人 剣淵町社会福祉協議会	①　被災生活困窮者に対する世帯更正資金の融資及びそのあっせんに関すること ②　被災者の保護についての協力に関すること
自治会連合会 各自治会	①　災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること ②　災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関すること ③　非常食等の炊き出し及び保育等ボランティア活動に関すること
剣淵町建設業協会	①　道路・河川等の応急対策及び復旧対策への建設機械等による支援に関すること

第７節　住民及び事業所の基本的責務

いつでもどこでも起こり得る災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安心・安全を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

第１　住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄等、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練等自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力等、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

１　平常時の備え

1)　避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認

2)　「最低３日間、推奨１週間」分の食糧、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保

3)　隣近所との相互協力関係のかん養

4)　災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握

5)　防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得

6)　町内会や自治会における要配慮者への配慮

7)　自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

8)　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

２　災害時の対策

1)　地域における被災状況の把握

2)　近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援

3)　初期消火活動等の応急対策

4)　避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築

5)　道・町・防災関係機関の活動への協力

6)　自主防災組織の活動

３　災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105 条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制す

るため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないことなどの協力を求められた場合、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第２　事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食糧、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

１　平常時の備え

1)　災害時行動マニュアル及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定
2)　防災体制の整備
3)　事業所の耐震化の促進
4)　予想被害からの復旧計画策定
5)　防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
6)　燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
7)　取引先とのサプライチェーンの確保

２　災害時の対策

1)　事業所の被災状況の把握
2)　従業員及び施設利用者への災害情報の提供
3)　施設利用者の避難誘導
4)　従業員及び施設利用者の救助
5)　初期消火活動等の応急対策
6)　事業の継続又は早期再開･復旧
7)　ボランティア活動への支援、地域への貢献

第３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

1　町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

2　地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町との連携に努めるものとする。

3　町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。

4　町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

5　町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第４　住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第２章　剣淵町の概況

第２章　剣淵町の概況

第１節　自然条件

第１　地形

剣淵町は、北海道北部の名寄盆地の南部に位置し、北海道第二の都市・旭川市から北へ向かって約 45 kmの距離にある田園風景豊かな純農村の町である。経済圏としては、旭川市及び北に隣接する士別市に属している。

町域は、東西に 10.8 km、南北に 12.6 km、総面積は 130.99 km²で、天塩川水系の支流である剣淵川流域に沿って広がっている。 地形は、東西を山地に挟まれ、中央部に低地が広く発達している。南はペンケペオッペ川と六線川を境に和寒町に、北は犬牛別川と北東の山地を境に士別市に隣接している。

地質は、粘土層や泥炭層等が堆積し、北西部には「剣淵粘土」と称している耐火粘土が広く分布している。

東：東経	142°　27′　10″	南：北緯	44°　02′　10″
西：東経	142°　16′　20″	北：北緯	44°　11′　00″

第２　気候

剣淵町は、内陸的で夏と冬の気温差が 60℃以上にもなり、また、一日の寒暖差は大きく、盆地特有の気温となっている。夏期は高温多照で 30℃以上の猛暑に見舞われることもあるが、朝夕は涼しく、過ごしやすい。しかし、近年では地球温暖化の現象から、夏と冬の気温差が縮まる傾向にある。冬期は一変し、寒さが厳しく、１月の最大降雪量は平成 30 年には積雪記録を更新し、194cm を記録した。

第２節　災害の概況

第１　冬から春にかけて

１　雪害

冬の降水は気温が低いためほとんど雪となり、積雪量は山間部が最も多く、２～３ｍにも達する。雪質は乾雪で密度が小さく、根雪期が長いことが特徴である。また、吹雪、なだれ等により、公共交通機関の混乱、通行の途絶を招くほか、積雪による農作業期間及び農作物の生育期間の短縮は雪害の一因となっている。

２　融雪出水

最北の地にある天塩川は、上流が南で北へ流下する寒地河川で、冬期間は結氷し春先は上流から融け始め、まだ結氷中の下流へみぞれ状となって流下する。この現象は天塩川特有のもので、氷詰りの異常水位となって、大きな水害をもたらしてきた。

融雪出水は、日本海側北部の河川特有の現象であるが、年間総流出量の 40%～60%は４月から６月にかけて流出する。気温 10℃、風速 5.0m/s のとき１日に融ける雪の量は、雨量に換算すると 45mm 位といわれており、融雪出水は極めてゆっくりと長期間にわたって流出してくる。

その原因については、おおむね次のように考えられる。すなわち、平地の融雪は徐々に河川に注ぐため急激な増水は起こさないが、土地を水で飽和させ、かつ排水溝その他小河川を漲らせ出水の素地をつくることになり、このような状態のところに山腹積雪が融けて急速に注ぎ、平地の融雪によって貯えられた水とともに排水溝その他の小河川の流れを活発にして一挙に出水することになる。

第２　夏から秋にかけて

１　冷害

夏の低温・寡照は、本町の農業に重大な影響を及ぼす。これは、夏季正常に発達すべき太平洋高気圧の勢力がオホーツク海高気圧に比して弱いと、北からの寒気が太平洋岸から入り込むことや、前線が停滞することにより低温、寡照となり、作物の生育や結実に支障をきたすことなどによる。

２　洪水（夏季集中豪雨）

夏季の洪水は集中豪雨に起因する出水が多いのが特徴となっている。強い雨が降るのは限られた期間で、それは、本州の梅雨が終わる頃の不連続線の北上する７月初めと、オホーツク海高気圧により寒冷前線の発生する７月後半、あるいはシベリア高気圧により寒冷前線が南下する８月下旬の３種類があげられ、これに低気圧や台風が伴うとさらに雨量は多くなり、水害が発生している。

３　暴風雨災害

暴風雨災害は、熱帯低気圧と台風によるものが多い我が国では、両者を最大風速 17m/s 以下以上で区分しているが、ここでは災害の原因という観点から一括台風と呼ぶこととする。本町には９月、10 月に上陸するものが影響するものと見られている。

第３　通年

１　渇水被害

天塩川では過去、昭和 51 年、昭和 55 年、平成５年等、冬の積雪量不足や名地の雨不足に起因する渇水被害が発生しており、農作物へ重大な影響を及ぼしている。特に平成５年発生の渇水は深刻で、７月雨不足により野菜をはじめとする農作物に被害が発生するとともに、岩尾内ダムの貯水量が常時満水容量の３％まで低下する事態となった。

２　地震災害

本町が位置する北海道北部は全国的にも地震が少ない地域である。

本町における震度４以上の地震は、記録に残っている限り平成 15 年９月 26 日十勝沖地震、平成 16 年 12 月 14 日留萌支庁南部地震、平成 30 年９月６日胆振東部地震において震度４を観測したものがある。

それ以外は震度３以下の地震となっている。

第３章　防災組織

第３章　防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合調整を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の充実を図るものとする。

第１節　組織計画

防災会議の組織、運営、災害時における体制は、この計画の定めるところによる。

第１　平常時の防災活動体制

町防災会議は、町長を会長とし、防災会議条例第３条第５項に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、災害情報の収集、機関相互の連絡調整を行うものである。

組織及び運営の概要は、次のとおりである。

１　防災会議組織図

【 防災会議組織図 】

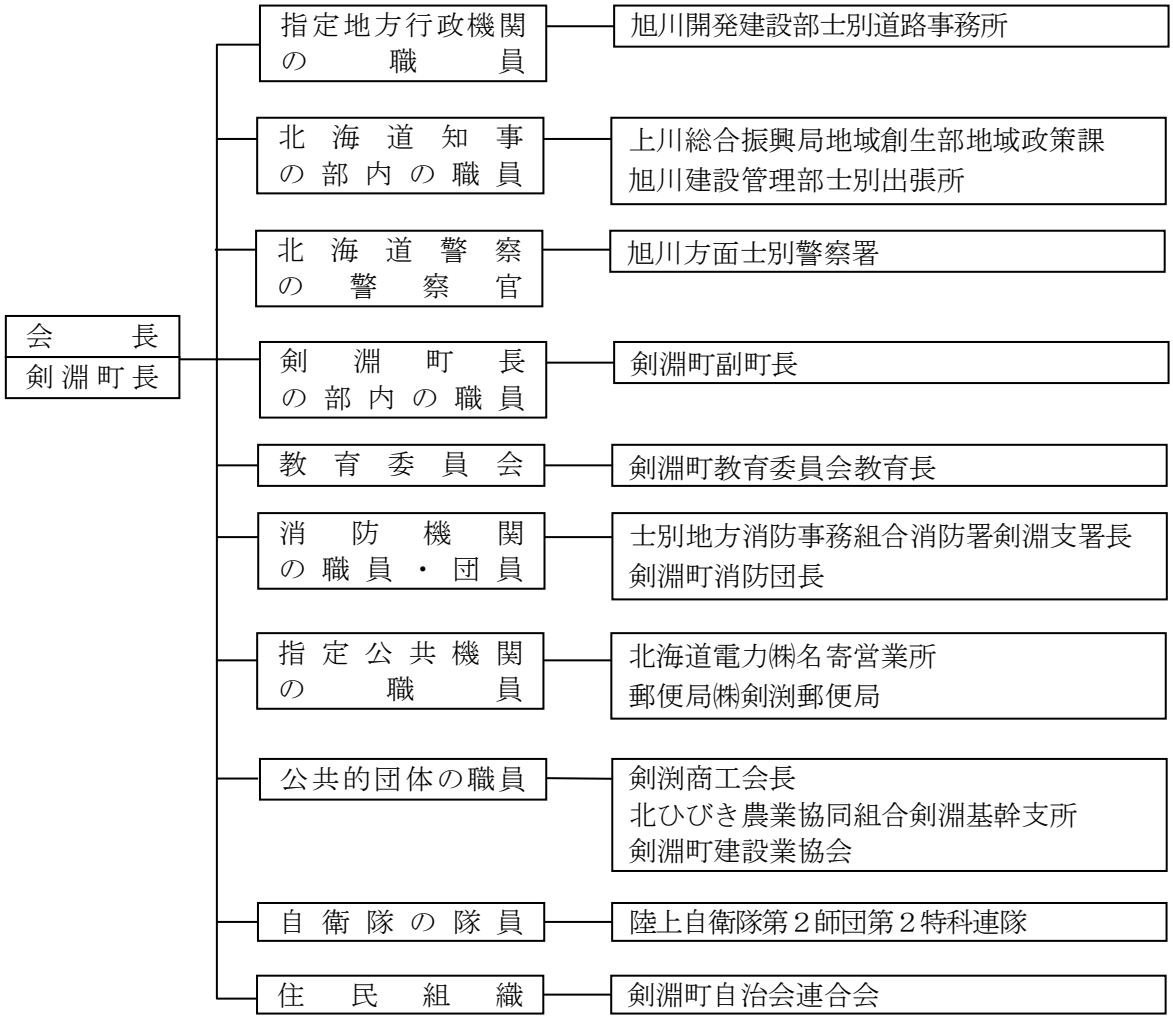

２　防災会議の運営

剣淵町防災会議条例（昭和 37 年剣淵町条例第 31 号）の定めるところによる。

第２　応急活動体制

１　災害対策本部の設置

町長は、基本法第 23 条の２の規定に基づき、災害・事故が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害・事故の状況に応じて災害対策本部を設置し、地域に係る災害応急対策を実施する。

町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

災害対策本部設置基準	
風水害	・特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生する恐れがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生する恐れがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
大事故等	
航空災害	・航空機の墜落炎上等により大規模な航空事故による災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
鉄道災害	・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
道路災害	・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
危険物等災害	・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模火災	・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
林野火災	・火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模停電災害	・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、災害長期化が予想されるとき。
冷（湿）害	・冷（湿）害被害が発生したとき。
地震災害	・震度６弱以上の地震が発生したとき。 ・地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき。

２　組織等

1)　災害対策本部組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

【 災害対策本部組織 】

本部長：町長　　副本部長：副町長・教育長　　本部員：各班長・副班長

対策班名	班長	副班長	担当課・職員構成等
総務班	総務課長	会計課長 議会事務局長	総務課職員 会計課職員 議会事務局職員
民生班	住民課長	健康福祉課長	住民課職員 健康福祉課職員
産業班	農林課長	町づくり観光課長 農業委員会事務局長	農林課職員 町づくり観光課職員 農業委員会事務局職員
建設班	建設課長		建設課職員
文教班	教育委員会教育課長		教育委員会職員
医療班	町立診療所長		町立診療所職員
消防班	士別地方消防事務組合消防署剣淵支署長		士別地方消防事務組合消防署剣淵支署職員

2)　運営

災害対策本部の運営は、剣淵町災害対策本部条例（昭和 37 年剣淵町条例第 28 号）に定めるところによる。

3)　所掌

災害対策本部の所掌事務は、次のとおりである。

所管（課）	対　策　事　項	対策班
総務課 会計課	1　災害対策の総括に関すること 2　災害対策本部の設置運営に関すること 3　防災会議その他関係機関との連絡に関すること 4　予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の収集、伝達に関すること 5　災害情報の収集、伝達に関すること 6　災害現地との連絡、伝令、通信等に関すること 7　災害広報に関すること 8　避難の勧告又は指示の発令に関すること 9　災害時の非常通信計画に関すること 10　庁内の非常配備体制に関すること 11　自衛隊災害派遣要請に関すること 12　救助法の適用に関すること 13　各部、班の連絡調整に関すること 14　その他各部、班に属さないこと 15　災害対策本部の庶務に関すること 16　職員の災害動員計画に関すること 17　職員の非常招集に関すること 18　動員職員の出動状況の記録に関すること 19　動員職員に対する災害用備蓄品等の貸与並びに給食及び寝具の調達供給に関すること 20　災害食糧の確保供給に関すること 21　災害記録・写真及び災害統計に関すること 22　被災者からの陳情等の処理に関すること 23　災害関係予算の編成及び災害関係経費に関すること 24　応急、復旧資材等物資の調達及び救援物資の受け入れに関すること 25　避難所への救援物資の輸送に関すること 26　町有財産の被害調査及び応急対策に関すること 27　罹災証明に関すること 28　災害に伴う金銭（義援金等の受け入れを含む）の出納及び保管に関すること 29　義援金等の配分に関すること	総務班
議会事務局	1　支援対策班内での連絡調整に関すること 2　議会との連絡調整に関すること 3　ほか、対策班への応援に関すること	

所管（課）	対　策　事　項	対策班
住民課	1　避難所及び避難場所の開設、管理運営の総括に関すること 2　避難場所等の記録（避難者名簿等）及び報告に関すること 3　住民への気象情報、避難勧告等の伝達に関すること 4　被災者の避難場所等への誘導に関すること 5　避難者の移送に関すること 6　災害時の防犯に関すること 7　災害に係る相談、苦情等に関すること 8　住民組織等（自治会、自主防災組織等）との連絡調整に関すること 9　災害時の廃棄物及びし尿の処理に関すること 10　受入避難所における仮設トイレの設置に関すること 11　災害時における死体の処理及び埋葬に関すること 12　被災地の環境衛生保持に関すること 13　被災地の交通安全対策に関すること 14　被災納税者の調査に関すること 15　被災者の町税減免に関すること 16　保育所施設の被害調査に関すること 17　保育所児童の避難計画並びに実施に関すること 18　保育所児童保護者との連絡調整に関すること	民生班
健康福祉課	1　福祉避難所の開設、管理運営の総括に関すること 2　社会福祉施設の被害調査に関すること 3　被災者の避難誘導の支援に関すること 4　独居老人、障がい者等の避難等の安全確保及び保護に関すること 5　炊き出しに関すること 6　救援物資の保管・仕分けに関すること 7　医療・救護班、救助班の設置に関すること 8　応急救護所の開設及び管理に関すること 9　被災者に対する保健指導及び栄養指導に関すること 10　上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室（名寄保健所）との連絡調整に関すること 11　上川北部医師会及び旭川歯科医師会、並びに周辺医療機関との連絡調整に関すること 12　感染症予防に関すること 13　防疫に関すること 14　防災ボランティアの受け入れ及び調整に関すること 15　日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関すること 16　被災者の生活保護に関すること	民生班

所管（課）	対　策　事　項	対策班
農林課 町づくり 観光課 農業委員会	1　農業関係の被害調査及び応急対策に関すること 2　被災農家の援護に関すること 3　農業被害に関する応急対策及び災害復旧に関すること 4　農業災害補償及び農業関係資金の融資に関すること 5　被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関すること 6　死亡獣畜の処理に関すること 7　林野火災に関すること 8　町有林の被害調査及び被害対策に関すること 9　災害時における農業関係機関との連絡調整に関すること 10　商工業関係の被害調査に関すること 11　被災商工業者の援護対策に関すること 12　被災商工業者の金融相談及び応急対策に関すること 13　災害時の消費物資の確保及び物価安定に関すること 14　観光施設の被害調査及び応急対策に関すること 15　災害時における商工業観光機関との連絡調整に関すること	産業班
建設課	1　道路の通行禁止及び制限の措置に関すること 2　道路、橋梁、河川、公園等の被害調査及び防災措置要請に関すること 3　道路、橋梁、河川、公園等の保護及び応急対策に関すること 4　道路、橋梁、河川、公園等の災害復旧に関すること 5　応急作業用車両等の確保、調達、配分及び保管に関すること 6　障害物の除去に関すること 7　市街地の浸水防止対策に関すること 8　危険水防区域の警戒巡視に関すること 9　災害時の関係河川水位雨量の情報収集に関すること 10　応急仮設住宅等の設置に関すること 11　一般建築物の被害調査に関すること 12　住宅の応急修理に関すること 13　公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること 14　災害時の輸送の総括に関すること 15　災害時における飲料水の供給に関すること 16　災害時における応急給水に関すること 17　上下水道施設の被害調査及び災害応急対策に関すること 18　水源地の確保、管理及び水質保全に関すること	建設班

所管（課）	対　策　事　項	対策班
教育委員会	1　学校教育施設の被害調査及び応急措置に関すること 2　学校教育施設の災害復旧に関すること 3　学用品等の配給に関すること 4　被災児童生徒の応急教育に関すること 5　小・中学校、高校の児童生徒の避難計画並びに実施に関すること 6　小・中学校、高校との連絡調整に関すること 7　小・中学校、高校の児童生徒保護者との連絡調整に関すること 8　学校教育施設の応急利用に関すること 9　被災児童生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関すること 10　教職員の動員に関すること 11　社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 12　文化財の保護及び応急対策に関すること 13　社会教育施設の災害復旧に関すること 14　社会教育施設の応急利用に関すること 15　体育施設の被害調査及び応急対策に関すること 16　体育施設の災害復旧に関すること 17　体育施設の応急利用に関すること	文教班
町立診療所	1　被災者の応急医療救護、収容、介助及び看護に関すること 2　救護所の設置及び管理に関すること 3　医療等の委託に関すること 4　医療、助産の薬品等の調達に関すること 5　感染症患者及び精神病患者の収容及び医療措置に関すること 6　助産及び被災者の救護に関すること 7　通院患者の避難誘導に関すること	医療班
士別地方消防事務組合消防署剣淵支署	1　消防活動及び水防活動に関すること 2　警戒区域の設定に関すること 3　火災警報等の住民への周知に関すること 4　住民の避難誘導及び人命救助に関すること 5　被災者の救出及び行方不明者の捜索に関すること 6　病人、負傷者、急患等の搬送に関すること	消防班

３　設置場所

災害対策本部は、原則として剣淵町役場に設置する。

1)　本部を設置したときは、役場正面玄関に標示板（別図１）を掲出するものとする。

2)　本部長・副本部長・本部員・各班長及びその他の本部の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、腕章（別図２）を帯用するものとする。

3)　災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、標識（別図３）を付けるものとする。

4)　その他災害対策に関する重要な事項

４　廃止

町長は、災害の発生する恐れがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

５　通知及び公表

町長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を本部員並びに防災会議構成関係機関、

知事（上川総合振興局長）、その他防災関係機関及び住民に対し、電話、文書その他の方法で通知及び公表する。また、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

第３　本部員会議

災害対策本部が設置された場合、本部に「本部員会議」を置くものとする。

１　本部員会議の構成

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員のほか、本部長の指名する職員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。（災害対策本部組織参照）

２　本部員会議の協議事項

1)　本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
2)　災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
3)　関係機関に対する応援の要請に関すること。
4)　その他災害対策に関する重要な事項

３　本部員会議の開催

1)　本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。
2)　本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
3)　本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
4)　本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務班長にその旨を申し出るものとする。

４　会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

５　本部連絡員

1)　総務班長が必要と認めたときは、各班に本部連絡員を置くものとする。
2)　各班長は、あらかじめ所属職員の中から本部連絡員を指名し、総務班長に報告するものとする。
3)　本部連絡員の業務は、次のとおりとする。
　①　所属班内の動員及び配備体制状況の掌握
　②　応急対策の実施及び活動状況の掌握
　③　応急対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求
　④　所属班内の各係に係る災害に関する情報のとりまとめ
　⑤　本部との情報伝達及び所属部内との連絡調整

第４　非常配備

１　非常配備の基準

1)　町は、災害の発生が予想される場合又は発生した場合において、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策を迅速、かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合においても町長は必要と認めたときは、非常配備に関する基準により配備体制をとるものとする。また、総務班長が必要と認めたときは、各班に本部連絡員を置くものとする。

2)　非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

２　非常配備体制

種別	配備時期	配備の内容	配備要員
第１非常配備	1　気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報が発表されたとき。 2　震度４以上の地震が発生したとき。 3　その他特に本部長が必要と認めたとき。	（注意体制） 特に関係ある対策部の少数人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。 また、第２非常配備に移行し得る体制をとるものとする。	総務課
第２非常配備	1　局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2　震度５弱の地震が発生したとき。 3　その他特に本部長が必要と認めたとき。	（警戒体制） 災害応急対策に関係ある各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする。	関係各班
第３非常配備	1　広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 2　震度５強以上の地震が発生したとき。 3　予想されない重大な災害が発生したとき。 4　その他特に本部長が必要と認めたとき。	（非常体制） 災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	全職員

（備考）　災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に配備体制を整えるものとする。

第５　本部各部の配備要員

１　動員（招集）の方法

動員（招集）の方法は次のとおりとする。

1)　総務班は、本部長の非常配備決定に基づき本部員及び各班長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知する。

2)　上記の通知を受けた各班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知する。

3)　各班長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につく。

4)　各班においては、あらかじめ班内の動員（招集）系統を確立しておく。

5)　本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行う。

6)　各班長は、円滑な災害応急対策を実施するために必要と認められるときは、あらかじめ定められている職員の業務分担を変更して、別の業務を指示、命令することができるものとする。

7)　災害時の状況及び応急措置の推移により、必要に応じて各班相互間の協力応援体制を確立する。各班長は、動員可能者数を把握し必要に応じて応援するものとする。

２　平常勤務時の伝達系統及び方法

職員の動員は、本部の配備体制に従って、本部長の指示により総務班長が各班長に対し、庁内放送及び電話、口頭により指令するものとする。

各班長は、所属職員に連絡して指揮監督を行い、災害情報の収集・伝達・調査その他の応急措置を実施する体制を整備確立するものとする。

【 伝達方法 】

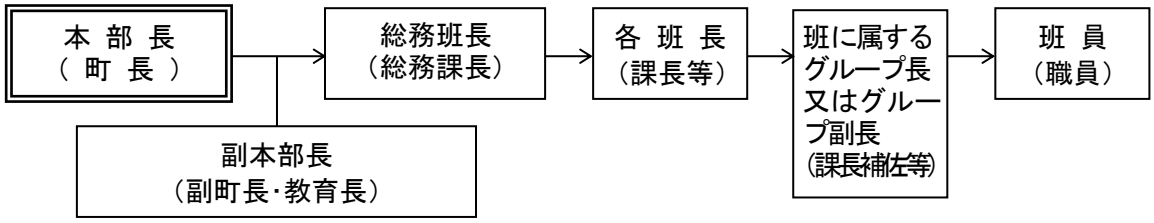

3　休日又は退庁後の伝達

1)　本町における休日・夜間の職員の動員については、原則として、次の「3　職員の緊急参集」に従うものとする。

2)　本町では、休日及び夜間の通報については警備員に連絡が入る。警備員は、次の情報を察知したときは総務班長（総務課長）及び総務班員（総務課職員）に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係班長（各課長）及び関係職員に通知するものとする。

①　災害発生の恐れのある気象情報等が関係機関から通報されたとき。

②　災害が発生したとき。

③　災害発生の恐れのある異常現象の通報があったとき。

【休日又は退庁後の伝達系統（警備員からの連絡による場合）】

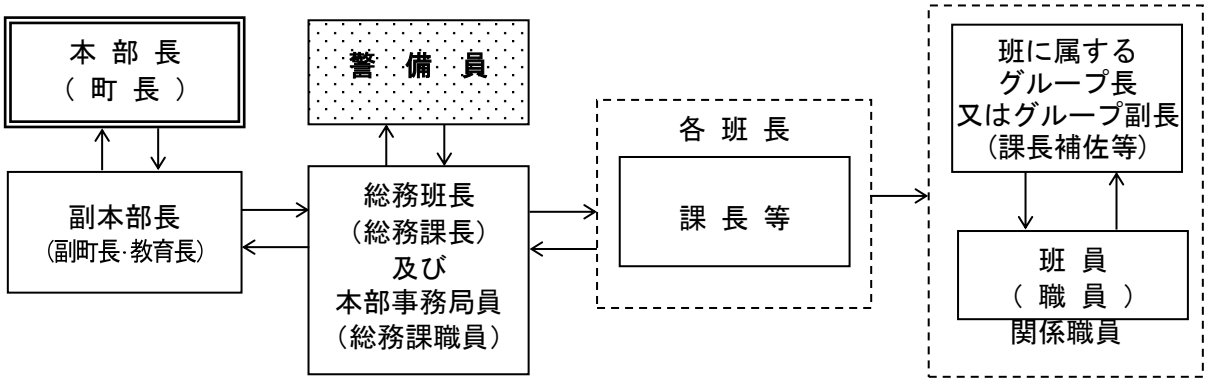

3　職員の緊急参集

1)　本部長は、勤務時間外、休日等に「非常配備体制」を発令したときは、職員の動員（招集）を指示する。

2)　職員は、勤務時間外、休日等において動員（招集）の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生の恐れがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につくものとする。

①　本部が設置された場合は、電話、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集するものとする。

②　震度５弱以上の地震が発生したときは、動員（招集）の指示を待つことなく、自発的にバイク、自転車等できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて、直ちに参集するものとする。

③　通信の途絶等により連絡がとれない場合、自らの判断により参集するものとする。

3)　勤務時間外の参集時には、おおむね次の事項に留意して行動することとする。

①　安全確認

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

②　参集者の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒、食糧、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。

③　被害状況の報告

参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院・診療所、道路、橋梁等の重要施設の被害状況は、詳しく報告する。

④　参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動等適切な措置をとり、職員本人はできる限り迅速な参集を行う。

第６　非常配備体制の活動要領

１　指揮命令系統の確立

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者を次のように定めておくものとする。

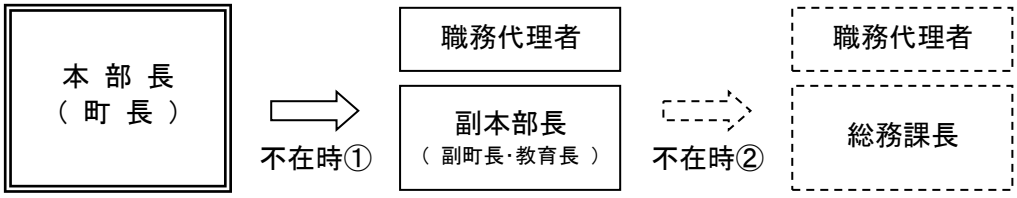

２　本部の活動開始及び終了

1)　活動の開始

災害が発生する恐れがあり、又は発生した場合、災害対策本部設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

2)　活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し、解散する。

３　非常配備体制下の活動

1)　第１非常配備体制下の活動

第１非常配備体制下における活動の要点はおおむね次のとおりとする。

①　総務班長は、気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の収受・伝達等を行う。

②　総務班長は、雨量・水位等に関する情報を関係先から収集する。

③　関係各班長は、総務班からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行う。

④　第１非常配備につく職員の人数は、状況により各班長において増減する。

2)　第２非常配備体制下の活動

第２非常配備体制下における活動の要点はおおむね次のとおりとする。

① 本部の機能を円滑に推進するため、必要に応じて本部員会議及び班長会議を開催する。

② 各班長は、情報の収集・伝達体制を強化する。

③ 総務班長は、関係班長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観的に情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告する。

④ 各班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。

ア 事態の重要性を部員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。

イ 装備・物資・資機材・設備・機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。

ウ 関係班は災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

3) 第３非常配備体制下の活動

第３非常配備が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告する。

① 本部連絡員

総務班長が必要と認めたときは、各部に本部連絡員を置く。

本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班に伝達する。

② 本部情報収集責任者

災害対策本部の設置と同時に本部情報収集責任者を置く。

本部情報収集責任者は、総務班職員のうちから総務班長が指名する者をもって充てる。

本部情報収集責任者は災害情報の収集及び本部からの連絡事項の伝達に当たる。

別図１ 標 示 板

別図２　腕　　章（腕章の地は白、線は赤とする）

本部長副本部長（副町長・教育長）用

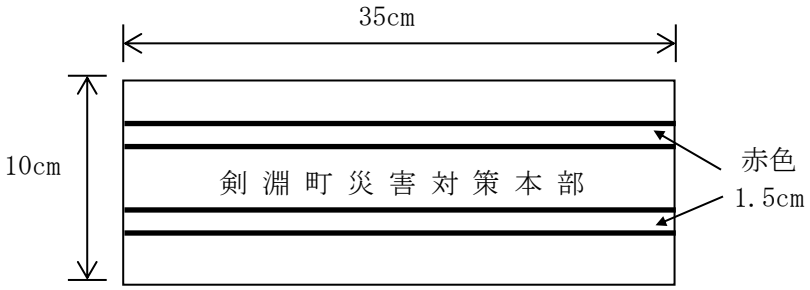

班　長　・　副　班　長　用

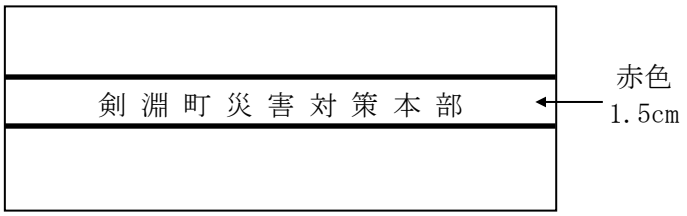

班　　員　　用

別図３　標　　識（マグネット式で車両のサイドの確認しやすい位置に標示する。）

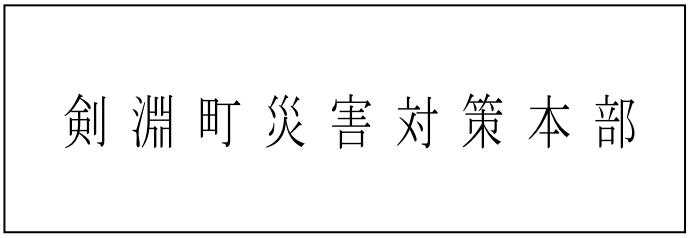

第７　災害対策現地合同本部

１　設置

災害対策現地合同本部は、大規模な災害時に、道を中心とした防災関係機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置する。

また、災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部を設置することができ、町は、必要に応じてこれらの本部に参画する。

なお、災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統は、次のとおりである。

【 北海道内における災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統 】

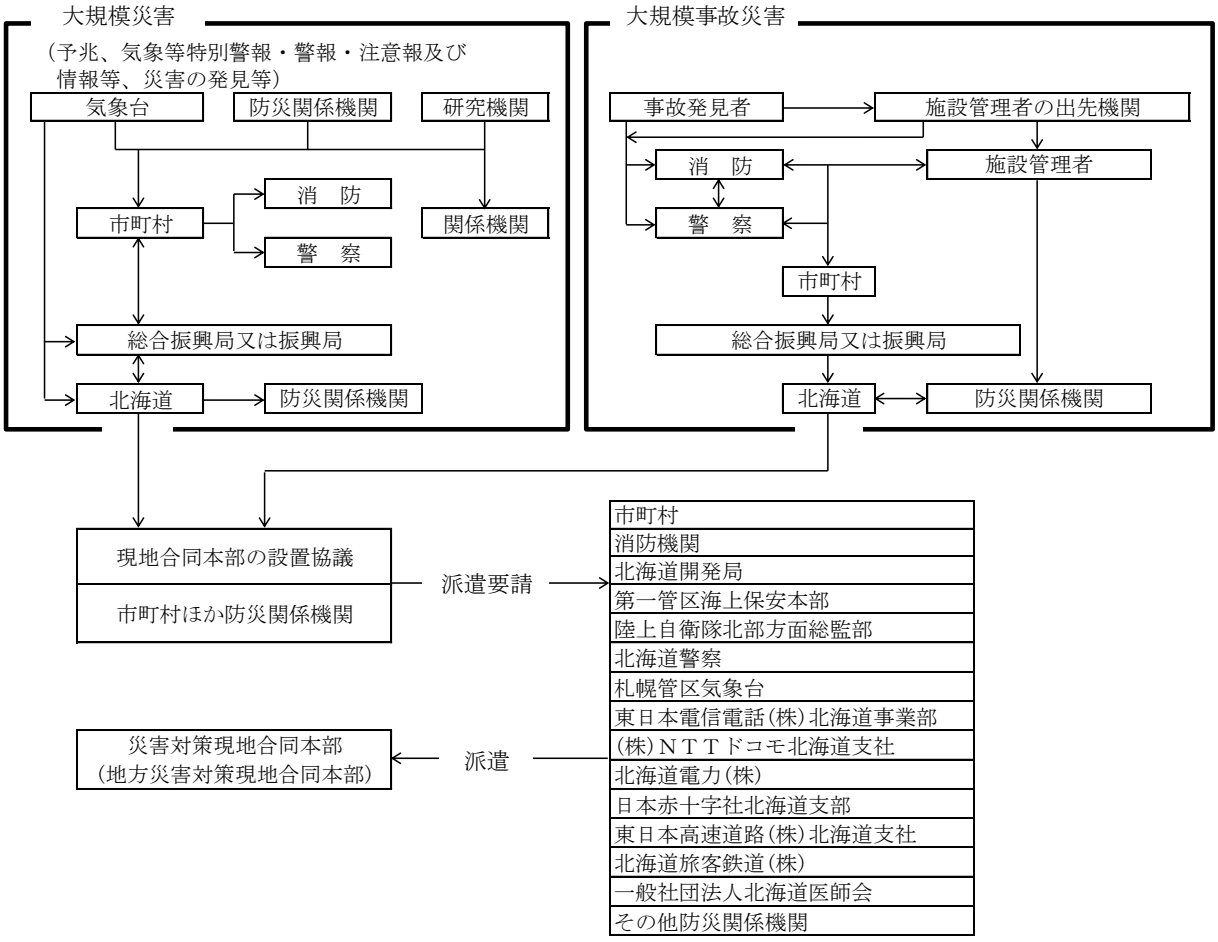

1）　組織

災害対策現地合同本部等の組織は、次のとおりである。

【 災害対策現地合同本部等の組織 】

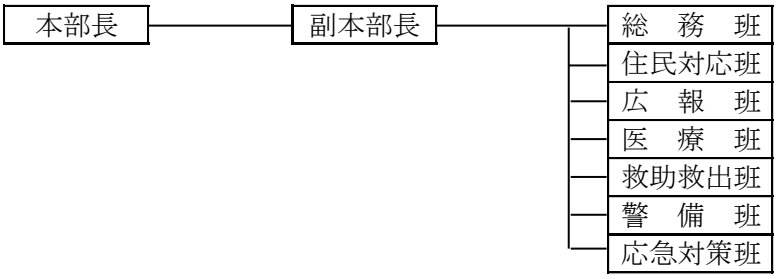

【 現地合同本部等の業務分担（基準） 】

班	担　当	内　　容	主な担当機関
総　務　班	総務担当	現地合同対策本部の庶務	道、市町村、通信関係機関、施設管理者
	調整担当	関係機関の調整 （応援・協力の要請）	道、市町村、気象台
住民対応班		被災者家族への対応等	道、市町村、施設管理者
広　報　班		報道対応、住民への情報提供	道、市町村、防災関係機関、施設管理者
医　療　班	応急措置対　応	被災者のトリアージ・応急処置等	道、消防、医師会、日赤
	健康管理対　応	被災者家族等の健康管理・対応等	道、市町村、医師会、日赤
救助救出班		救助救出方法の検討、調整、実施	警察、消防、施設管理者、市町村 （自衛隊、海保～派遣があった場合）
警　備　班		被災現場の交通規制、立入制限等	警察、海保、施設管理者、市町村
応急対策班		災害応急措置等	道、市町村、防災関係機関、施設管理者 （自衛隊～災害派遣があった場合）

（注）施設管理者は、事故災害の場合のみ

2）　運営等

災害対策現地合同本部設置要綱の定めるところによる。

２　廃止

災害対策現地合同本部等は、災害応急対策がおおむね完了したときに、防災関係機関が相互に協議し、廃止する。

第２節　気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する措置等は次に定めるところによる。

第１　予報区と担当官署

予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、北海道においては、道全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と、７つの府県予報区に分かれており、本町が該当する府県天気予報及び気象に関する特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。

なお、気象に関する警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

【 予報区と担当官署 】

区　分	名　称
府県予報区名	上川・留萌地方
一次細分区域名※1	上川地方
市町村等をまとめた地域※2	上川北部
二次細分区域名※3	剣淵町
担当気象官署	旭川地方気象台

※１　一 次 細 分 区 域：府県天気予報を定常的に細分して行う区域で、気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

※２　市町村等をまとめた地域：二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域

※３　二 次 細 分 区 域：特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域

第２　気象等に関する特別警報・警報・注意報、気象情報等

気象等に関する特別警報・警報・注意報、指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）及び消防法(昭和 23 年法律第 186 号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次のとおりである。

１　気象等に関する特別警報・警報・注意報

1)　種類等

①　気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

種　類	概　　要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害)、大雨特別警報（浸水害)、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒を呼びかける。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。

（注）　地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害)」として発表される。

【 気象等に関する特別警報の発表基準 】

種　類	基　　準	備考
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	雨を要因とする特別警報の指標(発表条件)
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	台風等を要因とする特別警報の指標(発表条件)
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	雪を要因とする特別警報の指標(発表条件)

（注）　発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

② 気象等に関する警報・注意報

ア 気象等に関する警報

種 類	概 要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程等による重大な災害」の恐れについても警戒を呼びかける。

イ 気象等に関する注意報

種 類	概 要
大雨注意報	大雨により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
大雪注意報	大雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」の恐れについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。

種　類	概　　要
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こる恐れのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こる恐れのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生する恐れがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こる恐れのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生する恐れがあるときに発表される。

ウ　洪水警報・注意報

現象の種類	概　　要
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。

（注）　地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

【 気象等に関する気象等に関する警報・注意報の発表基準 】

令和２年８月６日現在
発表官署 旭川地方気象台

種 類		発 表 基 準	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	11
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	146
	洪　　水	流域雨量指数基準	剣淵川流域=26.4，犬牛別川流域=32.1， パンケペオッペ川流域=13.3
		複合基準※	剣淵川流域=（7，16）， パンケペオッペ川流域=（5，13.2）
		指定河川洪水予報による基準	－
	暴　　風	平均風速	16m/s
	暴 風 雪	平均風速	16m/s　雪による視程障害を伴う
	大　　雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm 以上
	波　　浪	有義波高	
	高　　潮	潮位	
注意報	大　　雨	表面雨量指数基準	6
		土壌雨量指数基準	91
	洪　　水	流域雨量指数基準	剣淵川流域=21.1，犬牛別川流域=25.6， パンケペオッペ川流域=10.6
		複合基準※	剣淵川流域=(5,14.4)，犬牛別川流域=(5,20.5)， パンケペオッペ川流域=（5，10.6）
		指定河川洪水予報による基準	－
	強　　風	平均風速	12m/s
	風　　雪	平均風速	10m/s　雪による視程障害を伴う
	大　　雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm 以上
	波　　浪	有義波高	
	高　　潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融　　雪	60mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃　　霧	視程	200m
	乾　　燥	最小湿度 30%　実効湿度 60%	
	な だ れ	①　24 時間降雪の深さが 30cm 以上 ②　積雪の深さが 50cm 以上で日平均気温 5℃以上	
	低　　温	4 月～6 月、8 月中旬～10 月：（平均気温）平年より 6℃以上低い 7 月～8 月上旬　：（気温）14℃以下が 12 時間以上継続 11 月～3 月　：（最低気温）平年より 12℃以上低い	
	霜	最低気温 3℃以下	
	着　　氷		
	着　　雪	気温 0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	90mm

※　（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

【 警報・注意報発表基準一覧表の解説 】

1)　本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。

2)　警報とは、重大な災害が起こる恐れのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こる恐れのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

3)　大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

4)　表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

5)　表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また、現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。

6)　大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害）は「大雨警報（浸水害)」、(土砂災害）は「大雨警報（土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。

7)　地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

8)　大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

9)　大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は１km 四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。１km 四方ごとの基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

10) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全て地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

出典：気象庁ホームページ

（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/kijunkaisetsu_shichoson.pdf）

2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難行動を促す情報（避難情報等）
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 （必ず発令されるものではない）
～ ＜警戒レベル4までに必ず避難！＞ ～			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 （従来の避難勧告のタイミングで発令）
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難

町は、警戒レベル相当情報のほか、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する。

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）			
	洪水に関する情報			土砂災害に関する情報（下段：土砂災害の危険度分布）
	水位情報がある場合（下段：国管理河川の洪水の危険度分布）	水位情報がない場合（下段：洪水警報の危険度分布）	内水氾濫に関する情報	
5相当	**氾濫発生情報** 危険度分布：黒 （氾濫している可能性）	**大雨特別警報（浸水害）**		**大雨特別警報（土砂災害）**
4相当	**氾濫危険情報** 危険度分布：紫 （氾濫危険水位超過相当）	危険度分布：うす紫 （非常に危険）	**内水氾濫危険情報** （水位周知下水道において発表される情報）	**土砂災害警戒情報** 危険度分布：うす紫 （非常に危険）
3相当	**氾濫警戒情報** 危険度分布：赤 （避難判断水位超過相当）	**洪水警報** 危険度分布：赤 （警戒）		**大雨警報（土砂災害）** 危険度分布：赤 （警戒）
2相当	**氾濫注意情報** 危険度分布：黄 （氾濫注意水位超過）	危険度分布：黄 （注意）		危険度分布：黄 （注意）
1相当				

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（町に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）

下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（町が自ら確認する必要がある情報）

3)　気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統

伝達は、次の系統図による。この伝達は、府県予報区担当官署及び分担気象官署が実施する。

なお、気象業務法第 15 条の２の規定に基づき、気象等に関する特別警報を受けた道は直ちに関係市町村に通知し、道からの通知を受けた町は直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務）。

※　周知の措置：スピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等

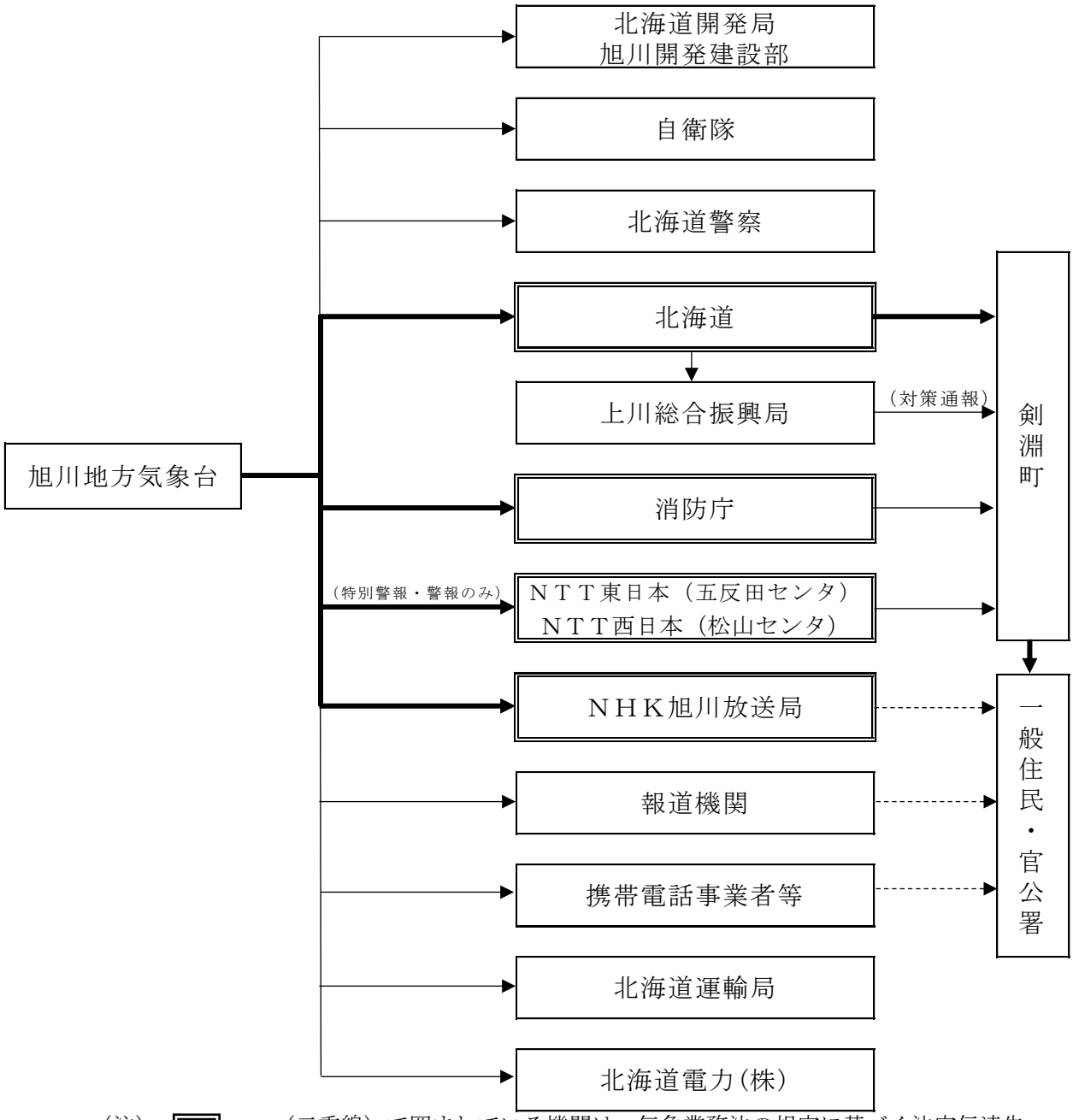

（注）　（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

（注）　（太線）は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

（注）　は放送・無線

（備考）　緊急速報メールは「気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報」が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

２　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

種　　類	概　　要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）： 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）： 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）： ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）： 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）： 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）： ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当

※　「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

３　水防活動用気象警報・注意報

旭川地方気象台の長は、気象等の状況により洪水の恐れがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させる。

1)　種類等

水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象警報・注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の種類並びにそれらの発表基準は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発　表　基　準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想したとき。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想したとき。
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生する恐れがあると予想したとき。
	大雨警報特別警報	大雨による重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予想したとき。
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想したとき。

（注）　一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。なお、水防活動用警報・注意報は、水防活動用として特別に発表されるものではなく、一般向け警報・注意報に含めて発表されるものである。従って、洪水注意報が発表されたときは、直ちに水防活動用洪水注意報が発表されたこととなる。

2)　水防活動用気象警報・注意報の伝達系統

水防活動の利用に適合する気象警報・注意報の伝達系統は次のとおりである。

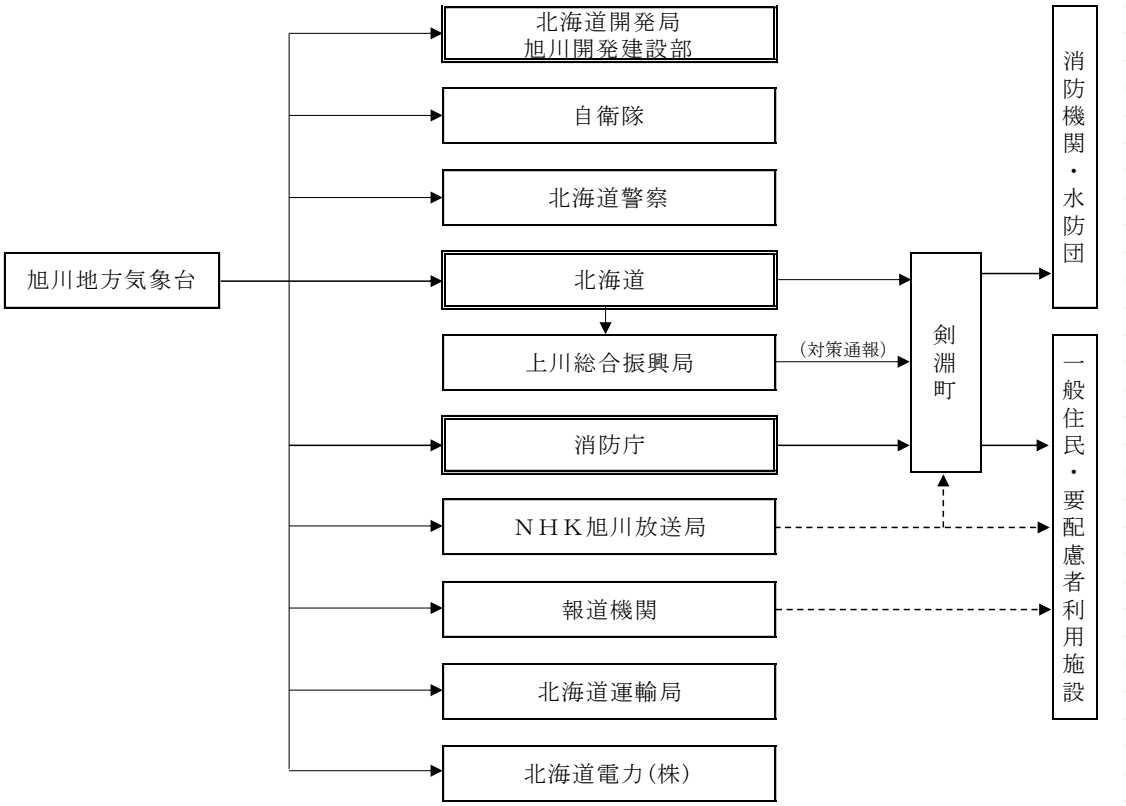

4　水防警報（水防法第 16 条）

知事は、指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

1)　指定河川及び担当（旭川建設管理部）

水　系	河　川	担　当
天塩川	剣淵川、犬牛別川	上川総合振興局　旭川建設管理部

2)　種類等

種類	内　　容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等又は河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達し、なお上昇の恐れがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる。）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害の恐れがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

3)　水防警報の伝達系統

水防法第 16 条第 1 項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、道が発表し、伝達は次の系統により行う。

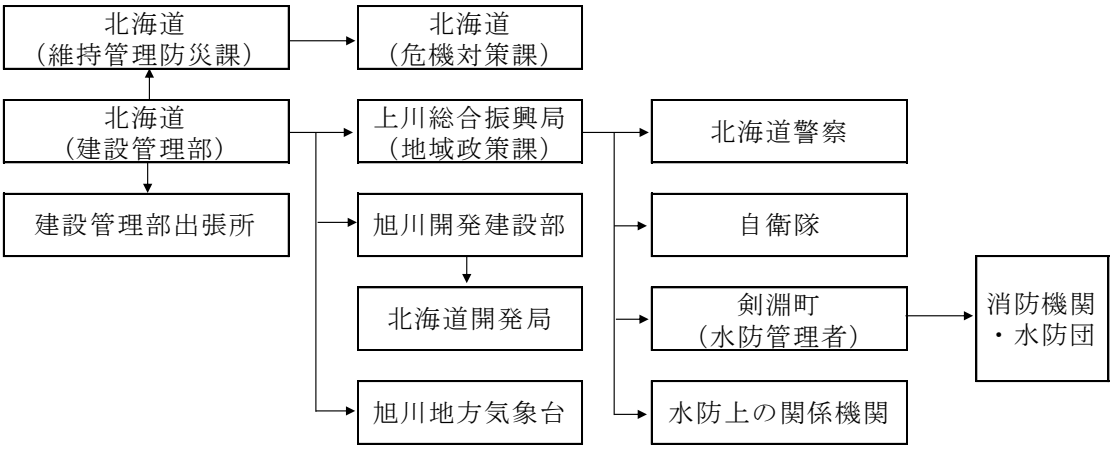

5　水位情報の通知（知事指定河川）

知事は、指定した河川について、水位が氾濫危険水位（水防法第 13 条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。また、知事が指定した河川について通知をした場合、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

なお、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行われることに留意する。

1)　指定河川及び水位（旭川建設管理部）

水　系	河　川	基準水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
天塩川	剣淵川	剣淵	131.56	132.22	132.78	132.95	134.62
		剣淵橋	125.42	127.36	128.12	129.49	129.49
	犬牛別川	温根別	140.01	140.86	141.17	141.83	141.83
		難波田橋	125.73	127.09	128.01	128.63	128.63

2)　種類等

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき。
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

3)　水位情報の伝達系統

水防法第 13 条第２項の規定により知事が指定した水位周知河川の水位到達情報の通知は、次の伝達系統により行う。

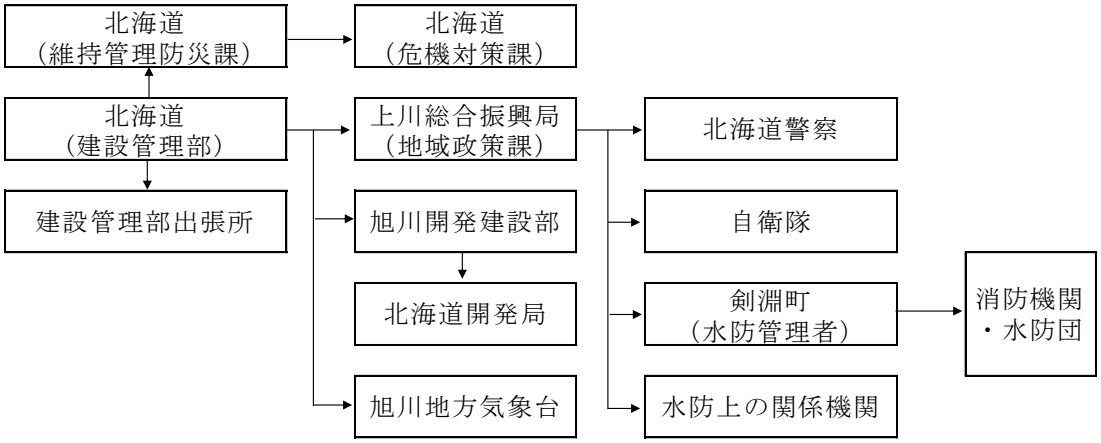

６　土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、上川総合振興局又は上川総合振興局と旭川地方気象台から共同で発表される。

町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができ（https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land）、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。

伝達は次の系統により行う。

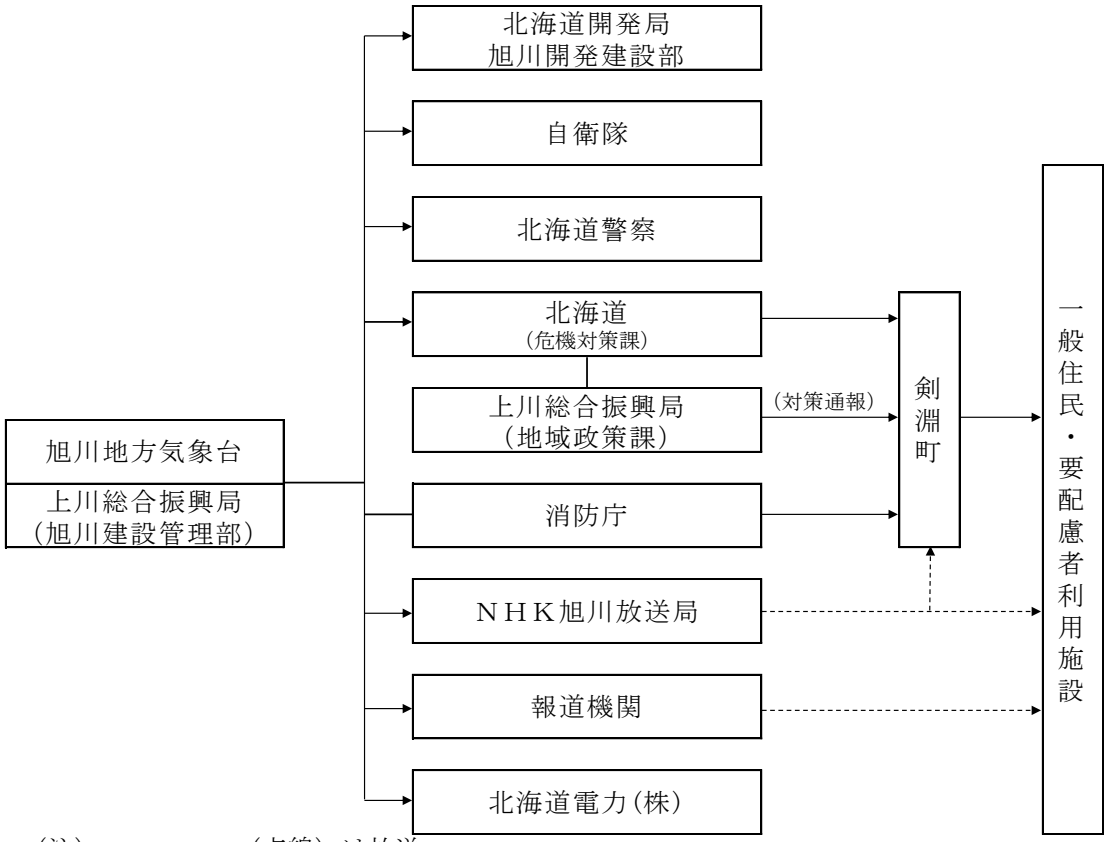

（注）　--▶　　（点線）は放送

7　火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

札幌管区気象台及び旭川地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、旭川地方気象台から道に通報する。

通報を受けた道は、町に通報するものとし、町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

1)　通報基準

発表官署	地域名 （二次細分区域名）	通報基準
旭川地方気象台	剣淵町	「乾燥注意報」基準（実効湿度が 60%以下、最小湿度が 30%以下）及び「強風注意報」基準（平均風速 12m/s 以上）と同一。ただし、降雨及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

2)　火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）等の伝達系統火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。

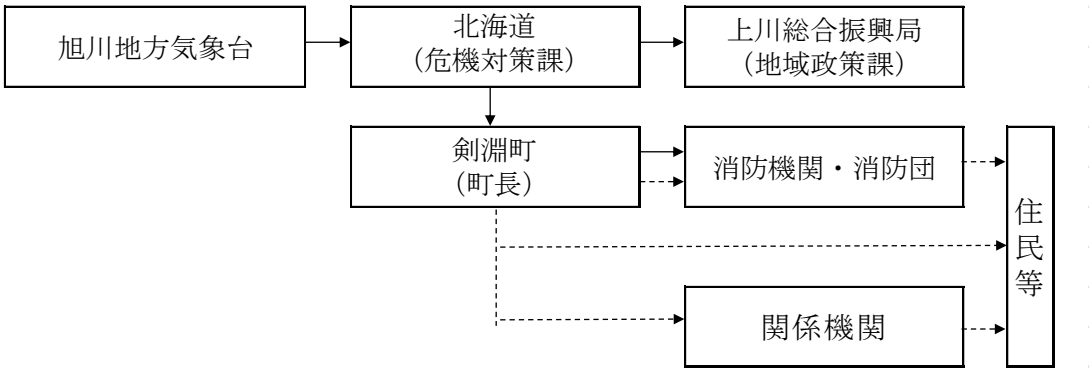

８　気情情報等

1)　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

2)　地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報

3)　台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

4)　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な１時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land

浸水キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund

洪水キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood

5)　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生する恐れが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から１時間である。

※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/

第３　異常現象を発見した者の措置等

１　通報義務（基本法第 54 条第１項及び第２項）

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように努力しなければならない。

２　警察官等の通報（基本法第 54 条第３項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

３　町長の通報（基本法第 54 条第４項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、次の気象官署に通報しなければならない。

あて先官署名	電話番号	地域
旭川地方気象台 旭川市宮前１条３丁目 3-15	(0166)32-6368（観測予報） 32-7102（防災）	上川、留萌（総合） 振興局地域管内

第４　気象通報等の受理及び伝達

町は、気象等に関する情報を迅速に収集し、迅速かつ適切に緊急事態に対処する体制をとるとともに、必要に応じて関係機関、住民等へ伝達する。

１　気象通報等の受理等

1)　旭川地方気象台から通報された予報（注意報を含む。）、警報並びに情報、上川総合振興局が発する対策通報又は異常現象を発見した情報等（以下、本節において「気象通報等」という。）を受けたときに、災害が発生すると予想される場合には、直ちに総務課長に連絡して指示を受け、下記「気象通報等の伝達系統」に基づき必要に応じて関係課長等に連絡するとともに、関係機関、団体、学校及び住民に対し、気象通報等発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

2)　気象通報等は、通常の勤務時間中は総務課が、勤務時間外は警備員が受理するものとする。

3)　夜間・休日等において警備員が気象通報等を受けたときは、気象通報受理簿（資料編：第３章－様式１参照）に記載するとともに、次に掲げる警報については総務課長に連絡し、当直明けの際、注意報、警報並びに情報等受理票を総務課長に提出するものとする。

①　気象警報　　暴風、暴風雪、大雨、大雪

②　各種警報　　浸水、洪水、水防

③　その他特に重要と認められる各種注意報

【 注意報、警報並びに情報等の伝達責任者一覧 】

伝達先	伝達責任者	伝達方法	備考
庁内	総務課長	口頭・庁内放送	
関係機関	〃	電話・口頭等	防災行政無線
消防署剣淵支署	〃	〃	広報車
自治会長	〃	〃	
各学校	教育課長	〃	

２　気象通報等の伝達及び周知

気象通報等は、次の系統図に基づき、電話、無線その他最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

【 気象通報等の伝達系統図 】

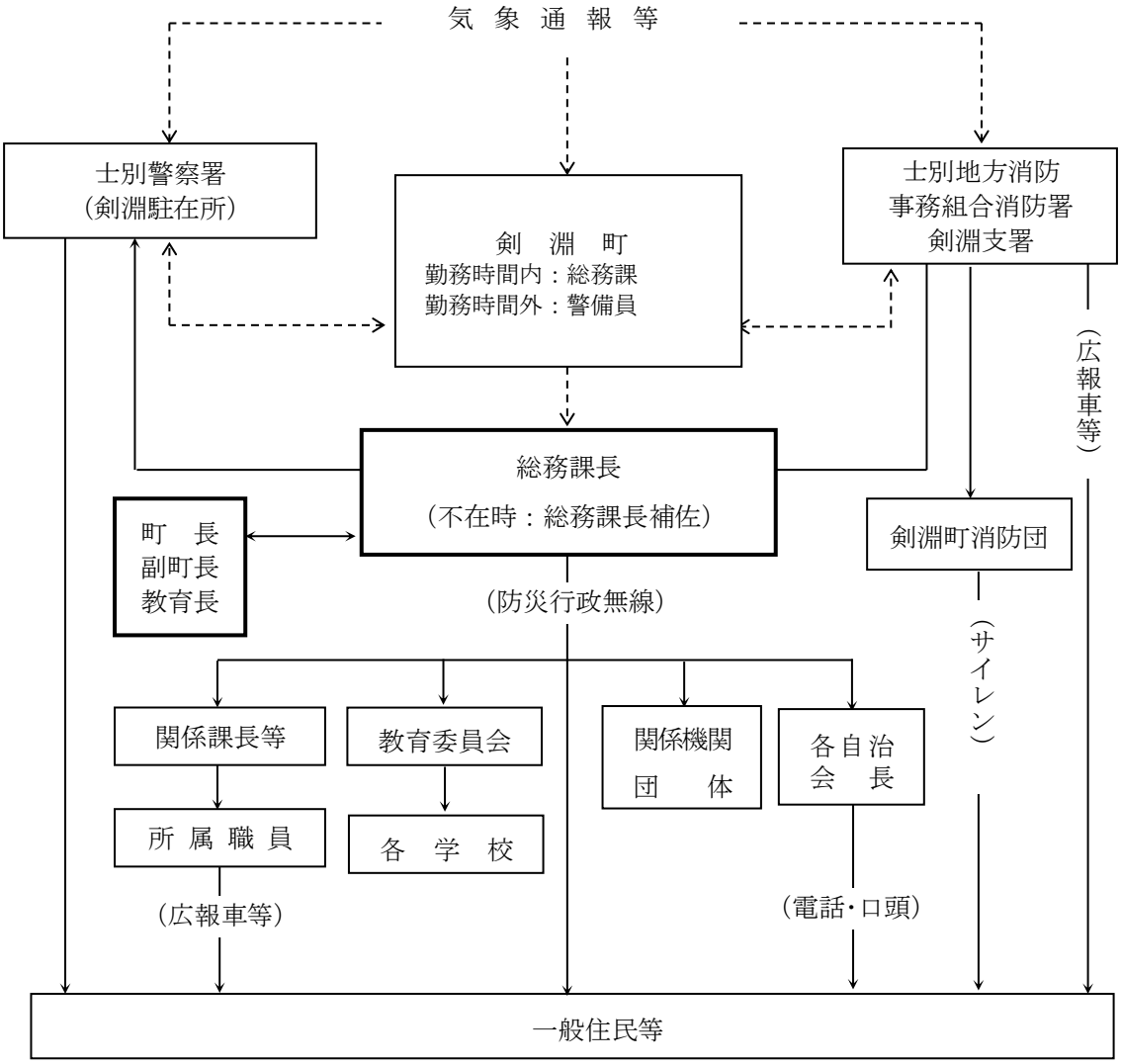

第４章　災害予防計画

第４章　災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておく等協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、その地域において災害が発生する恐れのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第１　重要警戒区域及び整備計画

「災害危険区域現地調査実施要領」に基づく、災害の発生が予想される重要警戒区域は、資料編に掲載する次の別表１から３のとおりである。

資料編：第４章－別表１　水防区域参照。

資料編：第４章－別表２　地すべり・がけ崩れ等危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）参照。

資料編：第４章－別表３　土石流危険区域参照。

さらに、災害危険区域の位置図として資料編に別図１のとおり掲載する。

資料編：第４章－別図１　災害危険図参照。

また、町内における危険物の貯蔵所及び取り扱い所等の所在一覧は、資料編に掲載する別表４のとおりである。

資料編：第４章－別表４　危険物取り扱い所及び貯蔵所参照。

「災害危険区域現地調査実施要領」（参考）

1　目的

地域災害対策連絡協議会（以下「協議会」という。）は、この要領に基づき現地調査を通じ、災害危険区域の把握を行い災害を未然に防止することを目的とする。

2　調査の方法

協議会は、市町村防災会議の協力を得て、別に定める調査基準に従い災害危険区域を調査し、把握するものとする。

3　調査対象区域

1)　水防区域（資料編：第４章－別表１　水防区域参照）

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域

2)　地すべり・がけ崩れ等危険区域（資料編：第４章－別表２　地すべり・がけ崩れ等危険区域参照）

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する区域

3)　土石流危険区域（資料編：第４章－別表３　土石流危険区域参照）

降雨、地質等が原因で土石流により災害が予想され、警戒を要する区域

4　調査事項

調査は、次に掲げる事項について行う。

1)　危険区域の概況

2)　予想される被害の規模

3)　法律等における指定状況との関連

4)　防災関係機関における整備計画

5　調査実施の時期

調査は、融雪出水期前・台風襲来期、その他異常な自然現象、大規模災害発生の恐れのある時期等において、防災上必要と認められる場合に行う。

6　調査結果の取り扱い

1)　協議会は、現地調査完了後速やかに道防災会議会長に報告するものとする。

2)　市町村防災会議は、災害危険区域を市町村地域防災計画に明示し、災害時の避難計画等に反映するものとする。

3)　防災関係機関は、治山治水計画、災害発生防止計画、その他必要とする事業計画の実施について配慮するものとする。

第１節　防災思想・知識の普及･啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及･啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任者

１　防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的、かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確、かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

２　剣淵町

1)　教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

2)　住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明等、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

3)　過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

4)　地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

第２　配慮すべき事項

１　東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

２　要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

３　公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

４　地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

５　各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

６　防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

７　防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベル

により提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第３　普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

1　各種防災訓練の参加普及
2　ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
3　インターネット、ＳＮＳの活用
4　新聞、広報誌（紙）等の活用
5　映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
6　広報車両の利用
7　テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
8　防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
9　学校教育の場の活用
10　その他

第４　普及・啓発及び教育を要する事項

1　剣淵町地域防災計画の概要
2　北海道防災基本条例の概要
3　災害に対する一般的知識
4　災害の予防措置
　1)　自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
　2)　防災の心得
　3)　火災予防の心得
　4)　台風襲来時の家庭の保全方法
　5)　農作物の災害予防事前措置
　6)　船舶等の避難措置
　7)　その他
5　災害の応急措置
　1)　災害対策の組織、編成、分掌事項
　2)　災害の調査及び報告の要領・方法
　3)　防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
　4)　災害時の心得
　　①　（家庭内、組織内の）連絡体制
　　②　気象情報の種別と対策
　　③　避難時の心得
　　④　被災世帯の心得
6　災害復旧措置
　1)　被災農作物に対する応急措置
　2)　その他
7　その他必要な事項

第５　学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

１　学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

２　学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

３　学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

４　児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。

５　防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。

６　社会教育においては、ＰＴＡ、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第６　普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第２節　防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

第１　訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第２　訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

１　水防訓練
２　土砂災害に係る避難訓練
３　消防訓練
４　救難救助訓練
５　情報通信訓練
６　非常招集訓練
７　総合訓練
８　防災図上訓練
９　その他災害に関する訓練

第３　相互応援協定に基づく訓練

道、町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第４　民間団体等との連携

道、町及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第５　複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第３節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、災害時において住民の生活を確保するための食糧その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第１　食糧その他の物資の確保

１　町は、災害時に避難所等で必要となる食糧、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、おおむね発災から３日目までに必要な数量（住民持参分を除く。）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。また、応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

［備蓄品の例］

食　　糧　…	米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク
飲　料　水　…	ペットボトル水
生活必需品　…	毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）
衛 生 用 品　…	マスク、消毒液
燃　　料　…	ガソリン、灯油
そ　の　他　…	トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

２　町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低３日間、推奨１週間」分の食糧及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第２　防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、町の整備の取組を支援し、補完する。

第３　備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

第４節　相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第１　基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速、かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、ＮＰＯ等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。あわせて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速、かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練等において応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第２　相互応援（受援）体制の整備

１　剣淵町

1)　道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速、かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底する等、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

2)　必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

3)　災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

２　防災関係機関等

あらかじめ、道、市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣等の連絡調整体制等、必要な準備を整えておくものとする。

第３　災害時におけるボランティア活動の環境整備

町は、道及び指定地方行政機関と協力し、次の事項に留意の上、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

１　平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。

２　ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

３　行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

４　社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第５節　自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神の下に地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第１　地域住民による自主防災組織

町は、自治会等の地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難誘導等が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第２　事業所等の防災組織の整備

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所で、自衛消防組織設置が法令の規定により義務付けられている事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。また、その他の事業所についても、自主的な防災組織を設置するなどして積極的な防災体制の整備・強化に努めるものとする。

第３　自主防災組織の編成

自主防災組織は、その機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

1　自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。

2　他地域への通勤者の多い地域では、昼夜間の活動に支障のないような編成とする。

第４　自主防災組織の活動

１　平常時の活動

1)　防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃からの備えや、災害時の的確な行動が重要であり、自治会等の会合等を利用して防災に関する正しい知識の普及を図るものとする。

2)　防災訓練の実施

災害時において、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から防災訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得するものとする。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

①　情報収集・伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関

係機関へ通報するための訓練を実施する。

② 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

③ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速、かつ安全に避難できるよう実施する。

④ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

⑤ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、その活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、災害時に速やかに応急措置をとることができるよう日頃から点検を行うものとする。

2 非常時及び災害時の活動

1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、災害時に発生した被害状況を迅速、かつ正確に把握して町に報告するとともに、防災関係機関による情報を住民に伝達して不安を解消し、的確な応急活動を行うものとする。このため、あらかじめ以下の事項を定めておくものとする。

① 連絡をとるべき防災関係機関名

② 防災関係機関との連絡手段

③ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、町の区域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に努めるものとする。

2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末等の出火防止措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合は、消火器等により初期消火に努めるものとする。

3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物倒壊等により下敷きになった者を発見したときは、町へ通報するとともに、二次災害発生に十分注意しながら救出活動に努めるものとする。また、負傷者に対しては、応急手当を行うとともに、状況により医療機関・救護所へ搬送するものとする。

4) 避難の実施

町長等から避緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力の下に早期に避難させる。

5)　指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Ｄｏはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

6)　給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、町の活動と連携した自主防災組織による積極的な協力を行うものとする。

第６節　避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第１　避難誘導体制の構築

町は、避難者の誘導を安全、かつ迅速に行うことができるよう次の誘導体制の整備に努めるものとする。

1　大規模火災、地震等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

2　指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

3　避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

4　大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結する等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努めるものとする。

5　名寄保健所に協力し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

6　学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

7　小学校就学前の子ども達の安全で確実な避難のため、災害時における保育所等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

8　指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第２　指定緊急避難場所の確保等

町は、災害の切迫した災害から命を守るための指定緊急避難場所をあらかじめ設置するものとする。

1　町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさ等の地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生する恐れがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

【 指定緊急避難場所の指定基準 】

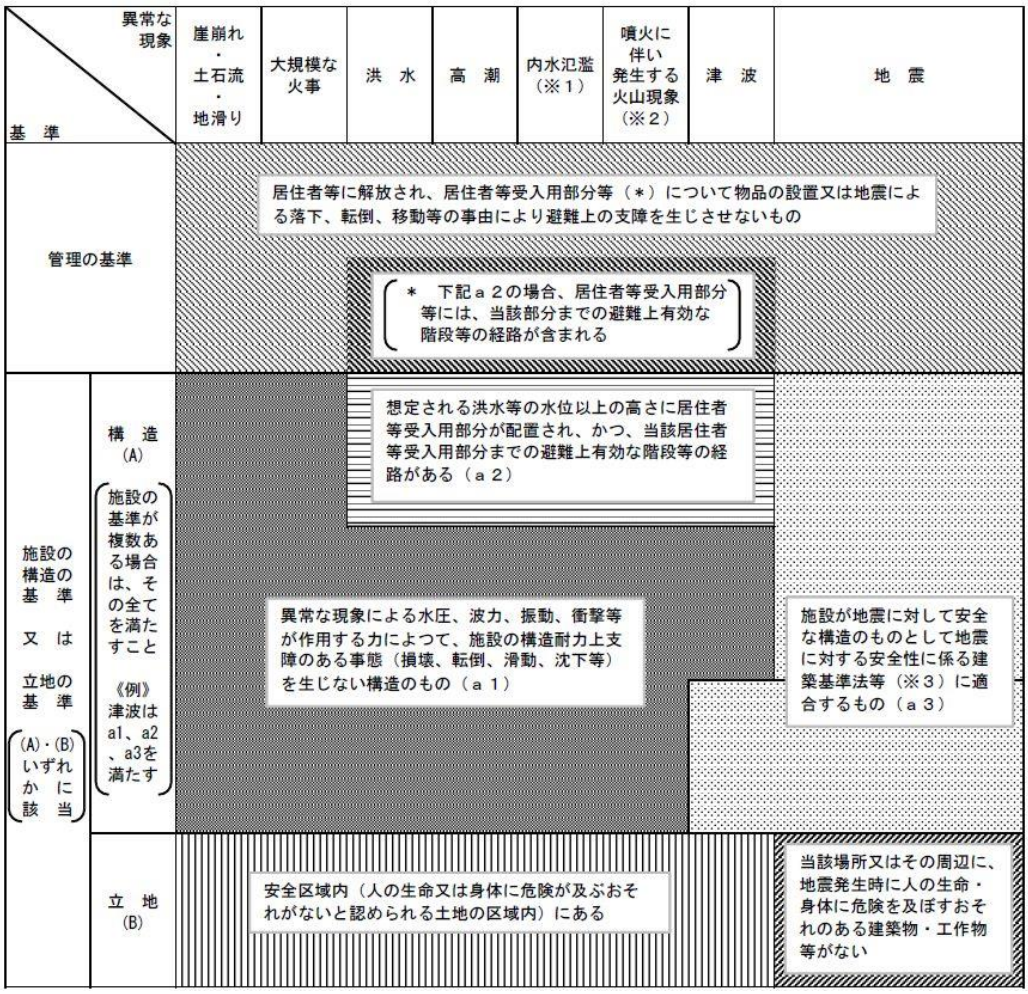

※１　一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水
※２　火砕流、溶岩流、噴石、泥流等
※３　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

2　学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

3　指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

4　町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

5　町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

第３　避難所の確保等

町は、災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでの間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として指定避難所等を整備する。

1　町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要、かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

2　町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

1)　要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

2)　災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

3)　災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

3　指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

4　町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について努めるものとする。

1)　避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。

2)　老人福祉施設、障害者支援施設等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

3)　学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

4)　町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

5)　町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

5　指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

6　町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

7　町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第４　町における避難計画の策定等

町は、住民を安全な場所へ迅速、かつ確実に避難させることにより、被害を未然に防止することを図る。

１　避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速、かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

２　防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域等、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

３　町の避難計画

町の避難計画は、主に次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

1)　避難指示等を発令する基準及び伝達方法

2)　指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

3)　指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光客対策を含む。）

4)　避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

5)　避難場所・避難所の開設に伴う被災者救援措置に関する事項

①　給水、給食措置

②　毛布・寝具等の支給

③　衣料、日用必需品の支給

④　暖房及び発電機用燃料の確保

⑤　負傷者に対する応急救護

6)　指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

①　避難中の秩序保持

②　住民の避難状況の把握

③　避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

④　避難住民に対する各種相談業務

7)　避難に関する広報

①　防災行政無線（戸別受信機を含む。）による周知

②　緊急速報メールによる周知

③　広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知

④　避難誘導者による現地広報

⑤　住民組織を通じた広報

4　被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は避難誘導や各種災害応急対策等の業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況等の把握に支障を生じることが想定される。

このため、町は、指定避難所における入所者登録等の重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）等、避難状況を把握するためのシステムの整備に努める。

なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管するよう努める。

第５　防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主な次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

1　避難の場所（指定緊急避難場所・指定避難所）

2　経路

3　移送の方法

4　時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

5　保健、衛生及び給食等の実施方法

6　暖房及び発電機の燃料確保の方法

第６　公共用地等の有効活用への配慮

町は、北海道財務局及び道と、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄等防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第７節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第１　安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況に置かれる場合があることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

１　町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

1)　重要事項の設定

町は、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の取り扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を町防災計画に定める。

2)　要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握に努める。

また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成のために必要があると認められるときは、基本法に基づき、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。なお、情報提供の依頼等に際しては、法令に基づくものであることを、書面をもって明確にする。

さらに、避難行動要支援者の避難能力等の個人番号に紐づけられた情報の集約・取得について、業務の効率化や事務負担の軽減を考慮し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）により、個人番号を利用して避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成及び更新することができる。なお、個人番号の活用に当たっては、関係法令及び条例の規定に基づくものとなるよう留意する。

3)　避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、円滑、かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動

要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町避難支援等関係者間で共有する。

なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留意する。

名簿対象者範囲と名簿記載内容は以下のとおりとする。

① 名簿対象者範囲

名簿の対象者範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

ア 介護保険の要支援・要介護の認定を受けている者

イ 身体障害者手帳の所持者（１級及び２級の者に限る。）

ウ 療育手帳Ａの所持者

エ 精神障害者保健福祉手帳の所持者 （１級及び２級の者に限る。）

オ 上記以外で町長が支援の必要を認めた者

② 名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 世帯主氏名

イ 氏名

ウ 生年月日

エ 性別

オ 住所又は居所

カ 電話番号その他の連絡先

キ 避難支援等を必要とする事由

ク 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

また、町長は、災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な範囲で、消防団、警察、自治会及び避難所の管理責任者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対して名簿情報を提供する。提供を受けた避難支援等関係者は、避難支援を実施するものとする。

なお、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者の情報を収集し、毎年更新を行う。

4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、あらかじめ避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏洩の防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

① 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

② 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

③ 施錠可能な場所へ名簿の保管を行うように指導すること。

④ 名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。

⑤ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で取り扱う者を限定するよう指導すること。

⑥ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結すること。

5) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、以下の機関及び団体とする。

① 士別地方消防事務組合剣淵町消防団
② 北海道警察旭川方面本部士別警察署
③ 剣淵町民生委員児童委員
④ 剣淵町社会福祉協議会
⑤ 避難行動支援者が居住する地域の自治会であって、かつ避難支援等を実施し、名簿を適正に管理することができると認められる自治会
⑥ その他、避難支援等の実施において町長が必要と認める者

6) 個別避難計画の作成

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等について定めた個別避難計画の作成に取り組む。

① 個別避難計画作成の進め方

町の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対して個別避難計画が作成されるよう、次の優先度を考慮の上、地域の実情を踏まえながら、個別避難計画を作成するよう努める。

なお、町が優先的に支援する計画づくりと並行して、本人や家族、地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入した個別避難計画のうち、町が必要と定めた情報が記載されているものについても、町が作成の主体となっている個別避難計画として取り扱うものとする。

ア 地域におけるハザードの状況（土砂災害警戒区域等）

ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成する。

イ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

心身の状況について、医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命に関わる者については優先度を判断する際に、このような事情に留意する。

ウ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

家族が高齢者や障がい者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいたりする場合等、避難をともにする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意する。

② 個別避難計画作成に必要な個人情報

ア 個別避難計画に記載する事項

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿情報のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(ｱ) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
(ｲ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
(ｳ) その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

イ 入手方法

上記 2)の「要配慮者の把握」に定めるところによるほか、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項等について、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員児童委員等）から情報を把握する。

また、個別避難計画への避難を支援する者の記載等や外部への提供に関しては、避難を支

援する者の了解を得て行うことを基本とする。

③　個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新するよう努めるとともに、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法に変更があった場合にも、適時適切に更新する。

また、個別避難計画に基づく避難支援等を有効に機能させるために、更新についても、社会福祉協議会が取り組んでいる地域の支え合いのネットワークなど地域の福祉活動と連携を推進する。

なお、社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに個別避難計画を作成するなど、避難支援に切れ目が生じないよう留意する。

7)　避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

8)　個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

9)　避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

なお、地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認するものとする。

10）高齢者等避難の発令・伝達

町は、避難指示に基づく避難に先行して高齢者等避難を発令する際には、要配慮者・避難支援等実施者に対して、着実に高齢者等避難を含む災害に関する情報を伝達するとともに、時間的余裕を持って避難するための立退きを行うことができるよう要配慮者に自主的に避難行動の開始を促すものとする。

11）福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

２　社会福祉施設等の対策

1)　防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設、医療施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる要配慮者であるため、災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気、水道等の供給停止に備えて施設入所が最低限度の生活維持に必要な食糧・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

3) 防災基盤の整備

町は、要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院・診療所等の立地を考慮し、避難場所等及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、社会福祉施設、医療施設等の管理者等に対し、災害時における施設利用者の安全確保のための施設・設備等の安全性の向上及び緊急受入体制の整備に努めるよう指導、支援する。

4) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

5) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

第２　外国人の対策

町は、言葉、生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

1　多言語による広報の充実
2　指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
3　外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
4　外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第８節　情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

第１　町及び防災関係機関における情報収集・伝達体制の整備

１　要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立する恐れのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話等により、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

２　災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速、かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。

３　非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて実効性の確保に留意するものとする。

４　情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取り扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。

５　無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施する。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。

６　町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第９節　建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第１　予防対策

町は、建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造･準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

第２　がけ地に近接する建築物の防災対策

１　町は、がけの崩壊等で危険を及ぼす恐れのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

２　町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第 10 節　消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

町及び士別地方消防事務組合は、火災の発生を未然に予防し、又は火災による被害の拡大を防止するため、消防体制、消防力等の整備に努め、その強化・拡充を図るものとし、具体的な計画については「士別地方消防事務組合消防計画」の定めるところによる。

第 11 節　水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

第１　現況

「第４章 第１ 重要警戒区域及び整備計画」のとおりである。

第２　予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水による水害の予防対策は、本章第 14 節「融雪災害予防計画」による。

１　治水事業の推進及び水防拠点の整備

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。また、特に水防上警戒を要する区域等について、河川監視を随時実施する等河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

２　水防体制の確立等

気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

３　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

1)　洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、町防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①　洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずる恐れがある洪水又は内水に関する情報の伝達方法

②　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③　防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

④　洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

ア　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑、かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

イ　大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し

出があった施設に限る。）

⑤　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2)　町防災計画において上記1)④に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

①　要配慮者利用施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

②　大規模な工場その他の施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

４　洪水、内水ハザードマップ等の配布等

町防災計画において定められた上記３の1)①～③に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物、インターネットを利用した提供の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

５　雨水出水に係る水位情報の通知及び周知

水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

第３　水防計画

水防に関する計画は、剣淵町地域防災計画「水防計画編」（水防法に基づき作成）の定めるところによる。

第12節　風害予防計画

風による公共施設、農用地、農作物の災害を予防するため、次のとおり予防対策を実施する。

第1　予防対策

1　町は、台風による風害を予防するため、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じるものとする。

2　町は、学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定等強風による落下防止対策等の徹底を図る（家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置の方法)。

1)　戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。

2)　倒壊の恐れがある建物は、控え柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等をする。

3)　煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。

4)　電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。

3　町は、台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

第 13 節　雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下「雪害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携の下に実施する。

第１　雪害対策体制の整備

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

1　雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。

2　雪害情報の連絡体制を確立すること。

3　災害警戒区域等の警戒体制を擁立すること。

4　積雪における消防体制を確立すること。

5　雪害発生時における避難、救出、給水、食糧、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

6　孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。

1)　食糧、燃料等の供給対策

2)　医療助産対策

3)　応急教育対策

7　除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。

8　雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害等の連絡について十分な配慮をすること。

第２　予防対策

雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に定めるところにより、防災関係機関がそれぞれ相互連携の下に実施するものとし、町は、次のとおり予防対策を講ずる。

１　交通の確保

1)　除雪作業

町が管理する道路で冬期間除雪を行う。交通を確保する除雪作業の基準は下記のとおりである。

種　類	除　雪　目　標
第１種	市街地連担地区及び公共施設に通じる路線並びに生産物出荷、搬出する路線を主としており、路面の積雪状態を常に巡視し、道路交通に支障あるときは直ちに出動し昼間交通を確保する。
第２種	集落を結ぶ路線を主とし、１種に準じ積雪状態を巡視し、１種路線の終了後引き続き作業を行う。
第３種	第１・２種路線以外の路線を主とし、初期の降雪時及び降雪が比較的少ないときは２種と同じく開通させる。ただし、連続降雪の場合は一時中止をする。
第４種	第１・２・３種路線以外の末端路線で高速車による除雪のできない区間は低速車で除雪を行う。
その他の路線	降雪日が比較的少なく、気象予報等から判断して除雪事態の発生がないものと推測されるとき、作業後の措置、除雪機械運行の能力等を十分考慮の上実施する。ただし、その場合でも除雪車等が安全運行できる路線に限定される。

① 除雪指定計画路線

除雪指定計画路線は、年度ごとの除雪計画により実施するものとする。

② 交通途絶地区の緊急対策

積雪が甚だしく、交通が途絶している地区において、急患又は食糧の補給困難な事態が発生し、町の救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、町長は関係機関と協力して、速やかに救援の措置をとるものとする。

2) 排雪

町は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

① 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配意するものとする。

② 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配意するものとする。

2 なだれ防止策

町は、住民に被害を及ぼす恐れのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、防災関係機関と連携の下、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

3 住民への啓発

町は、日頃から関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第 14 節　融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害（以下「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携の下に実施する。

第１　融雪害対策体制の整備

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

1　融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
2　気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
3　融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
4　融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
5　融雪災害時に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
6　災害時における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
7　水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
8　道路側溝及び排水溝等の流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
9　融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第２　予防対策

融雪災に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に定めるところにより、防災関係機関がそれぞれ相互連携の下に実施するものとし、町等は、次のとおり予防対策を講ずる。

１　融雪出水対策

1)　町は、「第４章 第１　重要警戒区域及び整備計画」に定める重要水防警戒区域及びその他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

①　町及び消防機関は、地区住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。

②　町及び河川管理者は、警察その他関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。

また、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

③　町及び河川管理者は、被災地における避難経路及び避難場所を住民に十分周知させるとともに、避難について受入施設の管理者と協議しておくものとする。

2)　貯水池等水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておくものとする。

また、下流に急激な水位の変動を生じないよう留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

2　なだれ等対策

1)　道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、児童生徒及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。

2)　町は、融雪期に警戒が必要ながけ崩れ及び地すべり等について、日頃から防災関係機関等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3　交通の確保

1)　道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害される恐れがあるときは、道路の除排雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

2)　道路管理者は、積雪、拾雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

4　広報活動

町及び関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第 15 節　土砂災害予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第１　現況

「第４章 第１ 重要警戒区域及び整備計画」のとおりである。

第２　予防対策

町は、道との連携の下、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備等総合的な土砂災害対策を推進する。

１　土砂災害警戒区域等の指定等

道は、土砂災害防止法に基づき、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。

町は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、土砂災害防止法第８条の定めに基づき、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を進める。

1)　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

2)　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

3)　基本法第 48 条第１項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

4)　土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生する恐れがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

5)　救助に関する事項

6)　上記 1)～5)に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

また、町防災計画において、上記 4)に掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記 1)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

２　土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の周知

町は、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流（以下「土砂災害危険箇所」という。）及び土砂災害警戒区域等の土砂災害の恐れがある箇所について把握し、その状況や避難場所等について地域住民に周知するよう努める。特に土砂災害警戒区域等においては、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等の恐れがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

３　土砂災害警戒情報等の収集・伝達

土砂災害に関する情報の収集・伝達に関する事項は「第３章 第２節 気象業務に関する計画」

に定めるところによる。

なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象ではないことに留意する。

4　避難体制の整備

町は、別に定める土砂災害に対する避難情報の判断基準に基づき、避難指示等を発令する。

避難情報の判断基準の設定に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。

また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

5　土砂災害緊急情報の活用

国土交通省及び道は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第 28 条及び第 29 条に基づく緊急調査を行う。

また、土砂災害防止法第 31 条に基づき、その結果に応じて当該土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町村へ通知するとともに、一般住民に周知する。

町は、この情報の周知に協力するとともに、避難の判断、警戒避難体制の整備等に活用する。

第３　形態別予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、地すべりやがけ崩れ等土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび土砂災害が発生すると、多くの住家、耕作地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながる恐れがあるため、町は次のとおり土砂災害防止対策を実施する。

1　地すべり・急傾斜地の崩壊（がけ崩れ、山腹崩壊）等予防計画

1)　町及び防災関係機関は、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。また、定期的な巡回を行い、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は速やかに住民に周知し、避難を呼びかける。

2)　町は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区等の周知に努めるとともに、町防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

3)　危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難、不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）等の周知・啓発を図る。

2　土石流予防計画

1)　町及び防災関係機関は、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業を計画的に行うよう努め、定期的に点検するものとする。

2)　町は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、町防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

3)　危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住

民自身による防災措置（自主避難等）等の周知・啓発を図る。

第 16 節　積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

積雪・寒冷期における災害の軽減に努めるための対策は、本計画の定めるところによる。

第１　積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第２　避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

１　積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。

２　災害時における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第３　交通の確保

１　道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため町は、北海道開発局及び道等道路管理者と連携の下、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

1)　除雪体制の強化

①　道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

②　道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

2)　積雪寒冷地に適した道路整備の促進

①　道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

②　道路管理者は、なだれや地吹雪等による交通障害を予防するため、なだれ防止棚や防雪柵等防雪施設の整備を促進する。

3)　雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送等に必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

２　航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想されるため、町は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体

制の強化を図る（本町におけるヘリコプター着陸可能地については、「第５章 第８節 ヘリコプター活用計画」参照）。

第４　雪に強いまちづくりの推進

１　家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

２　積雪期における指定避難場所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難場所等、避難路の確保に努める。

第５　寒冷対策の推進

１　被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機等の整備、備蓄に努める。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

２　避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さ等により利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結等により、必要な台数の確保に努める。

３　指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

４　住宅対策

町は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第 17 節　複合災害に関する計画

町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第１　予防対策

１　防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。

２　防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。（本章第２節第５再掲）

３　町は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第 18 節　業務継続計画の策定

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を確保するため、業務継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第１　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

１　剣淵町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食糧等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

２　事業者

事業者は、事業の継続等災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第２　庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食糧、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第５章　災害応急対策計画

第５章　災害応急対策計画

災害応急対策実施責任者は、可能な限り的確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第１節　災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画に定めるところによる。

第１　平時の情報交換

防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報等の災害予測に資する情報を必要とする機関に提供する。また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するためのシステム構築に努める。

インターネットによる情報収集として、「川の防災情報」（国土交通省所管）の活用を図るものとする。

第２　情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換する。

１　町の災害情報等収集及び連絡

1)　町長は、災害時、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を上川総合振興局長に報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

2)　町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等報告取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備する。なお、災害情報等連絡責任者に総務課長、その代理者には総務課長補佐を充てるものとする。

3)　地区情報連絡責任者（各自治会長等）は、地域内の住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに町役場又はその他の関係機関に通報するものとする。

2　災害等の内容及び通報の時期

1)　災害対策本部設置

①　災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。

②　防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

2)　道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により上川総合振興局を通じて道に通報する。

①　災害の状況及び応急対策の概要・・・・発災後速やかに

②　災害対策本部等の設置・・・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに

③　被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

④　被害の確定報告・・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

3)　町の通報

①　町は、119 番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁）に報告する。

②　町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁）への報告に努める。

3　被害状況報告

災害が発生した場合、町長及び上川総合振興局長は、道の「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとし、知事は、消防庁が定める「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告するものとする。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第１報については、直接消防庁に報告するものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第１報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

町長は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁）に報告するものとする。

確定報告については、応急措置完了後 20 日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

4　情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速、かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

【 被害状況等の報告（通常時　消防庁報告先） 】

区分 回線	平日（9:30～18:15） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室
ＮＴＴ回線	03-5253-7527 03-5253-7537（FAX）	03-5253-7777 03-5253-7553（FAX）
地域衛生通信 ネットワーク（注）	*-048-500-90-43423 *-048-500-90-49033（FAX）	*-048-500-90-49102 *-048-500-90-49036（FAX）

【 被害状況等の報告（消防庁災害対策本部設置時　報告先） 】

区分 回線	消防庁災害対策本部・情報集約班 （消防防災・危機管理センター内）
ＮＴＴ回線	03-5253-7510 03-5253-7553（FAX）
地域衛生通信 ネットワーク（注）	*-048-500-90-49175 *-048-500-90-49036（FAX）

「*」各団体の交換機の特番
（注）消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

〔「直接即報基準」に該当する火災・災害〕

・航空機、大型タンカー、列車等の交通機関の火災
・石油コンビナート等特別防災区域内の事故
・危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故
・原子力災害等
・死者及び負傷者が 15 人以上発生し、又は発生する恐れのある列車、バスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故及びハイジャック、テロ等による救急・救助事故
・震度５強以上を記録した地震（被害の有無を問わない。）
・次のうち、死者又は行方不明者が生じたもの
　ア　都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
　イ　害が２都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
　ウ　気象業務法第 13 条の２に規定する大雨等に係る特別警報が発表されたもの

５　災害情報等連絡系統図

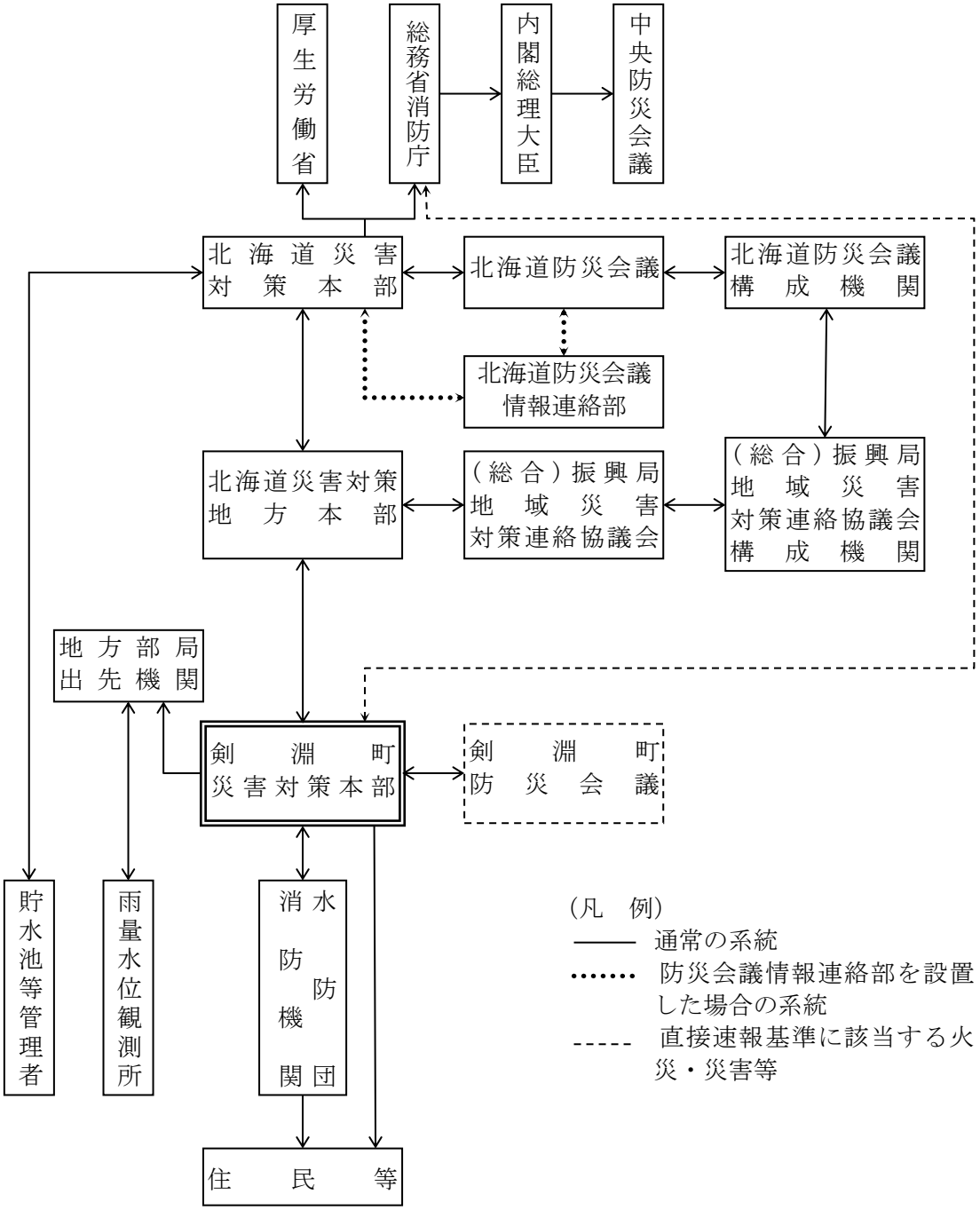

〔災害情報等報告取扱要領〕

町長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を上川総合振興局長に報告するものとする。

１　報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

1)　人的被害、住家被害が発生したもの。

2)　救助法の適用基準に該当する程度のもの。

3)　災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。

4)　災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展する恐れがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても（総合）振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。

5)　地震が発生し、震度４以上を記録したもの。

6)　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。

7)　その他特に指示があった災害。

２　報告の種類及び内容

1)　災害情報

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、「資料編：第５章－様式１」により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

2)　被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

①　速報

被害発生後、直ちに「資料編：第５章－様式２」により件数のみ報告すること。

②　中間報告

被害状況が判明次第、「資料編：第５章－様式２」により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

③　最終報告

応急措置が完了した後、15 日以内に「資料編：第５章－様式２」により報告すること。

3)　その他の報告

災害の報告は、1）及び 2）によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

３　報告の方法

1)　災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

2)　被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

上川総合振興局においては、管内市町村分を集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、剣淵町から報告のあった「資料編：第５章－様式２」の写を添付する

ものとする。

４　被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、「資料編：第５章－別表１」のとおりとする。

第２節　災害通信計画

災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備や防災関係機関が設置した通信設備を使用して行う。

なお、災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

第１　通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

第２　電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第１における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

１　電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

２　電報による通信

1)　非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信、電力の供給の確保、若しくは秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

2)　緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

3)　非常・緊急電報の利用方法

①　115 番（局番なし）をダイヤルしＮＴＴコミュニケーターを呼び出す。

②　ＮＴＴコミュニケーターがでたら

ア　「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

イ　あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

ウ　届け先、通信文等を申し出る。

4)　電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）及び東日本電信電話株式会社の契約約款に定める電報内容、機関等

①　非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
①　気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
②　洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生する恐れがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
③　災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
④　鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
⑤　通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
⑥　電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
⑦　秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。）相互間 防衛機関相互間、警察機関と防衛機関相互間
⑧　災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

②　緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に取り扱う。

電報の内容	機関等
①　気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
②　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	ア　非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（非常扱いの電報の内容と機関表中⑧欄に掲げるものを除く。） イ　緊急事態が発生し、又は発生する恐れがあることを知った者とアの機関との間
③　治安の維持のため緊急を要する事項	ア　警察機関相互間 イ　犯罪が発生し、又は発生する恐れがあることを知った者と警察機関との間
④　国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
⑤　天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
⑥　船舶内の傷病者の医療について指示を受け、又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
⑦　水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	ア　水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 イ　ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 ウ　預貯金業務を行う金融機関相互間 エ　国又は地方公共団体の機関（非常扱いの電報の内容と機関表及びこの表の①欄からこの欄のウまでに掲げるものを除く。）相互間

３　公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおり。

1)　北海道開発局関係無線による通信

北海道開発局及び開発建設部を経て行う。

2)　陸上自衛隊の通信等による通信

北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

3)　警察電話による通信

警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

4)　警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。

5)　北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道の本庁、（総合）振興局、出先機関並びに市町村等を経て行う。

6)　鉄道電話による通信

鉄道所属の電話により最寄りの駅、又は保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線所等を経て行う。

7)　北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社本社、支社等及び北海道電力ネットワーク株式会社の本店、支店、ネットワークセンター等を経て行う。

8)　東日本電信電話株式会社の設備による通信

東日本電信電話株式会社北海道事業部が防災関係機関（市町村等）の重要通信を確保するため所有している非常用通信装置（無線系・衛星系）を利用して行う。

9)　北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記 1）から 8）までに掲げる各通信系を使用し、又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

４　通信途絶時等における連絡方法

1)　北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、前記１から３までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

①　貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時、かつ一時の目的のためのＦＭラジオ放送局）用機器の貸出

②　無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続は、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

2)　防災関係機関の対応

防災関係機関は、1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

①　移動通信機器の借受を希望する場合

ア　借受申請者の氏名又は名称及び住所

イ　借受希望機種及び台数

ウ　使用場所

エ　引渡場所及び返納場所

オ　借受希望日及び期間

②　移動電源車の借受を希望する場合

ア　借受申請者の氏名又は名称及び住所

イ　台数

ウ　使用目的及び必要とする理由

エ　使用場所

オ　借受期間

カ　引渡場所

③　臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合

ア　借受申請者の氏名又は名称及び住所

イ　希望エリア

ウ　使用目的

エ　希望する使用開始日時

オ　引渡場所及び返納場所

カ　借受希望日及び期間

④　臨機の措置による手続を希望する場合

ア　早急に免許又は許可等を必要とする理由

イ　上記アに係る申請の内容

3)　連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室　（直通電話）011-747-6451

第３節　災害広報・情報提供計画

この計画は、災害時における報道機関及び関係諸機関並びに住民に対する災害情報を迅速、かつ的確に周知徹底することを目的とし、次のとおり定める。

第１　災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については、「第５章 第１節 災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の収集方法によるものとする。

1)　広報・情報収集担当（総務班）派遣による災害現場の取材

2)　一般住民及び報道機関・その他関係機関及び各班取材による資料の収集

3)　その他災害の状況に応じて、職員の派遣による資料の収集

第２　災害広報及び情報等の提供の方法

道、町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする住民に対して、正確、かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、道及び町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

１　住民等に対する広報等の方法

1)　道、町及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティＦＭを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール、登録制メール、ＩＰ告知システム、広報車両、インターネット、ＳＮＳ（Twitter 等）、臨時災害放送局、掲示板、印刷物等、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速、かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

2)　道、町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

3)　1)の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

4)　1)のほか、道及び町は、北海道防災情報システムのメールサービスやＬアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めることなどにより、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

２　町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、

ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やＮＰＯ等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

３　防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込み、復旧状況を住民に広報するとともに、北海道災害対策（連絡）本部に対し情報の提供を行う。

４　災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

５　報道機関に対する情報発表の方法

1)　収集した被害状況・災害情報等は、状況に応じ報道機関に対して次の事項を発表する。

①　災害の種別（名称）及び発生日時

②　災害発生の場所

③　住民に対する避難勧告指示の状況

④　被害状況

⑤　災害対策本部の設置及び解散

⑥　一般住民及び被災者に対する協力並びに注意事項

⑦　応急対策の状況

2)　災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、新聞・テレビ・ラジオ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報・資料を提供し協力する。

第３　安否情報の提供

１　安否情報の照会手続

1)　安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

2)　安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

3)　安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

4)　町は、3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

2　安否情報を回答するに当たっての町の対応

1)　被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

2)　安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

3)　安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

4)　被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第４節　避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次のとおりである。

第１　避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を行う。

特に町は、住民の迅速、かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

１　町長（基本法第 60 条）

1)　町長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶ恐れがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

①　避難のための立退きの指示

②　必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

③　緊急安全確保措置の指示

2)　町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

3)　町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに上川総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。

4)　避難の指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

２　水防管理者（水防法第 29 条）

1)　水防管理者（町長）は、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

2)　水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を上川総合振興局長に速やかに報告するとともに、士別警察署長にその旨を通知する。

３　知事又はその命を受けた道の職員（基本法第 60 条・第 72 条、水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

1)　知事（上川総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（上川総合振興局長）は洪水、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受け入れ等については町長に委任する。

2)　知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、北海道地域防災計画の定めるところにより関係機関に協力要請する。

4　警察官（基本法第 61 条、警察官職務執行法第４条）

1)　警察官は、１の 2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

2)　警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

5　自衛隊（自衛隊法第 94 条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

1)　住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第４条)
2)　他人の土地等への立ち入り(警察官職務執行法第６条第１項)
3)　警戒区域の設定等(基本法第 63 条第３項)
4)　他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第 64 条第８項)
5)　住民等への応急措置業務従事命令(基本法第 65 条第３項)

第２　避難措置における連絡、助言及び援助

1　連絡

知事（上川総合振興局長)、町長、北海道警察本部長（士別警察署長）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合は、相互に通知・連絡するものとする。

2　助言

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台及び地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制の整備に努める。

３　協力、援助

1)　北海道警察（士別警察署）

士別警察署長は、町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

第３　避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項に留意の上、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的で分かりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員児童委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

１　勧告・指示事項

1)　避難指示等の理由及び内容

2)　避難場所等及び経路

3)　火災、盗難の予防措置等

4)　携行品等その他の注意事項

①　携行品は、必要最小限にする。

（食糧・水筒・タオル・ちり紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等）

②　服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

③　避難する場合は、戸締りに注意する。

④　避難する場合は火気に注意し、火災が発生しないようにする。

注）洪水等、避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 （避難情報等）
警戒レベル５	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない。
警戒レベル４	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル３	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル２	・災害に備え自らの避難鼓動を確認する。	大雨・洪水注意報
警戒レベル１	・災害への心構えを高める。	早期注意情報

2　伝達方法

1)　避難信号による伝達

「水防計画編 第９章 水害信号」に定める信号によるものとする。

2)　放送・電話・防災行政無線等による伝達

ＮＨＫ・民間放送局には、勧告・指示を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。また、電話等を通じ伝達する。

3)　広報車による伝達

町・消防機関・警察等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

4)　伝達員による個別伝達

避難を勧告・指示したときが、夜間・停電時・風雨が激しい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、災害対策本部員・消防職員及び団員で組を編成し、個別に伝達するものとする。

3　避難指示等の基準

1)　高齢者等避難

①　河川の水位が「避難判断水位」に到達したとき。

②　その他諸般の状況から、避難行動要支援者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。

2)　避難指示

①　地震等により火災が延焼拡大の恐れがあるとき。

②　大雨、暴風、洪水の警報等が発表され、避難を要すると判断されたとき。

③　河川の水位が「氾濫危険水位」を超える恐れがあるとき。

④　その他諸般の状況から、事前に避難させておく必要があると認められるとき。

3)　緊急安全確保

①　前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断したとき。

②　指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、例えば、地震、火災、洪水等による被害の危険が目前に切迫していると判断されるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

第４　避難方法

1　避難誘導

避難誘導は、民生班・消防署剣淵支署・消防団及び警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておくなどの支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生等事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害の恐れがなくなるまで、

住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町の職員、消防職・団員、警察官等避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

2　移送の方法

車両による集団輸送が必要と認められる場合は「第５章 第14節 輸送計画」に準じ、災害時輸送の総括である建設班を担当に充てる。

1)　避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船艇等によって移送する。

2)　町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

第５　避難行動要支援者の避難行動支援

1　避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員児童委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2　避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3　避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、町防災計画に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。また、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

1)　指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

2)　病院への移送

3)　施設等への緊急入所

4　応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

5　在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

6　応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第６　避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

第７　被災者の生活環境の整備

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無にかかわらず適切に受け入れることとする。

また、町長、町及び公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供等、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第８　指定緊急避難場所の開設

町は、災害時は、必要に応じて高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

避難所及び避難場所は、「資料編：第５章－別表２　指定緊急避難場所及び指定避難所」に定めるとおりとする。

第９　指定避難所の開設

1　町は、災害時は、必要に応じて指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設に当たっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所等安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2　町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

3　町は、避難所を開設する場合には、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所などあらかじめ施設の安全性を確認する。

4　町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

5　町は、著しく異常、かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。

6　町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

7　町は、避難所において受入人数を超過することがないよう、平時からホームページや防災メー

ル等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

第10　指定避難所の運営管理等

1　町は、関係機関の協力の下、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

1)　指定避難所には、本部長の指名する運営管理及び補助者を配置するものとする。

2)　運営管理者は、本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の受け入れ等に当たるものとする。

3)　運営管理者は、指定避難所における受入状況及び「第５章 第 17 節 衣料・生活必需物資供給計画」に定める物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備えておくものとする。

①　避難所受入台帳（指定避難所）

「資料編：第５章－様式４ 避難所受入台帳（避難所）」参照。

②　指定避難所設置及び受入状況（剣淵町）

「資料編：第５章－様式５ 避難所設置及び受入状況（剣淵町）」参照。

③　物資受払簿

「第５章 第 17 節 衣料・生活必需物資供給計画」及び「資料編：第５章－様式 10 物資受払簿」参照。

4)　当該施設の管理者は、本部長あるいはその命を受けた職員の指示に従い、速やかに避難所の開設及び管理運営に協力するものとする。

2　町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

3　町は、避難所における食事や物資の配布等生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

4　町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

5　町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や町、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ

の処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

6　町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。

なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内での確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

7　町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保等女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

8　町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

9　町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

10　道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に要配慮者等へは、道の「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用する等良好な生活環境に努めるものとする。

11　北海道警察（士別警察署）は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。

12　道及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

13　町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策等健康への配慮を行うものとする。また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法等についてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

14　町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食糧等の調達のほか、給食センターを活用する等、体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

15　町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

16　町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるもの

とする。

17　避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

第11　広域避難

1　広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができる。

2　道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行う。

3　道外への広域避難

1)　町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対して当該他の都府県との協議を求める。

2)　道は、町から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行う。

3)　道は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

4)　町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、上記(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができる。

4　避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5　関係機関の連携

道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

第12　広域一時滞在

1　道内における広域一時滞在

1)　町長は、災害発生により、被災住民について、道内の他市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めたときは、道内の他の市町村長（以下「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

2)　道内広域一時滞在の協議をしようとするとき、町長は、あらかじめ上川総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

3)　知事又は町長から、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れ

るものとし、受け入れを決定したときは、直ちに指定避難所の管理者等、被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに町長に通知する。

なお、協議先市町村長は、必要に応じて知事に助言を求める。

4) 町長は、協議先市町村長から受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

6) 協議先市町村長は、町長から道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

7) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、前記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

1) 町長は、災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、知事に対し、他の都府県知事（以下「協議先知事」という。）との被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。

2) 知事は、町長から道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うとともに、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。

また、協議先知事から受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

なお、道外広域一時滞在の協議をしようとする場合は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

3) 町長は、知事から受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

4) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を知事に報告し、及び公示するとともに、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

5) 知事は、町長から道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知し、また、これを公示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

6) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長から要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4　内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について、道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事又は町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、知事又は町長が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに知事又は町長との事務の引き継ぎを行う。

第13　道（上川総合振興局）に対する報告

1　町長が、避難の勧告・指示を発令したときは（町長以外の者が発令したときは、町長経由）、次の事項を記録して知事（上川総合振興局長）に報告する。

1)　発令者

2)　発令日時

3)　避難の対象区域

4)　避難先

2　避難所を開設したときは、次の事項を記録して知事（上川総合振興局長）に報告する。

1)　開設場所及び日時の把握

2)　開設箇所数及び受入人員（避難所の名称及び当該受入人員）の把握

3)　開設期間の見込み及び炊き出し等の状況

第５節　応急措置実施計画

災害時において知事及び町長等が実施する応急措置に関する計画は、次の定めによる。

第１　応急措置の実施責任者

1　町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
2　消防機関、水防団の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
3　警察官
4　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
5　知事
6　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
7　指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第２　警戒区域の設定（基本法第 63 条第 1 項、地方自治法第 153 条）

1　町長(基本法第 63 条、地方自治法第 153 条)

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対して当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

2　消防職員又は消防団員（消防法第 28 条・第 36 条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防職員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

3　水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第 21 条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

4　警察官（基本法第 63 条、地方自治法第 153 条、消防法第 28 条・第 36 条、水防法第 21 条）

1)　警察官は、町長（権限の委任を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。この場合、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

2)　警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防職員又は消防団員の要求があつたときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。

3)　警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

５　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本 63 条）

災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長（権限の委任を受けた町の職員を含む。）がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

６　規制の内容及び実施方法

1)　町長は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずることとする。

2)　町長は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

第３　町の実施する応急措置

町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

１　応急公用負担の実施（基本法第 64 条第１項）

町長は、町の区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第 64 条第１項の規定に基づき、町の区域内の他人の土地・建物・その他の工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し、又は土石・竹木、その他の物件（以下「物件」という。）を使用し、若しくは収用することができるものとする。

なお、この場合においては、基本法第 82 条第１項及び基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 24 条の規定に基づく措置をとらなければならない。

２　災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第２項）

町長は、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができるものとする。この場合、除去した工作物等を保管し、占有者等に対する通知又は当該処分に通常生ずべき損失の補償を行うものとする。

４　他の市町村に対する応援の要求等（基本法第 67 条第１項、第２項）

1)　町長は、剣淵町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求めることができる。この場合、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

2)　前号の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村指揮の下に行動するものとする。

５　知事に対する応援の要求等（基本法第 68 条第１項）

町長は、町の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができるものとする。

６　住民に対する緊急従事指示等

1)　町長は、災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる（基本法第 65 条）。

2)　町長及び消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、町内に居住する者又は水防の現場にある者をして、水防に従事させることができる（水防法第 24 条）。

3)　消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる（消防法第 29 条第５項）。

4)　救急隊員は、緊急の必要があるときは傷病者の発生した現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる（消防法第 35 条の７第１項）。

5)　町は、前各号の応急措置等の業務に協力援助した住民等が、そのため負傷・疾病・障がい又は死亡した場合は、関係法令によるほか、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 32 年北海道市町村総合事務組合条例第１号）によりその補償を行う。

第４　従事命令等の実施

従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、「資料編：第５章－様式３　公用令書等（別表第１号様式～第５号様式）」に定める公用令書等を交付して行うものとする。

施設及び土地、家屋、若しくは、物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は「資料編：第５章－様式３　公用令書等（別表　第６号様式）」に定める証票を携帯しなければならない。

第５　町の実施する応急措置の代行

１　道（基本法第 73 条）

知事（上川総合振興局長）は、災害が発生し、当該災害により町が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

1)　警戒区域の設定（基本法第 63 条第１項）

2)　応急公用負担の実施（基本法第 64 条第１項）

3)　災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第２項）

4)　応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施（基本法第 65 条第１項）

２　指定行政機関・指定地方行政機関（基本法第 78 条の２）

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生し、当該災害により町及び道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

1)　応急公用負担の実施（基本法第 64 条第１項）

2)　災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第２項）

3)　応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施（基本法第

65 条第１項）

第６　救助法適用の場合

救助法の適用と実施については「第５章 第 34 節 災害救助法の適用と実施」の定めによる。

第６節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第１　災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請は、人命救助及び財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

1　人命救助のための応援を必要とするとき。
2　水害等の災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
3　大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
4　救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
5　主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
6　応急措置のための医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

第２　災害派遣要請の要領等

１　要請方法

町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（「資料編：第５章－様式 15 自衛隊の災害派遣要請について」参照）をもって知事（上川総合振興局長）に要請を要求するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

1)　災害の状況及び派遣を要請する事由
2)　派遣を必要とする期間
3)　派遣を希望する区域及び活動内容
4)　派遣部隊が展開できる場所
5)　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項（作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等）

２　担当部班及び要請要求先

災害派遣要請の要求は、総務班が担当する。関係書類の提出先は、上川総合振興局地域政策課（電話 0166-46-5918　防災無線 6-550-2191）とする。

町長は、人命救助に関し知事（上川総合振興局長）に通知するいとまがないとき、又は通信の途絶えにより知事（上川総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合については、直接次の部隊の長に通知できるものとする。ただし、この場合においても、その後速やかに知事（上川総合振興局長）に連絡し、上記１の手続を行う。

（部隊通知先）
陸上自衛隊旭川駐屯地第２師団　第３部防衛班
電話 0166-51-6111（内線 2791）（当直 2300）
（部隊との連絡が不能である場合）
陸上自衛隊旭川地方協力本部　　電話 0166-51-6055

３　災害派遣部隊の受入体制

町長は、災害派遣部隊が、円滑に活動できるよう、町担当者（総務班）、連絡先を明確にするとともに、避難支援等大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

1)　受入準備の確立

知事（上川総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

①　宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておき、受け入れのために必要な措置をとる。

②　連絡職員の指名

町長は、派遣部隊及び上川総合振興局との連絡職員を指名し、連絡に当たらせる。

③　作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

2)　派遣部隊到着後の措置

①　派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上必要な措置をとる。

ア　派遣部隊の長の官職指名

イ　隊員数

ウ　到着日時

エ　従事している作業の内容及び進捗状況

オ　その他参考となる事項

４　経費等

1)　次の経費は町が負担するものとする。

①　資材費及び機器借り上げ料

②　電話料及びその施設費

③　電気料

④　水道料

⑤　汲取料

2)　その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

3)　派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

５　災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったと認めるときは、速やかに文書（「資料編：第５章－様式 16 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について」）をもって知事（上川総合振興局長）に対し、その旨を報告するものとする。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出するものとする。

第３　自衛隊の支援活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

救　助　活　動　区　分	活　　動　　内　　容
1　被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2　避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
3　遭難者等の捜索活動	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
4　水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
5　消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）に当たる。
6　道路又は水路の障害物の除去	道路、水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの除去に当たる。
7　応急医療、救護及び防疫	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
8　人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9　炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
10　物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第１号）」に基づき、被災者に対し、救援物資の無償貸付又は譲与する。
11　危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去の実施する。
12　その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 基本法第 63 条第３項、第 64 条第８項～第 10 項及び第 65 条第３項に基づく警戒区域の設定等の措置。

第７節　広域応援・受援計画

大規模災害時等、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

第１　相互応援・受援活動

町は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておくものとする。

１　応援協定による応援（受援）

町長は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等（「資料編：条例及び協定等一覧」参照）に基づき応援・受援の実施を図る。

２　基本法による応援（受援）

1)　町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

2)　町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（上川総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（上川総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

３　応援要求への対応

町長は、知事又は他の市町村から災害発生市町村の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第２　消防相互応援体制の確立

１　町長及び消防長は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。また、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

２　他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

第８節　ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画に定めるところによる。

第１　基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプターを活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域、かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第２　ヘリコプター等の活動内容

１　災害応急対策活動
　1)　被災状況調査等の情報収集活動
　2)　救援物資、人員、資機材等の搬送
２　救急・救助活動
　1)　傷病者、医師等の搬送
　2)　被災者の救助・救出
３　火災防御活動
　1)　空中消火
　2)　消火資機材、人員等の搬送
４　その他
　ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第３　ヘリコプター保有機関の活動等

１　北海道

道災害対策本部等の指示、又は町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や広域応援協定等に基づく他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請等を行う。

２　札幌市

北海道広域消防応援協定による相互応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。

３　北海道開発局、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

４　自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第４　町の対応等

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策を講じる。

1　離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

2　安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じる。

3　ヘリコプター発着可能地

町におけるヘリコプターの離着陸可能地は、「資料編：第５章－別表３　ヘリコプター発着可能地」のとおりである。

4　北海道消防防災ヘリコプターの応援要請

1)　応援要請の要件

町長は、災害時において、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき知事に対し要請するものとする。

①　災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合

②　町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合

③　その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2)　要請方法

知事（危機対策局防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにＦＡＸにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（「資料編：第５章－様式 13 消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」参照）を提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請については、後記 4)の要請手続をとる。

①　災害の種類

②　災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

③　災害現場の気象状況

④　災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法

⑤　消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制

⑥　応援に要する資機材の品目及び数量

⑦　その他必要な事項

3)　要請先

北海道総務部危機対策局防災消防課防災航空室

〒007-0880 札幌市東区丘珠町 775 番地 11

TEL 011-782-3233

FAX 011-782-3234

北海道総合行政情報ネットワーク 防災航空隊主査

道防災行政無線 6-210-39-897、898

4)　救急患者の緊急搬送手続等

①　依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

ア　防災航空室へ消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後上川総合振興局及び旭川方面士別警察署にその旨を連絡する。

イ　要請は電話により行うとともに、ＦＡＸにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（「資料

編：第５章－様式 14 救急患者の緊急搬送情報伝達票」参照）を提出する。

② 依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行う。

③ ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行う。

④ 防災航空室からの運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡する。

第９節　救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振り等円滑な連携の下に実施する。また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第１　実施責任

１　北海道警察（士別警察署）

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

２　北海道（上川総合振興局）

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

３　剣淵町（士別地方消防事務組合消防署剣淵支署）

町（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は、日本赤十字社の救護所に収容する。また、町は、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

第２　救助救出活動

１　被災地域における救助救出活動

町及び北海道警察は、緊密な連携の下に被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

２　救出対象者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態で、おおむね次に該当するときとする。

1)　火災の際、火中に取り残された場合
2)　台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
3)　水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
4)　山崩れ、地すべり等により生き埋めとなった場合及び自動車等の大事故が発生した場合

第 10 節　医療救護計画

災害のため、医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施に関する計画は、次の定めによる。

第１　基本方針

１　医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は町が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を派遣する。

２　救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。

３　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。

４　救護班及び災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の業務内容は、次のとおりとする。

1)　トリアージ

2)　傷病者に対する応急処置及び医療

3)　傷病者の医療機関への搬送支援

4)　災害時に都道府県が設置するＳＣＵ（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整

5)　助産救護

6)　被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）のみ）

7)　被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）のみ）

５　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）は、災害時における心の対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

６　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の業務内容は、次のとおりとする。

1)　傷病者に対する精神科医療

2)　被災者及び支援者に対する精神保健活動

第２　医療救護活動の実施

町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は上川総合振興局を通じて道及びその他関係機関に協力を要請する。

また、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

１　医療及び助産救護活動の実施

1)　救護所の設置

救護所は原則として避難所を使用するが、必要に応じ、その他の公共施設を使用するものとする。

2)　町長は、救助法適用後による医療救護の必要があると認めたときは、道に医療救護について

迅速、的確な要請を行うものとする。

3)　医療及び助産の対象者

①　医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者

②　災害発生の日前後１週間以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者

4)　医療班の編成

町長は、災害により医療を必要とする場合は、医療班を主体に応急救護に当たる。医療班の編成が困難な場合、又はその診療能力を超える場合等においては、医師会長に救急医療班の編成及び派遣を要請し、応急医療に当たるものとする。医療班の編成基準は、医師会長の定めるところによる。

２　救護活動の協力要請

町長は、災害の種類及び程度により必要があると認めるときは、次の機関に協力を要請し、救護の万全を期するものとする。

1)　上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室（名寄保健所）

2)　近隣市町村

3)　自衛隊（知事（上川総合振興局長）に要請を要求）

4)　知事（上川総合振興局長）

第３　医薬品・医療用資器材等の調達

医療・助産に必要な医療品及び衛生材料の確保についての担当は医療班が当たるものとする。

医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は町の区域等の取扱業者からの調達により確保する。ただし、不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請するものとする。

第４　ＡＥＤ（自動体外式除動機）の設置

公共施設等、多数の人が集まる場所にはＡＥＤ（自動体外式除動機）を設置するとともに、取り扱い方法の研修を行う。

ＡＥＤ（自動体外式除動機）の設置場所は「資料編：第５章－別表５　ＡＥＤ（自動体外式除動機）の設置箇所」のとおりである。

第５　搬送体制の確保

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施するものとする。

ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送するものとする。道路の損壊、交通の状況により搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等の所有するヘリコプター等による搬送を要請するものとする。

なお、状況に応じて知事（上川総合振興局長）に自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣要請を要求するものとする。

第６　保健活動とメンタルケア

被災者に対する健康管理、栄養指導及びメンタルケアについては民生班が当たるものとする。

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いため、被災者の健康管理を行うものとする。

1)　保健師及び栄養士は、巡回指導により被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体

制を確立しておくものとする。

2)　必要に応じて避難所に救護所を設けるものとする。

3)　各医療機関と連携をとりながら、メンタルヘルスケア体制の整備を図るものとする。

第７　臨時の医療施設に関する特例

道及び町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第 11 節　防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

道及び町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

１　北海道

1)　感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく防疫措置を実施する。

2)　町が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。

3)　地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努めるものとする。

２　剣淵町

1)　感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。

2)　名寄保健所の指導の下、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第２　防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は次の防疫班を編成しておくものとする。なお、防疫班は、民生班が当たるものとする。

1　町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。

2　防疫班は、おおむね衛生技術者１名、事務職員１名、作業員２～３名をもって編成する。

第３　感染症の予防

１　知事の指示等

知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。

1)　消毒方法の施行に関する指示　（感染症法第 27 条第２項）

2)　ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示　（感染症法第 28 条第２項）

3)　家用水の供給に関する指示　（感染症法第 31 条第２項）

4)　物件にかかる措置に関する指示　（感染症法第 29 条第２項）

5)　公共の場所の清潔方法に関する指示

6)　臨時予防接種に関する指示　（予防接種法第６条及び第９条）

２　検病調査及び保健指導等

検病調査及び保健指導等は、道の編成する検病調査班によって次の要領により実施する。

1)　検病調査は、滞水地域においては通常２日に１回以上、集団避難所においては、道と連携し、少なくとも１日１回以上行うこと。

2)　町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。

3)　検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施す

ること。

3　予防接種

町長は、知事の指示により、感染症予防上必要あるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

4　清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町は管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

1)　ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取り扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定するところによる。

2)　し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用する等の方法により不衛生にならないよう処分する。

5　消毒方法

町長は、感染症法第 27 条第２項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第 14 条及び平成 16 年１月 30 日付け健感発第 0130001 号「感染症法に基づく消毒・減菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

6　ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第 28 条第２項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

7　生活用水の供給

町長は、感染症法第 31 条第２項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水器によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。

なお、供給量は１日１人当たり約 20 リットルとすることが望ましい。

8　一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。

第４　患者等に対する措置

知事は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとする。

第５　指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

1　健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

２　清潔方法、消毒方法等の実施

名寄保健所等の指導の下、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

３　集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させる。

４　飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させる。

第６　家畜防疫

１　実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとし、上川家畜保健衛生所長において実施する。

２　実施の方法

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

1)　家畜防疫の実施

①　緊急防疫の実施

家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

②　緊急防疫用資材等の確保

家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努める。

③　畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施する。

④　家畜衛生車の被災地への派遣

家畜保健衛生所長は、災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たる。

2)　家畜の救護

町は、上川家畜保健衛生所及び北ひびき農業協同組合剣淵基幹支所等と協力し、家畜救護に当たる。

第12節　災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察が実施する警戒、警備についての計画は、次のとおりである。

第１　災害に関する警察の任務

北海道警察は、関係機関と緊密な連携の下に災害警備諸対策を推進するほか、風水害、地震等各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

第２　災害警備体制の確立

風水害、地震等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部を設置する。

第３　応急対策の実施

１　災害情報の収集

士別警察署長は、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するとともに、収集した情報を町長その他の関係機関と共有する。

２　災害の予警報の伝達

1)　警察が行う災害に関する予報及び警報の伝達は、原則として士別警察署長を経て町長に伝達するものとする。士別警察署長は、町等の関係機関と平素より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に遺憾のないよう措置するものとする。

2)　警察官は、基本法第 54 条の規定に基づき、災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに町長に通報するとともに、士別警察署長に報告するものとする。

３　避難に関する事項

警察官は避難の誘導に当たっては、町、消防機関等と協力し安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロール等を行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

1)　士別警察署長は、避難の指示、避難経路、避難場所及び避難先における給食等についてあらかじめ町長と協議しておくものとする。

2)　警察官が基本法第 61 条又は警察官職務執行法第４条の規定により避難の指示又は警告を行う場合は、防災計画に定める避難先を示すものとする。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況等により本計画によりがたい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。

この場合において、士別警察署長が町長に対して通知したときは、当該避難先の借り上げ、給食等は、町長が行うものとする。

４　災害時における広報

士別警察署長は、風水害等各種災害時は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

広報を行うに当たっては、保有する広報器材を活用するとともに、道、町及び広報関係機関と緊密に連絡して、災害の種別、規模及び態様に応じた広報を行うように努めるものとする。

5　救助に関する事項

1)　士別警察署長は、町長と協力し被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たるものとする。

2)　士別警察署長は、災害が発生し必要があると認められる場合は、災害現場において消防機関等と協力して、二次災害の防止等を行い、また行方不明者等の発見、救出に当たるものとする。

6　事前措置に関する事項

1)　町長が基本法第 58 条の規定に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により、士別警察署長に対して行うものとする。

①　出動を要する理由

②　出動を要請する職員の職種別及び人員数

③　出動を必要とする期間

④　その他出動についての必要事項

2)　町長の要請により行う事前措置

士別警察署長は、町長からの要請により基本法第 59 条の規定に基づき、設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合にあっては、町長が当該措置の事後処理を行うものとする。

7　応急措置に関する事項（警戒区域設定権等）

士別警察署長は、警察官が災害対策基本法第 63 条第２項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

この場合にあっては、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

8　災害時における通信計画

士別警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等の配備を計画し、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

9　災害時における交通規制

1)　士別警察署長の行う交通規制

士別警察署長は、その管轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、また、その状況により必要があると認めるときは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第５条第１項の規定に基づき、歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

2)　警察官の行う交通規制

警察官は、災害時において、緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第６条第４項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

第４　職員の教育訓練

士別警察署長は、災害警備に関して職員の教育訓練を計画的に実施する。

第13節　交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。

第１　交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する等事前の備えを推進する。

１　北海道公安委員会（北海道警察）

1)　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合においてにおいて、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

2)　通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

3)　2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

２　北海道開発局

国道及び高速道路(直轄区間) の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

３　東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保を図る。

４　東京航空局道内各空港事務所、空港運営権者

飛行計画、飛行経路等の調整を行うほか、緊急輸送に従事する航空機の運航を優先する。

５　北海道

1)　道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

2)　交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

3)　道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、市町村長等の要請に基づきあっせん及び調達を行うものとする。

６　剣淵町（士別地方消防事務組合消防署剣淵支署）

1)　町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努める。また、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。さらに、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

2)　消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の所有者、占有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

3)　消防職員は、2）による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

７　自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官がその場にいないときに次の措置をとることができる。

1)　自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。

2)　警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。

3)　現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

第２　道路の交通規制

１　道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び士別警察署長は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

1)　損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

2)　迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

3)　緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

２　規制の標識等

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

1)　交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。（「資料編：第５章－様式６　規制の標識等」参照）

2)　緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも、規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導するよう要請する。

3)　規制条件の標示

道路標識に次の事項を明示して標示する。

・禁止制限の対象　　・規制する区間

・規制する期間　　・規制する理由

３　規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、旭川開発建設部士別道路事務所、旭川建設管理部士別出張所、道路交通情報センター及び報道機関を通じるなど、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

４　規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに、北海道の管理する道路内においては、旭川建設管理部士別出張所又は道路交通情報センターに連絡する。

第３　緊急通行車両等の確認等

１　緊急通行車両の確認

1)　緊急通行車両確認証明書の申請

車両（道路交通法第 39 条第１項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする者は、道、公安委員会に緊急通行車両確認証明書（「資料編：第５章－様式７　緊急通行車両確認証明書」参照）を申請する。

2)　緊急輸送車両であると認定されたものについては、証明書及び標章が交付される。

3)　交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

なお、証明書は、当該車両を運行する期間中運行責任者が常に携帯し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

２　緊急通行車両の事前届出・確認

町は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

３　規制除外車両の確認

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

1)　証明書及び標章の受領

規制除外車両であると確認を受けたものについては、車両ごとに規制除外車両確認証明書及び標章の交付を受け、当該車両の前面に標章を掲示する。ただし、前述の自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付は行われない。

2)　事前届出制度（規制除外車両の事前届出の対象とする車両）

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理する。

①　医師・歯科医師・医療機関が使用する車両

②　医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両

③　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

④　建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

第４　発見者等の通報と運転者のとるべき措置

１　発見者の通報

災害時に道路の交通施設の危険な状況、また、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官は、その旨を町長及び道路管理者に通報し、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

２　災害時における運転手のとるべき措置

1)　土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転手は次の措置をとらなければならない。

①　走行中の場合は、次の要領により行動すること。

ア　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

イ　停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ　車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

②　避難のために車両を使用しないこと。

2)　道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転手は、次の措置をとらなければならない。

①　区域又は道路の区間に係る通行禁止が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。

②　当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車させるなど、緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

③　警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

第５　放置車両対策

道路管理者は、管理する道路において、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるとき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら当該車両の移動等を行うものとする。

また、北海道公安委員会からの要請若しくは道からの指示に基づき、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等を行うものとする。

第６　緊急輸送道路の通行の確保

１　緊急輸送道路の情報把握と通行確保に向けた優先順位の決定

1)　緊急輸送道路の情報収集

緊急輸送道路に指定されている主要地方道の情報収集及び提供を行う。

2)　優先順位の決定

道路の障害物除去が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、各道路管理者は重要度を考慮し、優先順位を決めて通行を確保する。

２　通行確保のための作業

緊急輸送道路の通行確保に当たっては、関係機関等が有機的、かつ迅速な協力体制をもって実施する。また、被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて障害物の除去作業を実施する。

なお、作業に当たっては、以下の事項に留意する。

1)　障害物の除去作業は原則として第１次、第２次、第３次の緊急輸送道路の順で行うものとするが、災害の規模や道路被災状況に応じ、通行を確保すべき道路を決定する。

2)　警察、自衛隊、消防機関等の関係機関と協議し、人命救助を最優先させた通行の確保を行う。

3)　緊急輸送道路の通行に際しては、２車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には１車線とし、適当な箇所に車両の交差・融合ができる待避所を設ける。

4)　道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

5)　作業時においては、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないよう調達する。

6)　道路上の障害物の除去作業及び応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。

7)　道路上の障害物の除去作業で発生した土砂・流木・がれき等の仮置場等について、関係機関との調整を行う。

第 14 節　輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うための計画は次に定めるところによる。

なお、国、道及び町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、道及び町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第１　実施責任

基本法第 50 条第２項に掲げる、災害応急対策の実施責任者が実施する。

１　北海道運輸局

鉄道、軌道及び自動車輸送の調整及び確保を図る。

２　北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社

鉄道又はこれに関連する自動車による輸送を実施する。

３　日本通運株式会社札幌支店

自動車による輸送を実施する。

４　北海道

災害の救助その他公共福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所又は第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

５　北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

６　剣淵町

防災関係機関の協力を得て災害時輸送を行う。

町における災害時輸送の総括は、建設班が行うものとする。

第２　輸送の範囲

１　被災者の避難

被災者の輸送とそれに伴う副次的な物資の輸送

２　医療及び助産

医療班では処置できない重病患者又は救助が到着するまでの間に緊急に医療措置を講じなければならない患者の輸送

３　被災者の救出

救出された被災者の輸送と救出のための必要な人員、資材等の輸送

４　飲料水・食糧の供給

飲料水・食糧の輸送と飲料水に適する水を確保するための輸送

５　死体の捜索

死体捜索のため必要な人員及び資材等の輸送

6　死体の処理

死体の処置検案のための人員及び死体の処理のための衛生材料等の輸送並びに死体の移送及び死体を移送するための人員の輸送

7　救済用物資の輸送

被災者の応急救助の目的のために直接使用される救済用物資の輸送

8　被災応急措置

避難対策のための人員、応急復旧作業のための人員等の輸送

9　行方不明者の捜索

行方不明者捜索のための必要な人員及び資材等の輸送

10　その他特に必要とする輸送

第３　輸送の方法

１　車両等による輸送

災害時輸送は、一次的に剣淵町が所有する車両等を使用するものとするが、被災地までの距離・被害の状況等により剣淵町の所有する台数で不足する場合は、他の関係機関に応援を要請し、又は民間の車両の借り上げを行うなど、輸送の万全を期する。町有車両・営業用車両・燃料調達先は、総務班及び建設班で別に定めておくものとする。

1)　町有車両等については、「資料編：第５章－別表４　車両確保の現況」のとおりである。

2)　車両用燃料の主な調達先は「資料編：第４章－別表４　危険物取り扱い所及び貯蔵所」のとおりである。

２　人力輸送

災害の状況により車両等による輸送が不可能な事態が発生したときは、「第５章 第 32 節 労務供給計画」に定める人力による輸送を、また、積雪期は雪上車等により輸送を行う。

３　空中輸送

地上輸送の全てが不可能な事態が生じた場合又は急患輸送及び山間へき地等で緊急輸送の必要が生じた場合、町長は、知事（上川総合振興局長）に自衛隊派遣要請の要求を行うほか、北海道警察等に対し、航空機輸送の要請を行うものとする。

なお、救急患者の緊急搬送に係る消防防災ヘリコプター要請については、「第５章 第８節 第４－４ 北海道消防防災ヘリコプターの応援要請」に定める要請手続をとる。

また、町におけるヘリコプター発着可能地は、「資料編：第５章－別表３　ヘリコプター発着可能地」のとおりである。

第４　輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次のとおりである。

１　国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

２　要請により運送事業者が行う災害時輸送

知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払う。

なお、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）等の法令に基づく運送命令等による損失補償に

ついては、各法令の定めるところによる。

第 15 節　食糧供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食糧供給については、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

１　剣淵町

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食糧の調達、配給及び給付対策を実施する。供給の責任者は、本部長（町長）であるが、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。主要食糧の確保は総務班が当たる。

２　北海道

必要に応じて、食糧の調達・供給の決定と調整を図る。

３　北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食糧等の供給状況に係る確認等を実施する。

第２　供給の対象

町は、次の場合、食糧の供給を行う。なお、食糧の供給に当たっては、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に配慮するものとする。

1　被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

2　被災者により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

3　被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して供給を行う必要がある場合

第３　供給品目

米穀、アルファ米、即席粥、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、要配慮者に当たる乳幼児には乳児食（粉ミルク、調整粉乳）等とする。

第４　供給の方法及び手続等

１　食糧の調達

町は、災害時の救助用として、食糧を次のとおり確保する。

1)　備蓄食糧の活用

災害時の初期応急対策に対応できる一定の食糧について、集中備蓄又は分散備蓄の両方により保管・管理し、応急時においてこれを供給する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」のが防災の基本であることから、住民等に対し、家庭内の食糧備蓄について普及・啓発を図り、災害時においてはこれを活用する。

2)　主要食糧の調達

町長は、被災者等に対しての炊き出し等の給食に米穀等を必要とする場合は、町内業者及び協定締結業者から調達するものとするが、必要な応急用米穀等を確保できないときは、その確保について上川総合振興局長を通じて知事に要請するものとする。

また、必要に応じて上川総合振興局長を経由し、知事に対して農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）への政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続がとれない場合は、直接農産局長に要請する。

なお、当該米穀を買い受ける場合には「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）の規定に基づき、農産局長と道が売買契約を締結し、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。

3) 副食及び調味料

町長は、副食及び調味料の調達を直接行うものとする。

確保については総務班が当たることとし、町内の小売業者又は卸業者から購入して行うものとする。ただし、町において調達が困難な場合、又は必要数量を満たし得ない場合にあっては、上川総合振興局長を経由して知事に対してそのあっせんを要請する。

2 食糧の供給

被災者に対する食糧の供給は、公平かつ円滑に実施できるよう配慮しつつ、自治会、住民組織等の協力を得て、次のとおり行う。

1) 炊き出しその他による食糧の供給は、原則として指定避難所において行う。
2) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの指定避難所において供給する。

第5 炊き出し計画

1 実施責任

炊き出しの給与は本部長（町長）が行うが、その事務は、民生班が当たり、炊き出しは必要に応じて各団体の協力を求めて実施する。

2 炊き出しの方法

炊き出しは、日赤奉仕団、女性団体、ボランティア等の協力を得て、公民館、学校施設、給食センター、その他炊事施設を有する民間施設を利用して行う。

3 炊き出しの対象者

1) 避難者
2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
3) 災害応急対策に従事している者
4) 特に要配慮者に対して配慮すること。

4 炊き出し施設等の状況

町内における主な炊き出し施設は、「資料編：第5章－別表2 指定緊急避難場所及び指定避難所」に記載されている施設を利用することとし、不足の場合は、町内の炊き出し可能な施設の協力を求める。

第6 食糧輸送計画

食糧の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、「第5章 第14節 輸送計画」及び「第5章 第32節 労務供給計画」に定めるところにより措置するものとする。

第16節　給水計画

この計画は、災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇あるいは汚染のため飲料水の供給が不可能になったときに、住民に必要最小限の飲料水を供給し、住民の保護を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第１　実施責任

１　剣淵町

町は、給水活動を迅速、かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに給水施設等の応急復旧を実施する。

被災地の飲料水の応急供給は町長の指示により、建設班が実施する。建設班及び町指定水道業者は、相互に連絡を密にし、浄水の確保と給水に万全を期するものとする（救助法が適用され、知事の委任を受けた場合も同様とする。）。

1)　個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後３日分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

2)　生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場等の貯留水を主体とし、不足する場合は自然水（川等の水）、西岡ダム、桜岡貯水池、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

3)　給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及びろ水器等を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

２　北海道

市町村の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水関始の指導を行う。

第２　給水の実施

１　給水の方法

1)　輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水する。

この場合、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

2)　浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

3)　家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、そ

の付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

２　応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

第 17 節　衣料・生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

１　剣淵町

救助法が適用された場合の被災者に対する被服その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、町長が行うものとし、総務班が担当に当たる。物資の調達が困難なときは、知事にあっせん及び調達を要請する。1)

物資の調達、輸送

①　地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。

②　地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

③　生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくなど、迅速に調達できる方法を定めること。

2)　要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、災害時要援護者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

①　生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

②　被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

２　北海道

知事は、災害時における災害救助用物資について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行うものとする。なお、町における物資が不足し災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

なお、町長に物資を配分速達するときは、無償・有償の区分を明確化するとともに、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう助言する。

３　指定地方行政機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

なお、北海道経済産業局が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体等と十分連絡をとりつつ被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第２　実施の方法

１　対象者

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世

帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。

1)　災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者

2)　災害により被服、寝具その他生活必需物資を亡失し、日常生活を営むことが困難と思われる者

2　物資の種類

被災者の生活を確保するため、災害応急対策実施者が実施する物資供給の範囲は、次のとおり。

1)　寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）

2)　外衣（洋服、作業衣、子供服等）

3)　肌着（シャツ、パンツ類等）

4)　身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）

5)　炊事道具（鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等）

6)　食器（茶碗、皿、箸等）

7)　日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）

8)　光熱材料（マッチ、ろうそく等）

9)　その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの

3　生活必需物資の確保

調達可能数量等を保有する町内の各衣料品店及び日用品取り扱い店から調達するものとする。なお、町内での調達が困難な場合は知事にあっせんを依頼し、調達するものとする。

4　給与又は貸与の方法

1)　地区取り扱い責任者

救援物資の給与又は貸与は、各地区情報連絡責任者（自治会長等）等の協力を得て迅速、かつ的確に行うものとする。

2)　給与又は貸与台帳の整備

救援物資の給与又は貸与に当たっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

①　世帯構成員別被害状況　　「資料編：第５章－様式８」参照。

②　物資購入（配分）計画表　　「資料編：第５章－様式９」参照。

③　物資受払簿　　「資料編：第５章－様式 10」参照。

④　物資給与及び受領簿　　「資料編：第５章－様式 11」参照。

⑤　物資の給与状況　　「資料編：第５章－様式 12」参照。

5　給与又は貸与期間

災害発生の日から 10 日以内に行うものとする。

第３　日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

1　被災者の救助用物資として備蓄しているものは次のとおり。

1)　毛布

2)　緊急セット

3)　拠点用日用品セット

4)　安眠セット

2　救助物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救助物資備蓄（配分）要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」によりあらかじめ地区に備蓄する。

第 18 節　石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（ＬＰＧを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

１　剣淵町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

２　北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は町長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、町等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

３　指定行政機関

北海道経済産業局は、灯油、ガソリン等の燃料に関する需給・価格動向等の把握及び情報提供を行うものとする。

第２　石油類燃料の確保

町は、石油類燃料の確保を図るものとし、確保に当たっては、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあっせんを求めるものとする。

1　地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

2　地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておくなど、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

3　地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

4　ＬＰＧについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第 19 節　電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

第１　北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社の応急対策

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」等に基づいて、応急対策人員の確保、関係機関への通報連絡、被害状況及び復旧予定等の広報等、電気施設の被害の軽減及び早期復旧を図る。

第２　町の応急対策

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生ずるので、迅速、かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努める。

１　要員

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社が自衛隊の派遣を必要とする場合、町長は知事（上川総合振興局長）に要請を要求する。

２　資材等

町は、労務施設、設備又は物資の確保について支援する。

３　広報活動

町は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

1)　垂れ下がった電線には絶対触らないこと。

2)　浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定等で安全を確認の上使用すること。

3)　外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

第 20 節　ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

第１　ガス施設の応急対策

ＬＰガス事業者は、災害時において被害状況を早急に把握し、二次災害の防止に努める。また、ＬＰガス販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確立し、一般家庭、避難場所、公共施設や老人ホーム等におけるＬＰガス設備の安全総点検を実施する。

第２　町の応急対策

風水害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

１　協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ＬＰガス事業者等に対する協力体制を確立する。

２　広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

1)　あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。
　不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。

2)　点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。

3)　使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び剣淵支署に連絡すること。

第 21 節　上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

第１　上水道

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者（町）は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

１　応急復旧

1)　施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

2)　要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

3)　被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

4)　住民への広報活動を行う。

２　広報

水道事業者（町）は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第２　下水道

１　応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者（町）は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

1)　施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

2)　要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

3)　被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

4)　管渠･マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。

5)　処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

6)　住民への広報活動を行う。

２　広報

下水道管理者（町）は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第 22 節　応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

第１　災害の原因及び被害種別

１　災害の原因

1)　暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
2)　豪雨、豪雪、融雪、なだれ及び異常気象等による出水
3)　山崩れ
4)　地すべり
5)　土石流
6)　がけ崩れ
7)　落雷

２　被害種別

1)　道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
2)　盛土及び切土法面の崩壊
3)　道路上の崩土堆積
4)　トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
5)　河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
6)　河川、砂防えん堤の埋塞
7)　砂防、地すべり及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
8)　ダム、ため池等えん堤の流失及び決壊
9)　ダム貯水池の流木等の堆積
10)　下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の被害

第２　応急土木復旧対策

１　実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者によりが実施する。

２　応急対策及び応急復旧対策

町は、災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策を次のとおり実施する。

1)　応急措置の準備

①　所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。

②　災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して応急対策の万全を期する。

2)　応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力

で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は、住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は道、他市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

3)　応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

３　関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに町計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第 23 節　被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模、かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速、かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第１　危険度判定の実施

１　危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

２　危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

３　判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

1)　「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。

2)　宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の３区分に判定する。

3)　判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区　分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

４　危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

1)　宅地に係る被害情報の収集

2)　判定実施計画の作成

3)　宅地判定士・判定調整員の受け入れ及び組織編成

4)　判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応

5)　判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第２　事前準備

道及び町は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

１　道と町は、相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。

２　道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。

３　道は町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・

建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。

4　町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

【 被災宅地危険度判定実施の流れ図 】

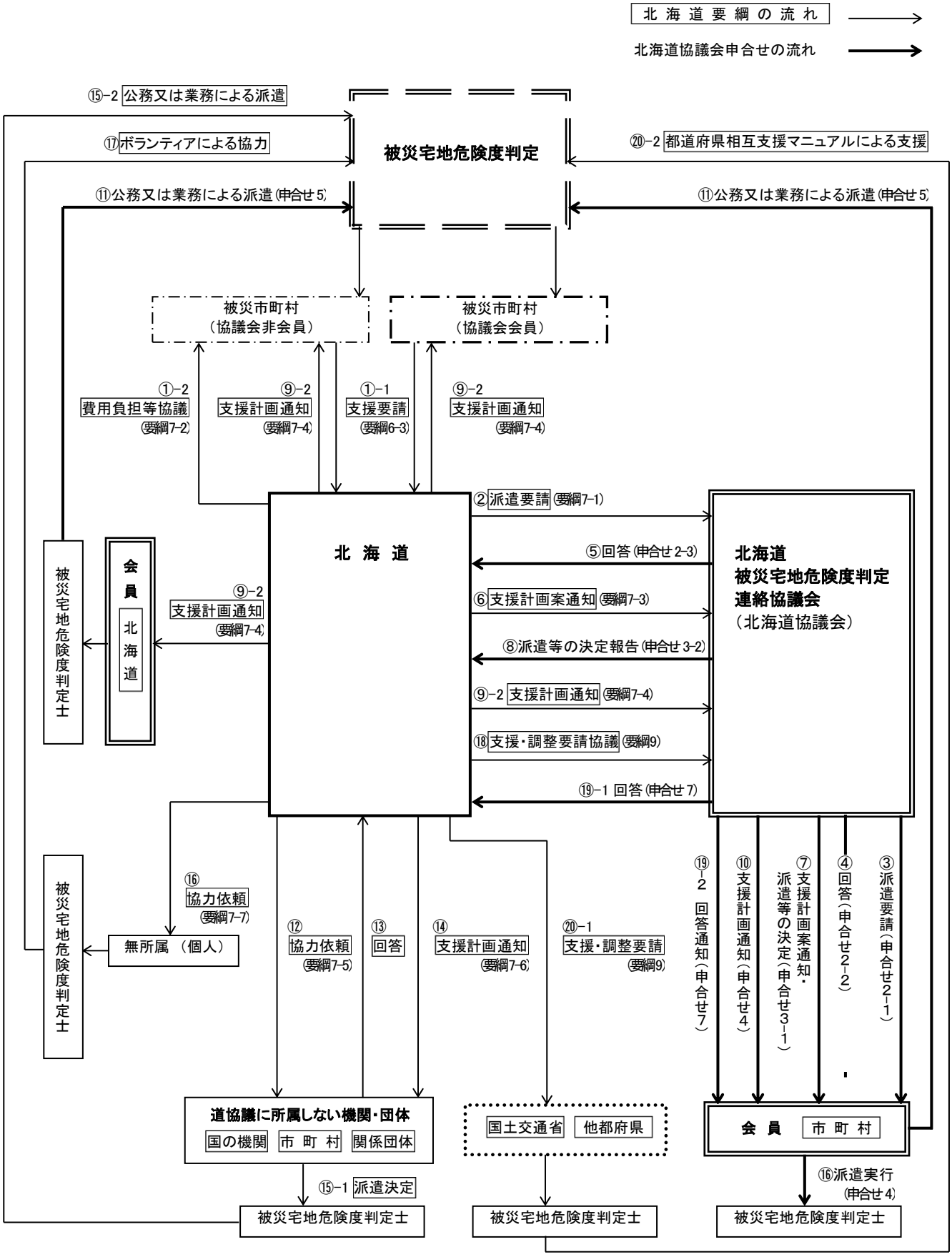

第 24 節　住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

１　北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借り上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

２　剣淵町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

第２　実施の方法

１　避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受け入れ、保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

２　公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

３　応急仮設住宅

1)　入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

2)　入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町長が行う。

3)　建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

4)　建設型応急住宅の建設用地

道及び町は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

5)　建設戸数（借り上げを含む。）

町は、住宅の提供が必要な世帯数及びその世帯の家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握しとりまとめる。

道は、町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

6)　規模、構造、存続期間及び費用

①　応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、２～６戸の連続建て又は

共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

② 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借り上げに係る契約を締結）を完了した後、３月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、２年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第 85 号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

③ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は町長に委任する。

8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

４ 平常時の規制の適用除外措置

道及び町は、著しく異常、かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

５ 住宅の応急修理

1) 対象者

① 住宅が半壊又は半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、当面日常生活を営むことができない者であること。

② 自らの資力で応急修理ができない者であること。

2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

3) 修理の範囲と費用

① 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

② 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

６ 災害公営住宅の整備

1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の１以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し、入居させるものとする。

① 地震、暴風雨、洪水、その他の異常な天然現象による災害の場合

ア 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき。

イ 町の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。

ウ 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の１割以上のとき。

② 火災による場合

ア 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき。

イ　滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の１割以上のとき。

2)　整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和 16 年法律第 193 号）第 46 条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

3)　整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

①　入居者資格

ア　当該災害発生の日から３年間は当該災害により住宅を失った者であること。

イ　収入分位 50%（月収 259,000 円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から３年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

ウ　現に住宅に困窮していることが明らかであること。

②　構造

再度の被災を防止する構造とする。

③　整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

④　国庫補助

ア　建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の 2/3。ただし、激甚災害の場合は 3/4。

イ　借り上げを行う場合は住宅共用部分工事費の 2/5。

第３　資材のあっせん、調達

1　町長は、建築資材等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼するものとする。

2　道は、町長から資材等のあっせん依頼があった場合は、関係機関及び関係業名等の協力を得て、積極的にあっせん、調達を行うものとする。

第４　住宅の応急復旧

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第 25 節　障害物除去計画

災害により道路・住居等又はその周囲に運ばれた土砂・樹木等で、住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の日常生活に支障のないよう処置する場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

1　障害物の除去は町長が行い、担当は建設班をもって当たる。救助法が適用されたときは、知事の委任により町長が行う。

2　道路・河川その他公共施設に障害を及ぼす恐れのある場合は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）・河川法（昭和 39 年法律第 167 号）・その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

第２　障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

1　住民の生命・財産等を保護するため、速やかにその障害の排除を必要とする場合

2　障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合

3　河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

4　その他公共的立場から除去を必要とする場合

第３　障害物除去の方法

1　実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。

2　障害物の除去の方法は、原状回復でなく応急的な除去に限るものとする。

第４　障害物の集積場所

1　除去した障害物は、それぞれの実施機関において、付近の遊休地又はグラウンド等を利用し集積するものとする。

2　北海道財務局、道及び町は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第５　障害物の保管等

応急措置実施のため除去した工作物等は基本法第 64 条の規定によりその保管をし、費用を負担するものとする。

第 26 節　文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

１　剣淵町・教育委員会

小・中学校、高等学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町長及び町教育委員会が行うこととし、担当は文教班が当たるものとする。

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の供与は町長が知事の委任により実施する。

２　学校管理者等

学校ごとの災害時に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

1)　防災上必要な体制の整備

災害時に迅速、かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

2)　児童生徒等の安全確保

①　在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速、かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

②　登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

3)　施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

第２　応急対策実施計画

１　休校措置

1)　災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校処置をとるものとする。

なお、帰宅させる場合は注意事項を十分に徹底させるとともに、低学年児童にあっては、教職員が地区別に付き添うなどの措置を講ずる。

2)　休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、広報車、その他確実な方法で児童生徒に周知徹底させる。

2　施設の確保と復旧対策

1)　応急復旧

被害程度により応急修理できる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

2)　校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用等により授業の確保に努める（特別教室、屋内運動場等）。

3)　校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める（町内各会館等）。

4)　仮校舎の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討する。

3　教育の要領

1)　災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

2)　特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

①　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

②　公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

③　通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。）。

④　学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受け入れが授業の支障とならないよう留意する。

⑤　教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がいに十分配慮する。

3)　災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

4　教職員の確保

道教育委員会及び町教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配備し、教育活動に支障をきたさないようにする。

5　授業料の減免、修学・育英制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合、町教育委員会は、必要に応じて次の措置を講ずるものとする。

1)　保護者又は本人の申請に基づく授業料の減免

2)　公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

6　教科書、学用品等の調達及び支給

災害により被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書及び学用品等を失い又は破損した者に対し、次により調達し支給するものとする。

1)　支給対象者

住家が全焼（全壊）、流失、半焼（半壊）又は床上浸水するなどの被害を受けた児童生徒で、教科書、学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

2)　支給品目

①　教科書及び教材

② 文房具

③ 通学用品（運動靴、体育着、傘、カバン、長靴等）

3) 支給方法

町教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

4) 学用品の調達

支給する文房具及び通学用品については、町内文房具取り扱い店等から調達するものとするが、不足の場合には、近隣市町村又は道に依頼し調達する。

5) 学用品給与の費用及び期間

学用品給与のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずる。

7 学校給食等の措置

1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。

2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。

3) 衛生管理には特に留意し、食中毒等の事故防止に努める。

8 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意して保健管理を行うものとする。

1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。

2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

3) 受入施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽の汲み取りを実施すること。

4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第３ 文化財保全対策

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、北海道文化財保護条例（昭和 30 年北海道条例第 83 号）及び剣淵町文化財保存条例（昭和 29 年剣淵町条例第 20 号）等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

第27節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び死体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第１　実施責任

１　剣淵町

消防機関、警察、自衛隊等の協力を得て、行方不明となった者の捜索及び遺体の収容、処理、埋葬等を実施する。

なお、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日赤道支部が行う。

２　警察官

行方不明者の捜索、死体見分等を実施する。

第２　実施の方法

１　行方不明者の捜索

1)　捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡していると推定されるもの（山岳遭難等も本節に準ずる。）。

2)　捜索の実施

町長が、消防機関及び警察官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

3)　応援要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して捜索の応援を要請する。

①　行方不明者が漂着、又は埋没していると思われる場所

②　行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

２　遺体の処理

1)　対象者

災害の際に死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

2)　変死体の届出

変死体を発見したときは、直ちに警察署に届け出るものとし、検視後にその処理に当たるものとする。

3)　処理の範囲

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合は、死体を特定の場所（町内の公共建物又は公園等死体の収容に適当な場所）に安置し埋葬の処理をするまで保存する。

①　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

②　遺体の一時保存（町）

③　検案

④　死体見分（警察官）

4)　安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

3　遺体の埋葬

災害の際に死亡した者で町長が必要と認めた場合、応急的に死体を埋葬するものとする。

事故死の死体については、警察機関から引き継ぎを受けた後埋葬する。また、被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人扱いとする。

埋葬に当たっては、次の点に留意する。

1)　対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

2)　埋葬の方法

①　町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

②　身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡してその調査に当たるとともに埋葬に当たっては、土葬又は火葬にする。

4　広域火葬の要請

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

5　平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常、かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が町で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第５条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第３　行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

第 28 節　家庭動物対策計画

災害時における被災地の家庭動物の取り扱いについては本計画に定めるところによる。

第１　実施責任

１　北海道

1)　上川総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取り扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。

2)　道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

２　剣淵町

町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

被災地における逸走犬等の管理及び家庭動物の取り扱いに関しては、現地の状況に応じ上川総合振興局長からの助言、指導の下、町長が行うこととし、担当は民生班及び産業班が当たるものとする。

なお、被災地の逸走犬等の保護・収容に関して、町長は必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、道（上川総合振興局）へ応援を要請できるものとする。

第２　家庭動物の取り扱い

1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年北海道条例第３号。以下「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

2　災害時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容する等適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第３　同行避難

町は、家庭動物との同行避難について、あらかじめ避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否を調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第６条第１項第４号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第 29 節　応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第１　実施責任

災害が発生した際の家畜飼料の応急対策は町長が実施するものとし、担当は産業班が当たるものとする。

第２　応急飼料対策実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって上川総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができる。

１　飼料（再播用飼料作物種子を含む）

1)　家畜の種類及び頭羽数

2)　飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）

3)　購入予算額

4)　農家戸数等の参考となる事項

２　転飼

1)　家畜の種類及び頭数

2)　転飼希望期間

3)　管理方法（預託、附添等）

4)　転飼予算額

5)　農家戸数等の参考となる事項

第 30 節　廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画に定めるところによる。なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」等に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等の除去については「第５章 第 25 節　障害物除去計画」による。

第１　実施責任

１　北海道

1)　上川総合振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行うものとする。

2)　道は、町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

２　剣淵町

1)　被災地における廃棄物等の処理は、町長が実施するものとし、担当は民生班が当たるものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

2)　被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、町が実施するものとし、担当は産業班が当たるものとする。

第２　廃棄物等の処理方法

１　廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第６条の２第２項及び第３項、第 12 条第１項並びに第 12 条の２第１項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第 86 条の５の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第９条に基づき適切な分別解体を行うものとする。

この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

２　ごみ処理

1)　収集

①　委託業者により実施するものとするが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間企業からの車両借り上げにより実施するものとする。

② 収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集するものとする。

2) 処理

処理処分は災害の状況により埋立又は一時貯蔵し、後日、処理場にて処理又は焼却する等、環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

3) 災害廃棄物の仮置き

① 被災家庭から排出される畳・障子・家具類・家電製品・寝具・衣類・本類・植木類・倒壊家屋や商店等から排出される食糧品・紙類・ガラス・陶器類・電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、災害の程度にもよるが大量に発生することが考えられる。そのため、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

② 仮置場は、学校校庭・河川敷等の公共広場を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないように町は仮置場の管理を徹底する。

3 し尿処理

1) 収集

委託業者により完全収集に努めるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便層内量の一部（２～３割程度）収集にとどめ、早急に各戸のトイレの使用を可能にする。

2) 処理

し尿処理場で完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

3) 野外仮設共同トイレの設置

水洗トイレを使用している世帯にあっては、使用水の断水に対処するため、普段より水のくみ置き等を指導しておく。

なお、災害の状況によりトイレが倒壊、溢水等の被害を受けた場合、又は水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要に応じ野外に共同トイレを設置するものとする。

共同トイレは、必要箇所に最小限度の仮設トイレを設ける。この場合恒久対策の障害にならぬよう配慮するものとする。

4) 使用不能建物内のし尿及び汚水処理

被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、剣淵町死亡獣畜処理場（以下「死亡獣畜処理場」という。）において行う。

運搬することができる場合は、死亡獣畜処理場で行うものとし、運搬することが困難な場合は、名寄保健所長の指導を受け、次により処理するものとする。

1) 環境衛生上、他に影響を及ぼさないように配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

2) 移動できないものについては、名寄保健所長の指導を受けて臨機の措置を講ずるものとする。

3) 1)及び2)において埋却する場合にあっては１m以上覆土するものとする。

第 31 節　防災ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・ＮＰＯ等との連携については、本計画の定めるところによる。また、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については「町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。

第１　ボランティア団体・ＮＰＯの協力

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・ＮＰＯ等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について協力を受けるものとする。

担当は民生班が当たるものとし、剣淵町社会福祉協議会と連携を図るものとする。

第２　ボランティアの受け入れ

町は、剣淵町社会福祉協議会等と相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

ボランティアの受け入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。

第３　ボランティア団体・ＮＰＯの活動

ボランティア団体・ＮＰＯ等に協力を依頼する活動内容は、おおむね次のとおりとする。

1)　災害・安否・生活情報の収集・伝達
2)　炊き出し、その他の災害救助活動
3)　高齢者、障がい者等の介護、看護補助
4)　清掃及び防疫
5)　災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配布
6)　被災建築物の応急危険度判定
7)　応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
8)　災害応急対策事務の補助
9)　救急・救助活動
10）医療・救護活動
11）外国語通訳
12）非常通信
13）被災者の心のケア活動
14）被災母子のケア活動
15）被災動物の保護・救助活動
16）ボランティア・コーディネート

第４　防災ボランティアの活動環境の整備

町及び剣淵町社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解の下、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及・啓発を行う。

町及び剣淵町社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

災害時においては、ボランティア活動が迅速、かつ円滑に行われるよう、町と剣淵町社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第 32 節　労務供給計画

町及び関係機関は災害時における災害応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

第１　実施責任

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇い上げ及び民間団体への協力依頼については、町長が行うものとし、担当は総務班をもって充てる。

第２　民間団体への協力要請

１　動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序としては、まず奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇い上げをする。

２　動員の要請

災害対策本部の各班において奉仕団体等の労力を必要とするときは、次の事項を示し総務班を通じて要請するものとする。

1)　動員を必要とする理由
2)　作業の内容
3)　作業場所
4)　就労予定期間
5)　所要人員
6)　集合場所
7)　その他参考事項

３　住民組織等の要請先及び活動

1)　住民組織等の要請先

自治会、女性団体、青年団体を連絡先とする。所在地、要請人員等については随時変更があるので、町総務課に台帳を備え付けておくものとする。

2)　住民組織等の活動内容

住民組織等の活動内容は、おおむね次の作業の種別により適宜協力を求める。

①　避難所に受け入れた被災者の世話
②　被災者への炊き出し
③　救援物資の整理、配送及び支給
④　被災者への飲料水の供給
⑤　被災者への医療、助産の協力
⑥　避難所の清掃
⑦　町の依頼による被害者状況調査
⑧　その他災害応急措置の応援

第３　労務者の雇い上げ（供給方法）

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のための労働力が必要なときは、労務者を雇い上げ

る。

1　労務者雇い上げの範囲は、おおむね次のとおりとする。

1)　被災者の避難誘導のための労務者

2)　医療・助産のための移送労務者

3)　被災者救出用機械・器具・資材の操作のための労務者

4)　飲料水の運搬、機材操作、浄水用薬品の配布等のための労務者

5)　救助物資支給のための労務者

6)　行方不明者の捜索及び処理のための労務者

2　町長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。

3　前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。

1)　職業別・性別・所要労務者数

2)　作業場所及び作業内容

3)　期間及び資金等の労働条件

4)　宿泊施設等の状況

5)　その他必要な事項

4　公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

第４　賃金及びその他の費用負担

1　労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。

2　労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第 33 節　職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第 29 条第１項及び第２項の規定により知事又は町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第 30 条第１項及び第２項の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

第１　要請権者

１　知事又は道の委員会若しくは委員

２　町長又は町の委員会若しくは委員（以下本節において「町長等」という。）

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、基本法第 29 条第３項及び第 30 条第３項の規定により、当該町長にあらかじめ協議しなければならない。

第２　要請手続等

１　職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。

1)　派遣を要請する理由

2)　派遣を要請する職員の職種別人員数

3)　派遣を必要とする期間

4)　派遣される職員の給与その他の勤務条件

5)　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

２　職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。

なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

1)　派遣のあっせんを求める理由

2)　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

3)　派遣を必要とする期間

4)　派遣される職員の給与その他の勤務条件

5)　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第３　派遣職員の身分取り扱い

１　派遣職員の身分取り扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

２　派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については基本法第 32 条第２項及び同法施行令第 18 条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第 252 条の 17 の規定による。

３　派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定する。

４　派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用する。

5　受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第 34 節　災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次の定めによる。

第１　実施体制

救助法による救助は、知事（上川総合振興局長）が行うものとする。

ただし、町長は知事（上川総合振興局長）から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は自らの判断責任において実施するものとする。

第２　災害救助法の摘要基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害により現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

<table>
<tr><td rowspan="2">被害区分
町の人口</td><td>町単独の場合</td><td>相当広範囲な場合
(全道2,500 世帯以上)</td><td rowspan="2">被害が全道にわたり、12,000 世帯以上の住家が滅失した場合</td></tr>
<tr><td>住家滅失世帯数</td><td>剣淵町区域の
住家滅失世帯数</td></tr>
<tr><td>〔剣淵町〕
5,000 人未満</td><td>30</td><td>15</td><td>町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。</td></tr>
<tr><td>適　　用</td><td colspan="3">１　住家被害の判定基準
・滅失：全壊、全焼、流失
住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。
・半壊、半焼：２世帯で滅失１世帯に換算
住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の 20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上 50%未満のもの。
・床上浸水：３世帯で滅失１世帯に換算
床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。
２　世帯の判定
(1)　生計を一にしている実際の生活単位をいう。
(2)　会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</td></tr>
</table>

第３　救助法の適用手続

1　町長は、町における災害が救助法の摘要基準のいずれかに該当し、又は該当する恐れがある場合には、直ちにその旨を上川総合振興局長に報告しなければならない。

2　災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合、町長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに上川総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第４　救助の実施と種類

１　救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任するものとする。

1)　災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	７日以内	町
応急仮設住宅の供与	20 日以内に着工 建設工事完了後３か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて２年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～道 （ただし、委任したときは町）
炊き出しその他による食品の給与	７日以内	町
飲料水の供給	７日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	町
医療	14 日以内	医療班～道・日赤道支部 （ただし、委任したときは町）
助産	分娩の日から７日以内	医療班～道・日赤道支部 （ただし、委任したときは町）
被災者の救出	３日以内	町
住宅の応急修理	３か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は、６か月以内）	町
学用品の給与	教科書等　１か月以内 文房具等　15 日以内	町 町
埋葬	10 日以内	町
遺体の捜索	10 日以内	町
遺体の処理	10 日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10 日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない

注）期間については、全て災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2)　災害が発生する恐れがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	町

２　救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第５条、第６条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第５　基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取り扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第６章　震災対策計画

第６章　震災対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、剣淵町地域防災計画の「地震防災計画編」による。

第７章　水防計画

第７章　水防計画

水害の防災対策に関する計画は、剣淵町地域防災計画の「水防計画編」による。

第８章　事故災害対策計画

第８章　事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁等道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、道路災害、鉄道災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災等大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第１節　航空災害対策計画

第１　基本方針

町の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第２　災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

１　東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者

1)　航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとる。

2)　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。

3)　災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

4)　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

5)　災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

6)　災害時の救急・救助・救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。

7)　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

２　航空運送事業者

1)　航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。

2)　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

3)　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第３　災害応急対策

１　情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

1)　情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

【 情報通信連絡系統図 】

①　発生地点が明確な場合

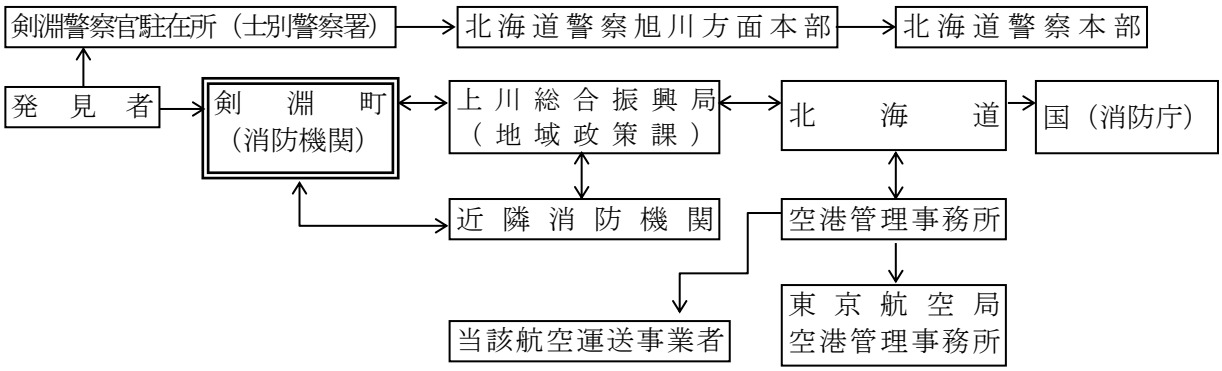

②　発生地点が不明な場合（航空機の捜索活動）

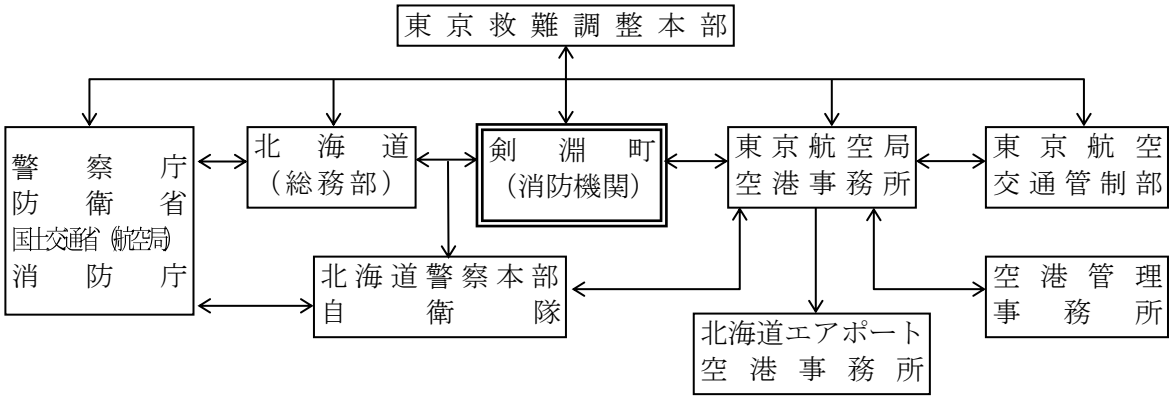

注）　救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

2)　実施事項

①　町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

②　町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

③　町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第５章 第３節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

1)　実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者、航空運送事業者、剣淵町（消防機関）、北海道、北海道警察

2)　実施事項

①　被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア　航空災害の状況

イ　家族等の安否情報

ウ　医療機関等への情報

エ　関係機関の災害応急対策に関する情報

オ　その他必要な事項

②　旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

ア　航空災害の状況

イ　旅客及び乗組員等の安否情報

ウ　医療機関等の情報

エ　関係機関の災害応急対策に関する情報

オ　航空輸送復旧の見通し

カ　避難の必要性等、地域に与える影響

キ　その他必要な事項

3　応急活動体制

1)　町の災害対策組織

町長は、航空災害時、その状況に応じて「第３章 第１節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2)　防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4　捜索活動

航空機の捜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプター等多様な手段を活用して行う。

5　救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第５章 第９節 救助救出計画」の定めにより実施する。

6　医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第５章 第10節 医療救護計画」の定めにより実施する。

7　消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

1)　消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

2)　町は消防機関と連携して、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

8　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第５章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9　交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第５章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

10　防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

1)　実施機関

剣淵町、北海道

2)　実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第５章 第11節 防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。また、「第５章 第30節 廃棄物等処理等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

11　自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、空港事務所長等法令で定める者が、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第５章 第６節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

12　広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第５章 第７節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第２節　鉄道災害対策計画

第１　基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第２　災害予防

１　北海道運輸局（旭川運輸支局）

1)　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

2)　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

3)　踏切事故を防止するため、鉄道業者等とともに広報活動に努める。

２　鉄軌道事業者

1)　踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。

2)　鉄道災害の発生に際して、迅速、かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。

3)　自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象の予警報等情報の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。

4)　職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

5)　災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。

6)　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

7)　災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

第３　災害応急対策

１　情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

1)　情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

【 情報通信連絡系統図 】

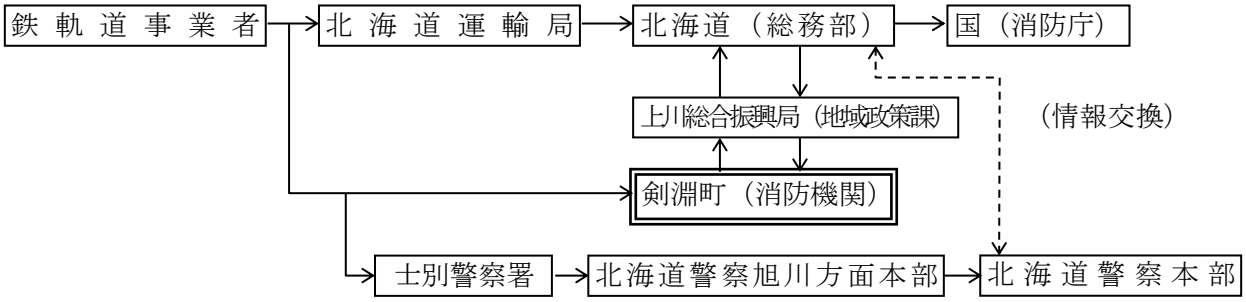

2)　実施事項

①　町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

②　町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

③　町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第５章 第３節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

1)　実施機関

鉄軌道事業者、剣淵町(消防機関)、北海道、北海道警察

2)　実施事項

①　被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア　鉄道災害の状況

イ　家族等の安否情報

ウ　医療機関等の情報

エ　関係機関の災害応急対策に関する情報

オ　その他必要な事項

②　旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

ア　鉄道災害の状況

イ　旅客及び乗務員等の安否情報

ウ　医療機関等の情報

エ　関係機関の災害応急対策に関する情報

オ　施設等の復旧状況

カ　避難の必要性等地域に与える影響

キ　その他必要な事項

３　応急活動体制

1）町の災害対策組織

町長は、鉄道災害時、その状況に応じて「第３章 第１節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2）　防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、鉄道災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

４　救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第５章 第９節 救助救出計画」の定めにより実施する。

５　医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、「第５章 第 10 節 医療救護計画」の定めにより実施するほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ的確な救護が行われるよう協力する。

６　消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施する。

1）　鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

2）　消防機関

①　消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

②　町は消防機関と連携して、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

７　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第５章 第 27 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

８　交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第５章 第 13 節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

９　危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はその恐れがある場合は、「第８章 第４節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10　自衛隊派遣要請

鉄道災害発生時における自衛隊派遣要請については、知事等法令で定める者が、鉄道災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第５章 第６節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11　広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施でき

ない場合は、「第５章 第７節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

12　災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性にかんがみ、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

第３節　道路災害対策計画

第１　基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第２　災害予防

町は、関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

１　道路管理者

1)　トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2)　道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

3)　道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的、かつ総合的に実施する。

4)職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

5)　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要に措置を講ずる。

6)　道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

7)　道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

8)　道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

２　北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生する恐れのある場合には、通行の禁止等必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施する等必要な措置を講ずる。

第３　災害応急対策

１　情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

1)　情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生ようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

【 情報通信連絡系統図 】

① 町の管理する道路の場合

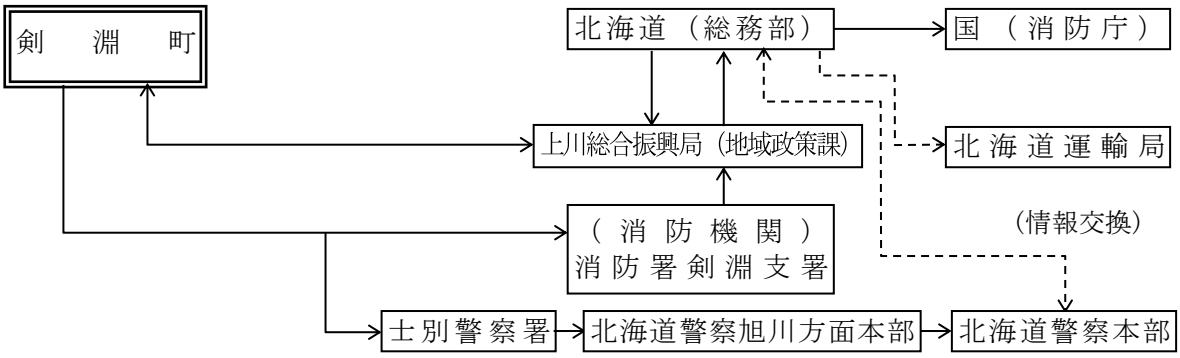

② 道の管理する道路の場合

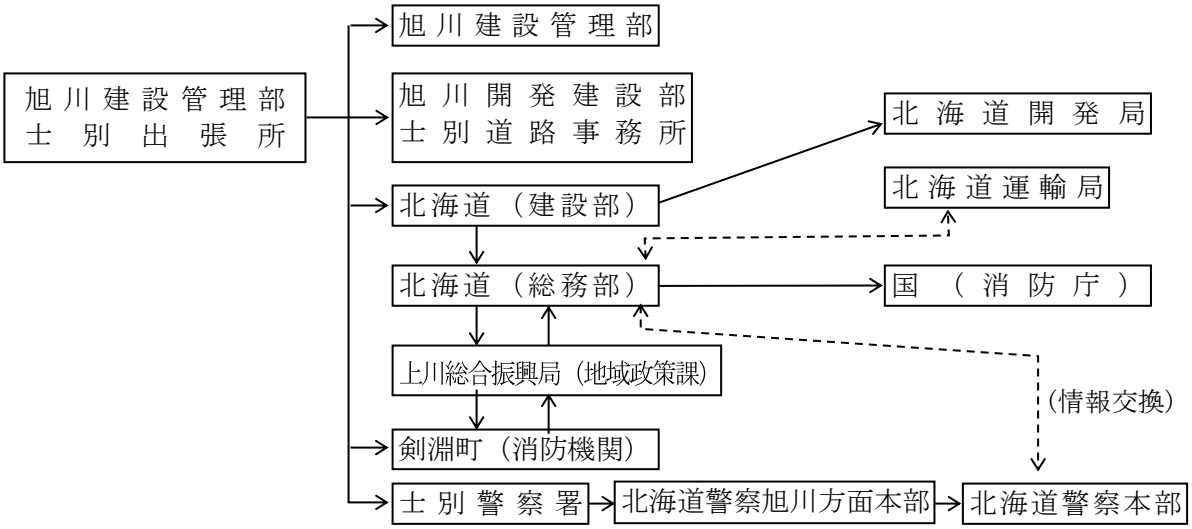

③ 国の管理する道路の場合

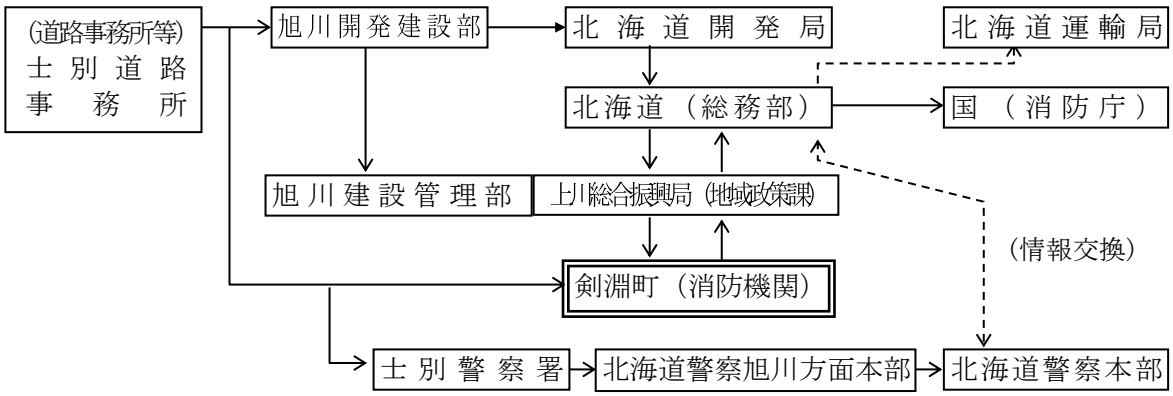

④　高速自動車国道の場合

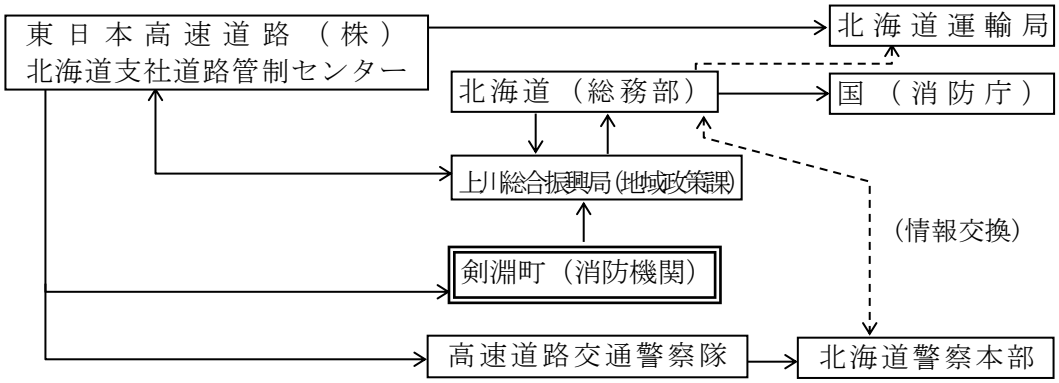

2)　実施事項

①　町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

②　町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

③　町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第５章 第３節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

1)　実施機関

道路管理者、剣淵町（消防機関）、北海道、北海道警察

2)　実施事項

①　被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア　道路災害の状況

イ　家族等の安否情報

ウ　医療機関等の情報

エ　関係機関の災害応急対策に関する情報

オ　その他必要な事項

②　道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

ア　道路災害の状況

イ　被災者の安否情報

ウ　医療機関等の情報

エ　関係機関の災害応急対策に関する情報

オ　施設等の復旧状況

カ　避難の必要性等、地域に与える影響

キ　その他必要な事項

3　応急活動体制

1)　町の災害対策組織

町長は、道路災害時、その状況に応じて「第３章 第１節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2)　防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4　救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第５章 第９節 救助救出計画」の定めにより実施する。

5　医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第５章 第 10 節 医療救護計画」の定めにより実施するほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6　消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

1)　道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

2)　消防機関

①　消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

②　町は消防機関と連携して、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第５章 第 27 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8　交通規制

道路災害時における交通規制については、「第５章 第 13 節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施する。

1)　北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

2)　道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9　危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はその恐れがある場合は、「第８章 第４節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10　自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、知事等法令で定める者が、道路災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第５章 第６節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11　広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第５章 第７節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

12　災害復旧

道路管理者は、その公共性にかんがみ、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

1)　道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早朝の道路交通の確保に努める。

2)　関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用する等して、迅速、かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

3)　類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

4)　災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第４　高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、炎上若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次によるものとする。

１　事故発生通報

事故等の発生通報は、次の系統により速やかに行うものとする。

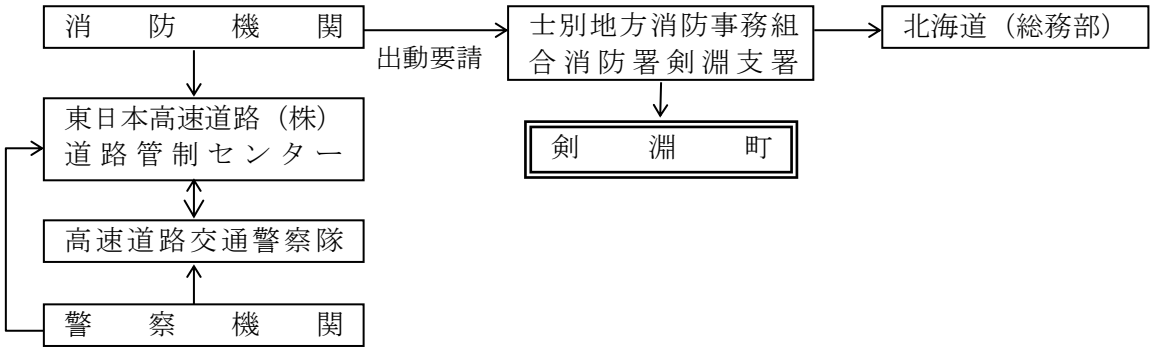

（注）１　東日本高速道路㈱から消防本部への通報（出動要請）は、原則上下線方式による。
　　２　消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

２　事故等対策現地本部の設置等

1)　事故等対策現地本部の設置

①　消火活動、救急・救助活動及び事故等の拡大防止等を迅速、かつ円滑に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。

②　「事故等対策現地本部」の構成は、士別地方消防事務組合消防署剣淵支署、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路株式会社の３機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができるものとする。

2)　事故等対策現地本部の業務

①　「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するため的確に現場の状況把握を行うとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行うものとする。

②　その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定するものとする。

3)　関係機関

陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察、北海道市長会、北海道町村会、全国消防長会北海道支部、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道医師会、道

３　事故等対策連絡本部の設置等

1）事故等対策連絡本部の設置

「事故等対策現地本部」の業務及び事故等の対策を的確に推進するため、北海道に「事故等対策連絡本部」を設置する。

2）事故等対策連絡本部の業務

「事故等対策連絡本部」は「事故等対策現地本部」の要請に基づき事故等の対策を行うものとする。

４　事故等の対策通報

事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行うものとする。

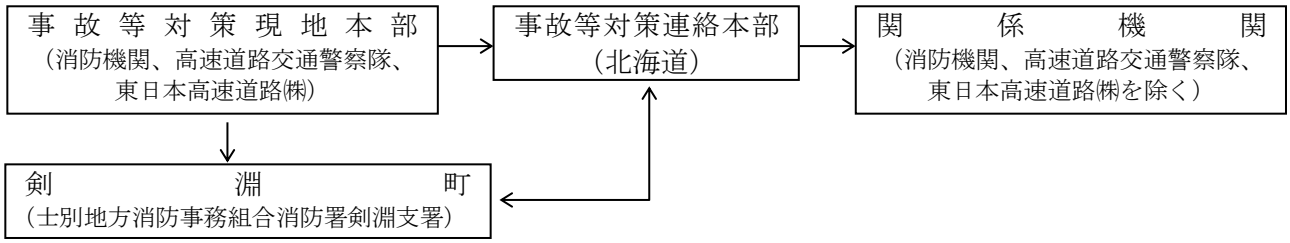

第４節　危険物等災害対策計画

第１　基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び事業者並びに防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第２　危険物の定義

１　危険物

消防法（昭和 23 年７月 24 日法律第 186 号）第２条第７項に規定されているもの。

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等

２　火薬類

火薬類取締法（昭和 25 年５月４日法律第 149 号）第２条に規定されているもの。

《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等

３　高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和 26 年６月７日法律第 204 号）第２条に規定されているもの。

《例》液化石油ガス（ＬＰＧ）、アセチレン、アンモニア等

４　毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号）第２条に規定されているもの。

《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）等

５　放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年６月 10 日法律第 167 号）」等によりそれぞれ規定されている。

第３　災害予防

町は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。また、危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取り扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、次のとおり必要な予防対策を実施するものとする。

１　危険物等災害予防

1)　事業者

①　消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

②　危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

③　危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報する。

2)　北海道、消防機関

①　消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発する。

②　事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

3)　北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

2　火薬類災害予防

1)　事業者

①　火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

②　火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じる。また、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出るとともに、道に報告する。

2)　北海道産業保安監督部

①　火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発する。

②　火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報するなど関係機関との連携体制の確立を図る。

③　事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

3)　北海道

①　火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発する。

②　火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報するなど関係機関との連携体制の確立を図る。

③　事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

4)　北海道警察

①　火薬類取結法の施行に必要な限度において、立入検査を実施するなどその実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。また、必要と認められるときは、道、北海道経済産業局又は北海道鉱山保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。

②　火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をするなど、運搬による災害発生防止を図る。

③　火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈し

たとき、及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報する。

5)　消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3　高圧ガス災害予防

1)　事業者

①　高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

②　高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出る。

2)　北海道経済産業局

①　高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発する。

②　事業者の予防対策について監督、指導する。

3)　北海道

①　高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発する。

②　事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

③　高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。

4)　北海道警察

①　人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

②　高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報する。

5)　消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4　毒物・劇物災害予防

1)　事業者

①　毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取り扱い責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

②　毒劇物が飛散するなどにより不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずる恐れがあるときは、直ちにその旨を名寄保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じる。

2)　北海道

①　毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取り消し等の措置命令を発する。

② 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取り扱い責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

3) 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

4) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

1) 事業者

① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取り扱い主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

② 放射線障害の恐れがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報する。

2) 消防機関

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3) 北海道警察

① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施するなどその実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

② 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする、運搬による災害発生防止を図る。

第４ 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。

【 情報通信連絡系統図 】

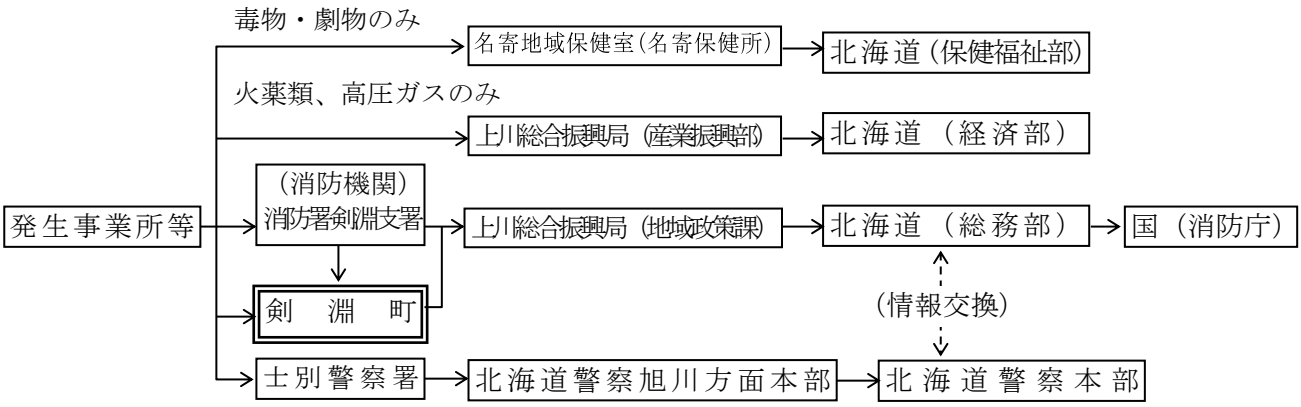

2)　実施事項

①　町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

②　町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

③　町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第５章 第３節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

1)　実施機関

事業者及び消防法、火薬取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取り扱い規制担当機関

2)　実施事項

①　被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア　災害の状況

イ　被災者の安否情報

ウ　危険物等の種類、性状等人体・環境に与える影響

エ　医療機関等への情報

オ　関係機関の災害応急対策に関する情報

カ　その他必要な事項

②　地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア　災害の状況

イ　被災者の安否情報

ウ　危険物等の種類、性状等人体・環境に与える影響

エ　医療機関等の情報

オ　関係機関の実施する応急対策の概要

カ　避難の必要性等、地域に与える影響

キ　その他必要な事項

3　応急活動体制

1)　町の災害対策組織

町長は、危険物等災害時、その状況に応じて「第３章 第１節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2)　防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4　災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

1)　事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

2)　危険物等の取り扱い規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じる。

5　消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

1)　事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努める。

2)　消防機関

①　事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

②　町は消防機関と連携して、危険物等災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6　避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第５章 第４節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

7　救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第５章 第９節 救助救出計画」及び「第５章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

8　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び防災関係機関は、「第５章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

９　交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第５章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

10　自衛隊派遣要請

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、知事等法令で定める者が「第５章 第６節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11　広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第５章 第７節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第５節　大規模な火事災害対策計画

第１　基本方針

死傷者が多数発生するなどの大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第２　災害予防

町は、関係機関と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

１　剣淵町及び消防機関

1)　大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

2)　火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

3)　予防査察の実施

町は消防機関と連携を図り、多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

4)　防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

5)　防火思想の普及

年２回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、要配慮者対策に十分配慮する。

6)　自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

7)　消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

8)　消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

9)　防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

10）火災警報

町長は、道から火災気象通報を受け、又は気象の状況が次の火災警報発令条件若しくは自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条に基づく火災警報を発令する。

（総合）振興局	警　報　発　令　条　件
上　川	実効湿度で 67％以下にして、最小湿度 35％以下となり、最大風速８m/s 以上のとき

２　北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町、消防機関が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

第３　災害応急対策

１　情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

1)　情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

【 情報通信連絡系統図 】

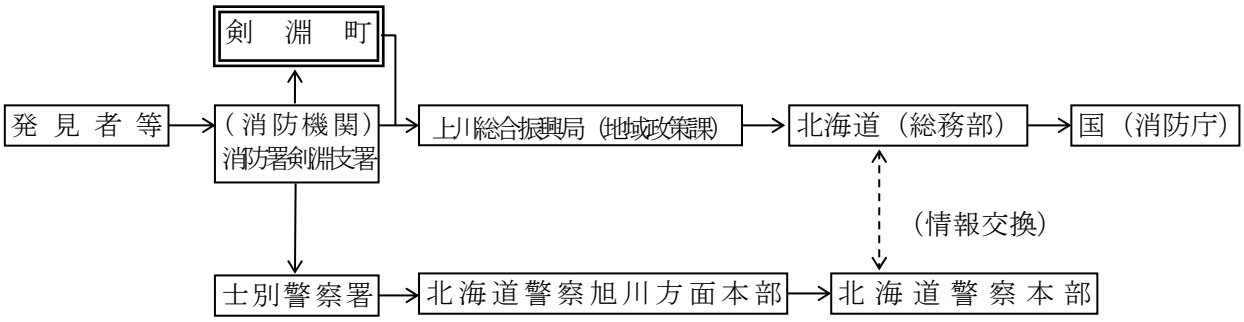

2)　実施事項

①　町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

②　町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

③　町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第５章 第３節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

1)　被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

① 災害の状況
② 家族等の安否情報
③ 医療機関等の情報
④ 関係機関の実施する応急対策の概要
⑤ その他必要な事項

2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

① 災害の状況
② 被災者の安否情報
③ 医療機関等の情報
④ 関係機関の実施する応急対策の概要
⑤ 避難の必要性等、地域に与える影響
⑥ その他必要な事項

3 応急活動体制

1) 町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて「第３章 第１節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

町は、消防機関と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として次により消防活動を行う。

1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
2) 避難場所・避難通路の確保及び重要、かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第５章 第４節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第５章 第９節 救助救出計画」及び「第５章 第 10 節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。また、町及び関係機関は、「第５章 第 27 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行

方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7　交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第５章 第 13 節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

8　自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については、知事等法令で定める者が「第５章 第６節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

9　広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第５章 第７節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第４　災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、「第９章 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速、かつ円滑に復旧を進める。

第６節　林野火災対策計画

第１　基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第２　予防対策

１　実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであるので、国、道、町及び関係機関は次により対策を講ずる。

1)　北海道森林管理局、北海道、剣淵町

①　一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

ア　タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

イ　入林の許可・届出等について指導する。

ａ　入林に当たっては、日時、場所等を指定するとともに、入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。

ｂ　入林承認証又は入林腕章を着用して入林させることとし、入林承認に当たっては、火気の取り扱い、山火事予防その他必要な注意事項を与えて承認する。

ウ　火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

エ　観光関係者による予防意識の啓発を図る。

②　火入対策

林野火災危険期間（おおむね３月～６月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

ア　森林法（昭和 26 年法律第 249 号）及び町規則の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。

イ　火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。

ウ　火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

エ　火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

オ　町における、林野火災特別警戒区域の設定に努めることとし、それぞれの所管する機関において警戒体制の強化を図る。

③　消火資機材等の整備

ア　林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

イ　ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。(「資料編：第５章－別表３

ヘリコプター発着可能地」参照）

2)　森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

①　入林者に対する防火啓発

②　巡視

③　無断入林者に対する指導

④　火入れに対する安全対策

3)　林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じる。

①　火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

直営事業地における対策として、各事業地の実情に応じ、事務所、宿舎等の施設及び石油類等の火気取締責任者を定め、事業地内の巡視警戒に当たらせることとする。

②　火気責任者の指定する喫煙所の設置、標識及び消火設備の完備

前記①における対策に準じて山火事警防体制を整えるよう指導する。

なお、場合によっては、請負契約又は売払契約にこれらの条件を付して、山火事警防を確実に実施するよう指導する。

③　林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

4)　自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じる。

①　演習地出入者に対する防火啓発

②　演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

③　危険区域の標示

④　防火線の設定

⑤　巡視員の配置

5)　北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者

北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者は、危険期間中、乗客、乗員のタバコの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

①　路線の巡視

②　ポスター掲示等による広報活動

③　林野火災の巡視における用地の通行

④　緊急時における専用電話の利用

2　林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会により、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

1)　全道協議会

全道の予消防対策については、次の関係機関により構成された北海道林野火災予消防対策協

議会が推進する。

北海道開発局、北海道財務局、北海道森林管理局、北海道産業保安監督部、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部、北海道市長会、北海道町村会、公益財団法人北海道消防協会、東日本電信電話株式会社北海道事業部、北海道旅客鉄道株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所北海道支所、国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、北海道森林組合連合会、栄林会、公益社団法人北海道森と緑の会

2) 地区協議会

（総合）振興局区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成された地区林野火災予消防協議会が推進する。

3) 剣淵町林野火災予消防対策協議会

町の予消防対策については、剣淵町林野火災予消防対策協議会が推進する。

① 実施機関

剣淵町、士別地方消防事務組合消防署剣淵支署、上川北部森林管理署

② 実施期間（危険期間）及び強調期間

実施期間：４月中旬～６月 30 日（危険期間）

強調期間：５月１日～５月 31 日

３ 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として旭川地方気象台が発表及び終了の通報を行う。

なお、火災気象通報の通報基準は、「第３章 第２節 気象業務に関する計画」のとおりである。

2) 伝達系統

気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）の伝達系統は、次のとおりとする。

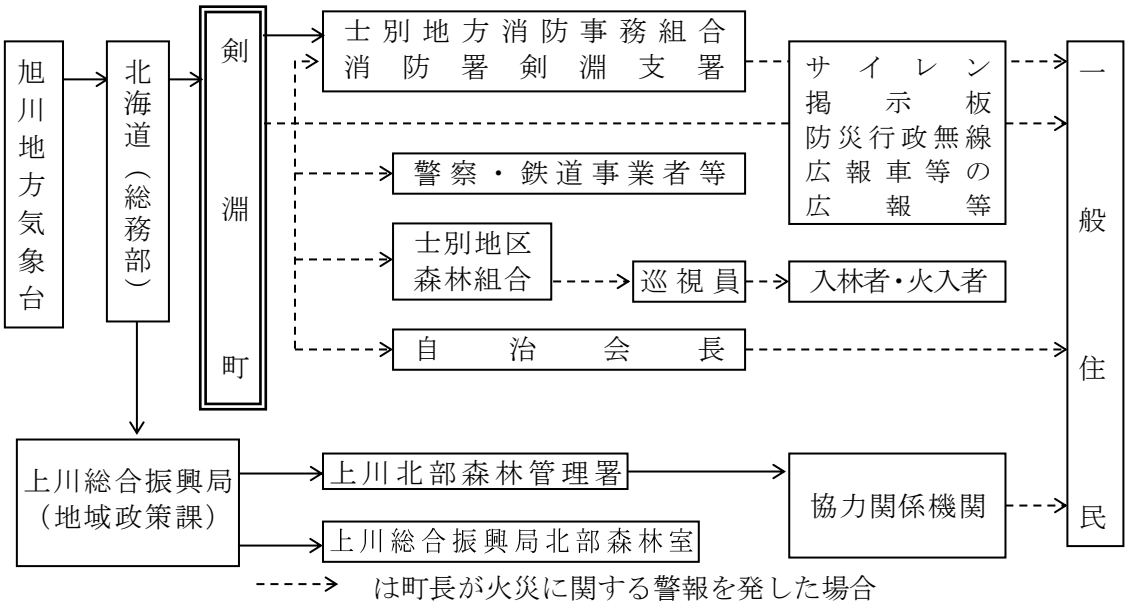

町は、通報を受けた場合、士別地方消防事務組合消防署剣淵支署へ通報する。

また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第３項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した町は、消防機関、関係機関、一般住民等へ周知を図る。

第３　応急対策

１　情報通信

1)　情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

【 情報通信連絡系統図 】

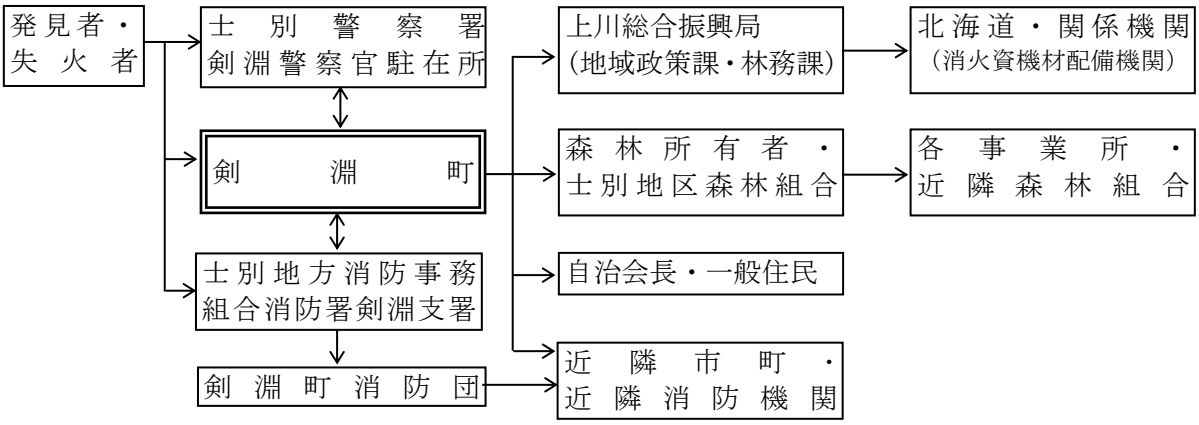

2)　実施事項

①　町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

②　町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

③　町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

④　町及び上川総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年２月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

２　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第５章 第３節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

1)　被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

①　災害の状況

②　家族等の安否情報

③　医療機関等の情報

④　関係機関の実施する応急対策の概要

⑤　その他必要な事項

2)　地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

①　災害の状況

②　被災者の安否情報

③　医療機関等の情報

④　関係機関の実施する応急対策の概要

⑤　避難の必要性等、地域に与える影響

⑥　その他必要な事項

3　応急活動体制

1)　町の災害対策組織

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、その状況に応じて「第３章 第１節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2)　防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4　消防活動

町は消防機関と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

1)　林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

2)　住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には「第５章 第８節 ヘリコプター活用計画」に基づく道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5　避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第５章 第４節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6　交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第５章 第 13 節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

7　自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については、「第５章 第６節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

8　広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第５章 第７節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

９　二次災害の防止活動等

1)　治山事業等

町は道と協力し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

2)　自然環境への対応

林野火災による被害が自然環境に及んだ場合、道と連携を図り、影響を最小限に食い止めるために必要な応急・復旧活動に協力する。

第７節　大規模停電災害対策計画

第１　基本方針

大規模停電災害により、住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じる恐れがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第２　災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

１　剣淵町及び防災関係機関

1)　災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

2)　非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

3)　住民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こり得る事故等について周知を行うものとする。

4)　関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

5)　関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

6)　大規模な災害発生の恐れがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

２　病院等の防災上重要な施設

病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

第３　災害応急対策

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

１　情報通信

1)　情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

【 情報通信連絡系統図 】

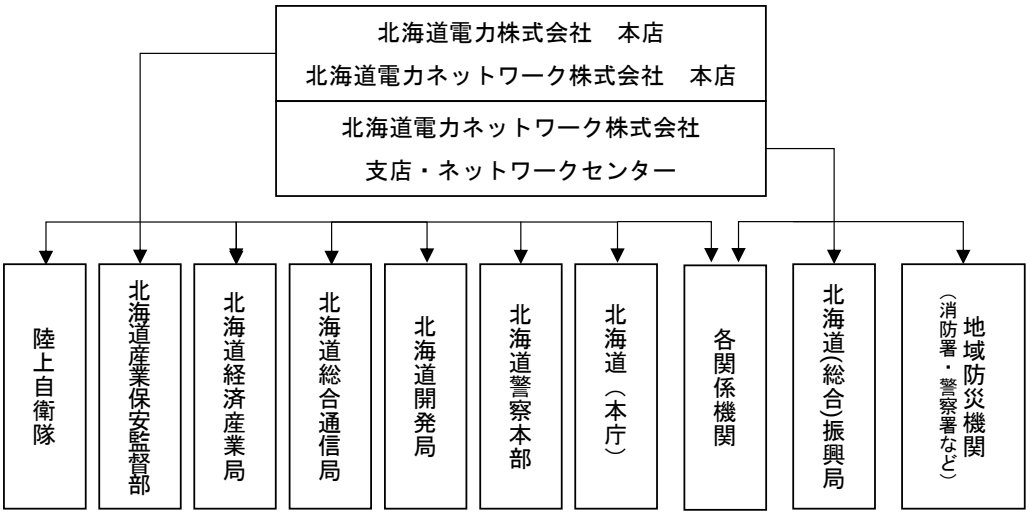

※上記のほか、北海道電力(株)と北海道の管理職によるホットラインを設置

2)　実施事項

①　町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

②　町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する

③　町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2　災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第５章第３節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

1)　実施機関

剣淵町、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

2)　実施事項

実施機関は、住民や帰宅困難者等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

①　停電及び停電に伴う災害の状況

②　関係機関の災害応急対策に関する情報

③　停電の復旧の見通し

④　避難の必要性等、地域に与える影響

⑤　その他必要な事項

3　応急活動体制

1)　町

町長は、大規模停電災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2)　防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4　消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

1)　エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

2)　火災発生に対する迅速な消火活動

3)　医療機関との連携による円滑な救急搬送

5　医療救護活動

町は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第５章第 10 節「医療救護計画」の定めにより実施する。

6　交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第５章第 13 節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

1)　北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障をきたすことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

2)　道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じ必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7　避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第５章第４節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8　応急電力対策

1)　緊急的な電力供給

ア　道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

イ　道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ　北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

2)　通信機器等の充電対策

町及び関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有してる被災者に対して、庁舎や管理施設等を開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9　給水対策

町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止等による断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部

に対し応援を要請するものとする。

10　石油類燃料の供給対策

道及び町は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第５章第 18 節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11　防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

12　自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第５章第６節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

13　広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第５章第７節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第９章　災害復旧・被災者援護計画

第９章　災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切、かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常、かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第１節　災害復旧計画

第１　実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

第２　復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

１　公共土木施設災害復旧事業計画
　1)　河川
　2)　砂防設備
　3)　林地荒廃防止施設
　4)　地すべり防止施設
　5)　急傾斜地崩壊防止施設
　6)　道路
　7)　下水道
　8)　公園
２　農林水産業施設災害復旧事業計画
３　都市施設災害復旧事業計画
４　簡易水道災害復旧事業計画
５　住宅災害復旧事業計画
６　社会福祉施設災害復旧事業計画
７　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

8　学校教育施設災害復旧事業計画
9　社会教育施設災害復旧事業計画
10　その他の災害復旧事業計画

第３　災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第４　激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、道及び町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第２節　被災者援護計画

第１　罹災証明書の交付

１　剣淵町

1)　町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速、かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

2)　町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

3)　町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

4)　町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

5)　町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

２　消防機関

1)　町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

2)　消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

第２　被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

１　被災者台帳の作成

1)　町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的、かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的、かつ効率的な実施に努めるものとする。

2)　被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

①　氏名

②　生年月日

③　性別

④　住所又は居所

⑤　住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況

⑥　援護の実施の状況

⑦　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

⑧　電話番号その他の連絡先

⑨　世帯の構成

⑩　罹災証明書の交付の状況

⑪　町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

⑫　⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

⑬　被災者台帳の作成に当たり、番号利用法第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

⑭　その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3)　町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4)　町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

２　台帳情報の利用及び提供

1)　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

①　本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

②　町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

③　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2)　台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

①　申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②　申請に係る被災者を特定するために必要な情報

③　提供を受けようとする台帳情報の範囲

④　提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

⑤　その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

3)　町長は、2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用される恐れがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る番号利用法第２条第５項に規定する個人番号（本節第２の 2)のス）を含めないものとする。

第３　融資・貸付等による金融支援

被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、道、又は町等の応急金融制度の活用を図るものとする。

応急金融の融資の名称、取り扱い機関等の大要は、「資料編：第９章－別表１　災害応急金融計

画」のとおりである。

第４　災害義援金の募集及び配分

１　実施責任

災害による被災者を救護するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たるものとする。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的にそうよう配分する。

２　運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則（「北海道災害義援金募集(配分)委員会会則」「災害義援金事業（配分）要綱骨子」）の定めるところによるものとする。

３　義援金の受付（配分）

日赤は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受け入れを実施するとともに、日赤北海道支部及び日赤上川地方地区に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて義援金を罹災者に配分するものとする。

町長（総務班）は、全国各地からの義援金を受け付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分するものとする。

剣淵町地域防災計画

地震防災計画編

第１章　総　　則

第１章　総則

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、剣淵町の地域における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的、かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２節　計画の性格

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき作成されている「剣淵町地域防災計画」の「地震防災計画編」として、剣淵町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「剣淵町地域防災計画（基本編）」による。

第３節　計画推進に当たっての基本となる事項

基本編「第１章 第４節 計画推進に当たっての基本となる事項」を準用する。

第４節　計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行う。

第１　実施責任

１　剣淵町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

２　北海道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、道及び町の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、道及び町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、道、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第２　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

基本編「第１章 第５節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

なお、町の事務又は業務は以下のとおり。

1　住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。
2　地震防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
3 防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること。
4　災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。
5　防災に関する施設、設備の整備に関すること。
6　応急用食糧及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。
7　災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
8　消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。
9　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）に関すること。
10　被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。
11　災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。
12　その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。
13　災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
14　被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。
15　要配慮者の把握及び擁護に関すること。
16　防災ボランティアの受け入れに関すること。

第３　住民及び民間事業者の基本的責務等

基本編「第１章 第７節 住民及び事業所の基本的責務」を準用する。

第５節　剣淵町の地形、地質及び社会的現況

基本編「第２章 第１節 自然的条件」を準用する。

第６節　剣淵町及びその周辺における地震の発生状況

基本編「第２章 第２節 災害の概況」を準用する。

なお、剣淵町及びその周辺における地震の発生状況については次のとおりである。

【 地震災害（基本編の再掲） 】

天塩川流域が位置する北海道北部は全国的にも地震が少ない地域である。

町の震度４以上の地震は記録に残っている限り、平成 15 年９月 26 日十勝沖地震、平成 16 年 12 月 14 日留萌支庁南部地震、平成 30 年９月６日胆振東部地震において震度４を観測したものがある。それ以外は震度３以下の地震となっている。

第７節　剣淵町における地震の想定

第１　基本的な考え方

北海道地方の地震は、大きく分けて千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震の２つに分類することができる。

海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成５年（1993 年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

内陸型地震として想定されるのは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

第２　地震想定

北海道地域防災計画では、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道地方に被害を及ぼすと考えられる地震を次のとおり設定している。

【 北海道地方において想定される地震 】

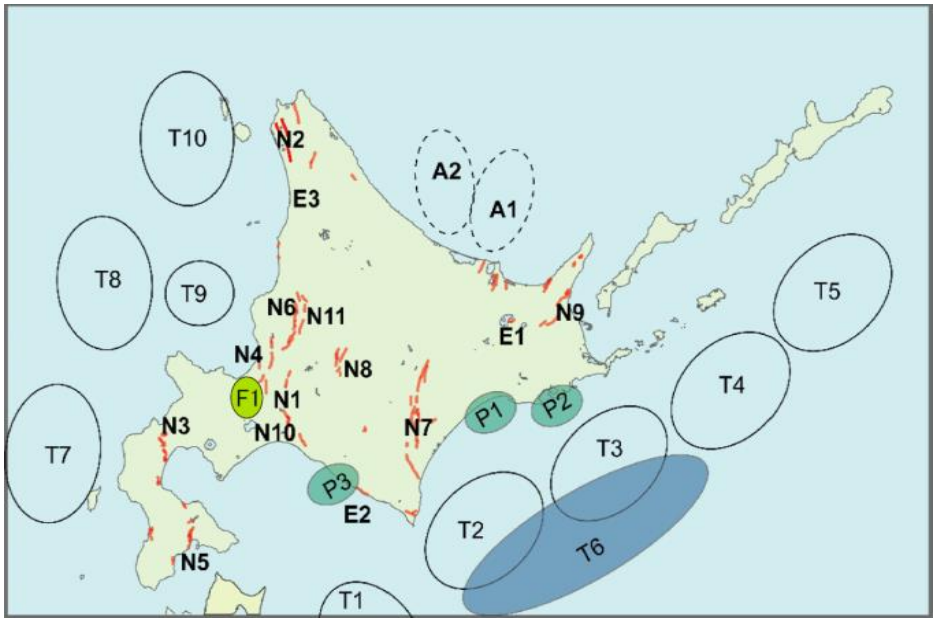

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）」

【 北海道地方において想定される地震一覧 】

	地　　震		断層モデル※	例（発生年）	位置	マグニチュード	長さ（km）
海溝型地震	（千島海溝／日本海溝）						
	T1	三陸沖北部	地震本部／中防	1968 年	既知	8.0	——
	T2	十勝沖	地震本部／中防	2003 年	既知	8.1	——
	T3	根室沖	地震本部／中防	1894 年	既知	7.9	——
	T4	色丹島沖	地震本部／中防	1969 年	既知	7.8	——
	T5	択捉島沖	地震本部／中防	1963 年	既知	8.1	——
	T6	500 年間隔地震	地震本部／中防	未知	推定	8.6	——
	（日本海東縁部）						
	T7	北海道南西沖	——	1993 年	既知	7.8	——
	T8	積丹半島沖	——	1940 年	既知	7.8	——
	T9	留萌沖	——	1947 年	既知	7.5	——
	T10	北海道北西沖	地震本部／中防	未知	推定	7.8	——
	（プレート内）						
	P1	釧路直下	——	1993 年	既知	7.5	——
	P2	厚岸直下	——	1993 年型	推定	7.2	——
	P3	日高西部	——	1993 年型	推定	7.2	——
内陸型地震	（活断層帯）						
	N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
		主部北側				7.5	42
		主部南側				7.2	26
	N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
	N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
	N4	当別	地震本部		既知	7.0	22
	N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
	N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
	N7	十勝平野	地震本部		既知		
		主部				8.0	88
		光地園				7.2	28
	N8	富良野	地震本部		既知		
		西部				7.2	28
		東部				7.2	28
	N9	標津	地震本部		既知	7.7 以上	56
	N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7 以上	54 以上
	N11	沼田―砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
	（伏在断層）						
	F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	——
	（既往の内陸地震）						
	E1	弟子屈地域	——	1938 年	推定	6.5	——
	E2	浦賀周辺	——	1982 年	推定	7.1	——
	E3	道北地域	——	1874 年	推定	6.5	——
	（オホーツク海）						
	A1	網走沖	——	未知	推定	7.8	60
	A2	紋別沖（紋別構造線）	——	未知	推定	7.9	70

※　断層モデルを発表している機関　地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議

（注）上記のほか、火山活動に伴う地震に対しても注意を要する。

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）」

道が平成30年２月に公表した「平成28年度地震被害想定調査結果報告書」によると、本町において地震動が大きく、影響を及ぼすと考えられる地震は、留萌沖（T9）と**増毛山地東縁断層帯**（N6）の地震である。

１　留萌沖地震（海溝型地震）

留萌沖では、1947年にM7.0の地震が起きている。また、1792年後志の津波（M7.1）もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、Ｍ７クラスの地震が発生する領域とみられている。

２　増毛山地東縁断層帯（内陸型地震）

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.6%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

【 地震被害想定（冬の早朝） 】

被害想定項目			増毛山地東縁断層帯	北海道留萌沖
地震動		地表における震度(評価単位最大)	5.8	5.7
急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度Ａ（箇所）	※	※
		崩壊危険度Ｂ（箇所）	※	※
		崩壊危険度Ｃ（箇所）	※	※
建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	14棟	8棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	※	※
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	※	※
	計	全壊棟数	1棟	1棟未満
		半壊棟数	14棟	8棟
火災被害		全出火件数	1件未満	1件未満
		炎上出火件数	1件未満	1件未満
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満
人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	3人	2人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	※	※
		急傾斜地崩壊による重傷者数	※	※
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	※	※
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満
		軽傷者数	3人	2人
	避難者数	避難所生活者数	216人	164人
		避難所外避難者数	116人	88人
		避難者数計	332人	252人
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	14箇所	10箇所
		断水世帯数(直後)	802世帯	660世帯
		※断水人口（直後）	2,046人	1,686人
		断水世帯数(1日後)	478世帯	372世帯
		※断水人口（1日後）	1,219人	951人
		断水世帯数(2日後)	463世帯	359世帯
		※断水人口（2日後）	1,183人	917人
		復旧日数(人員1/2)	－	－
		復旧日数(人員1/4)	－	－
	下水道の被害	被害延長(km)	0.9km	0.9km
		機能支障世帯数	43世帯	43世帯
		※機能支障人口	110人	110人
		復旧日数(人員1/2)	－	－
		復旧日数(人員1/4)	－	－
交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	34箇所	33箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	1箇所	1箇所
		通行支障箇所数	1箇所	1箇所

（注）端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある。　※急傾斜地なし
上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。

第２章　震災予防計画

第２章　災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、道、町及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、住民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第１節　住民の心構え

道内で過去に発生した地震災害や阪神・淡路大震災、平成 23 年３月の東日本大震災等の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

第１　家庭における措置

１　平常時の心得

1)　地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
2)　がけ崩れに注意する。
3)　建物の補強、家具の固定をする。
4)　火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
5)　飲料水や消火器の用意をする。
6)　「最低３日間、推奨１週間」分の食糧、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
7)　地域の防災訓練に進んで参加する。
8)　隣近所と地震時の協力について話し合う。
9)　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

２　地震発生時の心得

1)　まずわが身の安全を図る。
2)　特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
3)　揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
4)　出火したらまず消火する。
5)　あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
6)　狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
7)　山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
8)　避難は徒歩で、持物は最小限にする。

9)　みんなが協力し合って、応急救護を行う。

10）正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

11）秩序を守り、衛生に注意する。

第２　職場における措置

１　平常時の心得

1)　消防計画、予防規定等を整備し、各自の役割分担を明確にすること。

2)　消防計画により避難訓練を実施すること。

3)　とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。

4)　重要書類等の非常持出品を確認すること。

5)　不特定、かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

２　地震発生時の心得

1)　まずわが身の安全を図る。

2)　特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。

3)　揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。

4)　職場の消防計画に基づき行動すること。

5)　職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。

6)　正確な情報を入手すること。

7)　近くの職場同志で協力し合うこと。

8)　エレベーターの使用は避けること。

9)　マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両の運行は自粛すること。

第３　外出時の措置

１　駅やデパート等の集客施設でとるべき措置

1)　館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。

2)　あわてて出口・階段などに殺到しないこと。

3)　吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

２　街など屋外でとるべき措置

1)　ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。

2)　ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。

3)　丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

第４　運転者のとるべき措置

１　走行中のとき

1)　走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていない恐れがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなどまわりの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。

2)　走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

3)　停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動するこ

と。

4)　車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

２　避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第２節　地震に強いまちづくり推進計画

道、町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等、構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握等地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第１　地震に強いまちづくり

１　道、町及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保等防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。

２　国、道及び町は、避難路、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

３　道、町、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第２　建築物の安全化

１　道及び町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

２　国、道及び町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

３　国、道及び町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位を付けて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

４　道及び町は、防災拠点や学校等公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。

５　道及び町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

６　道及び町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

７　道、町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等総合的な地震安全対策を推進する。

８　国、道及び町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第３　主要交通の強化

道、町及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の機関的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第４　通信機能の強化

道、町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努める等して、耐災害性の強化に努めるものとする。

第５　ライフライン施設等の機能の確保

1　道、町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及びかんがい用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

2　道、町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

3　道、町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

4　道、町及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第６　復旧対策基地の整備

道及び町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる広域防災公園の整備に努める。

第７　地質、地盤の安全確保と液状化対策

1　道、町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

2　個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

3　国、道及び町は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらす恐れのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第８　危険物施設等の安全確保

道、町及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第９　災害応急対策等への備え

道、町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。

また、町は、地震等が発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプター等が十分活動できるグラウンド・公園等を確保し、周辺住民の理解を得る等環境整備に努める。（「資料編：第５章－別表３　ヘリコプター発着可能地」参照）

第10　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、道が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、その整備を重点的・計画的に進める。

第３節　地震に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図る。また、旭川地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得等の周知･広報に努める等、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第１　防災知識の普及・啓発

１　職員に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

２　住民に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

1)　啓発内容

①　地震に対する心得

②　地震に関する一般知識

③　非常用食糧、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備

④　建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止

⑤　災害情報の正確な入手方法

⑥　出火の防止及び初期消火の心得

⑦　自動車運転時の心得

⑧　救助・救護に関する事項

⑨　避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項

⑩　水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得

⑪　要配慮者への配慮

⑫　各防災関係機関が行う地震災害対策

2)　普及方法

①　テレビ、ラジオ及び新聞の利用

②　インターネット、ＳＮＳの利用

③　広報誌（紙)、広報車両の利用

④　映画、スライド、ビデオ等による普及

⑤　パンフレットの配布

⑥　講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

第２　学校教育関係機関における防災思想の普及

１　学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

２　児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。

３　地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。

４　社会教育においては、ＰＴＡ、平波大学、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第３　普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第４節　防災訓練計画

基本編「第４章 第２節 防災訓練計画」を準用する。

第５節　食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備

基本編「第４章 第３節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第６節　相互応援（受援）体制整備計画

基本編「第４章 第４節 相互応援(受援) 体制整備計画」を準用する。

第７節　自主防災組織の育成等に関する計画

基本編「第４章 第５節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第８節　避難体制整備計画

基本編「第４章 第６節 避難体制整備計画」を準用する。

第９節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

基本編「第４章 第７節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第 10 節　火災予防計画

基本編「第４章 第 10 節 消防計画」及び基本編「第８章 第５節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるほか、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底等火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備について次の計画により実施する。

第１　地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、士別地方消防事務組合火災予防条例（昭和 61 年士別地方消防事務組合条例第２号）に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第２　火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町及び消防機関は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

１　一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

２　防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。

３　病院・診療所や宿泊施設等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第３　予防査察の強化指導

町及び消防機関は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

１　消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。

２　消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第４　消防力の整備

町及び消防機関は、消防施設及び消防水利の整備を促進するとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防体制の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第５　消防計画の整備強化

消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

１　消防力等の整備

２　災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査

３　消防職員及び消防団員の教育訓練
４　査察その他の予防指導
５　その他火災を予防するための措置

第 11 節　危険物等災害予防計画

基本編「第８章 第４節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、地震時における危険物等による災害の予防を促進するため、道、町及び関係機関は、事業所に対し次の事項について指導に努める。

１　事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
２　事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
３　危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
４　事業所等における自主保安体制の確立強化
５　事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
６　事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
７　危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第 12 節　建築物等災害予防計画

基本編「第４章 第９節 建築物災害予防計画」に準ずるほか、地震災害から建築物等を防御するための計画として、次のとおり実施する。

第１　建築物の防災対策

１　防火地域及び準防火地域の指定促進

町は、市街地の不燃化を図るため、道からの情報提供を活用して土地利用の動向を勘案し、防火地域及び準防火地域の指定を積極的に行う。

２　防災対策拠点施設の耐震性の確保

1)　町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

震災時における活動の拠点となる町役場庁舎、診療所、学校、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、道が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化を促進するよう指導する。

2)　避難に重要な道路沿いに立つ建築物の耐震性の確保

町内の避難場所への避難路等、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、避難及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の促進を図る。

３　木造建築物の防火対策の推進

町は、町内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼の恐れがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

４　既存建築物の耐震化の促進

道及び町は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修推進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や建築関係団体と連携した相談体制の充実等の環境整備を図るものとする。

また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及・啓発を図る。さらに、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催等技術者の育成に努めるものとする。

また、道及び町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づき、建築物の所有者に対して指導、助言を行うよう努めることとし指示に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となる恐れがあると認められた建築物については、建築基準法に基づき勧告、命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、積極的に耐震化を推進する。

５　ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあっては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

1)　住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報誌等を活用し、啓発を図

るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について普及を図る。

2)　市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
　なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

3)　町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化を奨励する。

4)　ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準を遵守するよう指導する。

６　窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上３階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下の恐れのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

７　被災建築物の安全対策

1)　道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。

2)　道及び町は、応急危険度判定を迅速、かつ的確に実施するための体制を整備する。

3)　道及び町は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及・啓発等を行う。

第２　がけ地に近接する建築物の防災対策

１　道及び町は、がけの崩壊等で危険を及ぼす恐れのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

２　国及び町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。

また、国、道及び町は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

第３　ライフライン施設の耐震化等安全性の向上

町は、関係機関に対して建物及び設備等の耐震対策を講じるよう要請するとともに、これらの関係機関と密接な連携を図り、施設の被害を最小限にとどめるための対策を講ずる。

１　電力施設（北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社）

２　ＬＰガス事業者

３　水道施設

４　通信施設（東日本電信電話株式会社北海道事業部）

第４　交通施設の安全化・耐震化対策

１　道路の整備

地震時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を検討する。

２　落石等通行危険箇所の対策

落石、法面等通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、順次、危険箇所の解消を図

るために法面防護施設工事等の予防工事を実施する。

３　橋梁、トンネル等の耐震化対策

橋梁、トンネル等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次補修、補強、架替等を行い耐震性の確保を図る。

第５　河川、砂防、治山等施設の安全化・耐震化対策

治山・治水対策は防災上重要なため、道との連携により整備を図り、災害の防止を期するものとする。

１　河川改修の治水事業

河川の堤防の耐震点検を継続し、これの対策を行うとともに、河道改修を行うなど、安全性の向上を図る。また、水防情報システムを整備し、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できるように体制の整備に努める。

２　治山事業

地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、道と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山えん堤の築堤、渓流工事等、治山施設の完備を図る。

３　砂防及び地すべり防止事業

地震による地盤の緩みの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図り、流域住民の安全を期するものとする。また、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止について、道と連携を図りながら推進する。

第６　文化財の災害予防

町及び町教育委員会は、文化財の災害予防を推進するとともに、文化財の所有者及び施設の管理者に施設の耐震性向上、施設整備に努めるよう指導する。

第 13 節　土砂災害予防計画

基本編「第４章 第 15 節 土砂災害予防計画」を準用する。

第 14 節　積雪・寒冷対策計画

基本編「第４章 第 16 節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第 15 節　業務継続計画の策定

基本編「第４章 第 18 節 業務継続計画の策定」を準用する。

第 16 節　複合災害に関する策定

基本編「第４章 第 17 節 複合災害に関する計画」を準用する。

第３章　災害応急対策計画

第３章　災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、道、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第１節　応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、同本部等と連携を図る。

第１　災害対策組織

基本編「第３章 第１節 組織計画」を準用する。

第２　職員の動員配備

基本編「第３章 第１節 組織計画」を準用する。

第２節　地震情報の伝達計画

地震動警報等を迅速、かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第１　緊急地震速報

１　緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

予警報の種類	発表名称	内　　容
地震動警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	地震動に関する警報で、最大震度５弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こる恐れのある旨を警告して、発表する緊急地震速報
地震動予報	緊急地震速報（予報）	地震動の予報で、最大震度３以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表する緊急地震速報

２　緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線（戸別受信機を含む。）等をはじめとした効果的、かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速、かつ的確な伝達に努めるものとする。

３　地震に関する情報の種類と内容

1)　地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データを基に、1㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグにチュート）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から役 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）

2)　地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内　容
地震解説資料（速報版）※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度４以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報をとりまとめた資料
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動等、より詳しい状況等をとりまとめた資料
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況をとりまとめた資料

第２　地震に関する情報に用いる地域名称、震央地名

１　緊急地震速報において予想される震度発表に用いる地域

２　震央地名

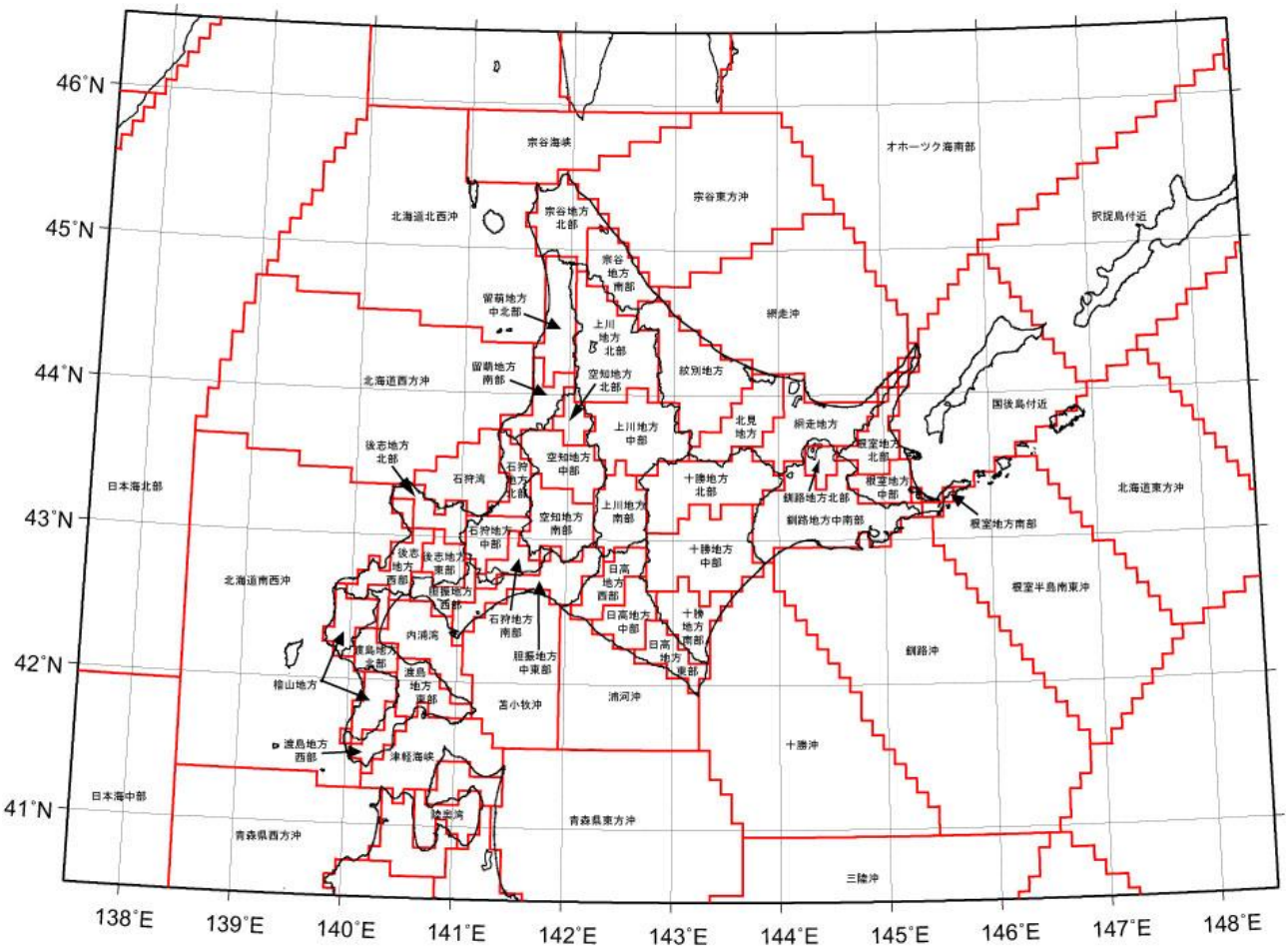

第３　異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町（総務課）又は警察官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに道及び旭川地方気象台等関係機関に通報する。

１　異常気象

地震に関する事項　：　頻発地震、異常音響及び地変

２　通報系統図

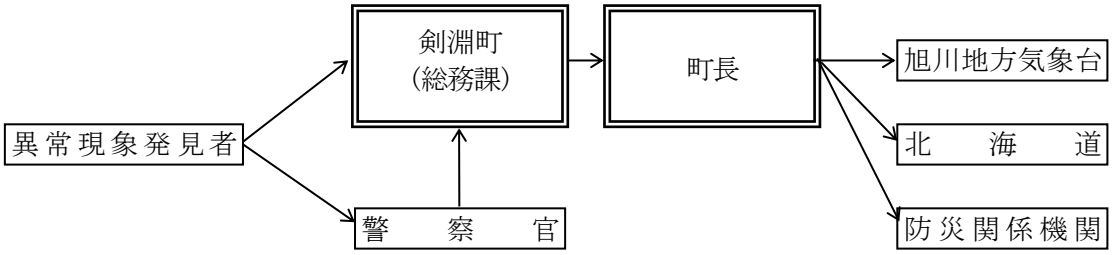

［気象庁震度階級関連解説表］

平成 21 年３月 31 日

使用にあたっての留意事項

1　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

2　地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

3　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間等の違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

4　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

5　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

6　この資料では、被害等の量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査等により得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

震度と揺れ等の状況（概要）

0

［震度0］
人は揺れを感じない.

1

［震度1］
屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる.

2

［震度2］
屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる.

3

［震度3］
屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる.

4

［震度4］
- ほとんどの人が驚く.
- 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる.
- 座りの悪い置物が、倒れることがある.

5弱

［震度5弱］
- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる.
- 棚にある食器類や本が落ちることがある.
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある.

5強

［震度5強］
- 物につかまらないと歩くことが難しい.
- 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる.
- 固定していない家具が倒れることがある.
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある.

6弱

［震度6弱］
- 立っていることが困難になる.
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある. ドアが開かなくなることがある.
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある.
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある. 倒れるものもある.

6強

［震度6強］
- はわないと動くことができない. 飛ばされることもある.
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる.
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる.
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある.

7

［震度7］
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる.
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある.
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる.

地震が起きたら　あわてず、まず身の安全を!!　緊急地震速報を見聞きしたら

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
- あわてて外に飛び出さない（落下物や車が危険）
- 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
- あわてた行動、けがのもと
- 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
- 近づくな、門や塀、自動販売機やビルのそば
- 海岸でぐらっときたら高台へ

家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!

国土交通省 気象庁
〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4　電話：(03)3212-8341（代表）
ホームページアドレス　http://www.jma.go.jp/

平成21年3月31日

震度階級関連解説表の「木造建物(住宅)の状況」に絵を加え、被害の状況をイメージしやすくしたものです。

● 木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
		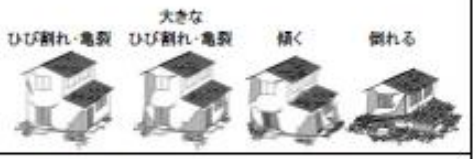
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1)木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2)この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3)木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(注 4)この表中のイラストは、DATS(Damage Assessment Training System)の被害認定用パターンチャートを基に、一部加筆した。

(注 5)なお、図は特定の構法(在来軸組木造)を前提に、比較的多く見られる被害状態を模式的に描いたもので、これとは異なる被害状態となることもある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

第３節　災害情報等の収集、伝達計画

基本編「第５章 第１節 災害情報収集・伝達計画」及び「第５章 第２節 災害通信計画」を準用する。

第４節　災害広報・情報提供計画

基本編「第５章 第３節 災害広報・情報提供計画」を準用する。

第５節　避難対策計画

基本編「第５章 第４節 避難対策計画」を準用する。

第６節　救助救出計画

基本編「第５章 第９節 救助救出計画」を準用する。

第７節　地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大等により、多大な人的・物的被害が発生する恐れがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、基本編「第４章 第10節 消防計画」及び基本編「第８章 第５節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるほか、次のとおりとする。

第１　消防活動体制の整備

町はその地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

第２　火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、又は必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

１　住宅密集地域の火災危険区域
２　がけ崩れ、崩壊危険箇所
３　特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第３　相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

１　消防相互応援
２　広域航空消防応援
３　緊急消防援助隊による応援

第４　地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切、かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

１　消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、さらに消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下すること等から、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

２　消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

３　応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

４　初期消火の徹底

住民に対しては、平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第８節　災害警備計画

基本編「第５章 第 12 節 災害警備計画」を準用する。

第９節　交通応急対策計画

基本編「第５章 第 13 節 交通応急対策計画」を準用する。

第 10 節　輸送計画

基本編「第５章 第 14 節 輸送計画」を準用する。

第 11 節　ヘリコプター等活用計画

基本編「第５章 第８節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第 12 節　食糧供給計画

基本編「第５章 第 15 節 食糧供給計画」を準用する。

第 13 節　給水計画

基本編「第５章 第 16 節 給水計画」を準用する。

第 14 節　衣料・生活必需物資供給計画

基本編「第５章 第 17 節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第 15 節　石油類燃料供給計画

基本編「第５章 第 18 節 石油類燃料供給計画」を準用する。

第 16 節　生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら、各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

第１　上水道

基本編「第５章 第 21 節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

１　応急復旧

水道事業者（町）は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

２　広報

水道事業者（町）は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第２　下水道

基本編「第５章 第 21 節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

１　応急復旧

下水道管理者（町）は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害の恐れのあるものについては、応急復旧を行う。

２　広報

下水道管理者（町）は、地震により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第３　電気

基本編「第５章 第 19 節 電力施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりとする。

１　応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

２　広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオ等の報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第４　ガス

基本編「第５章 第20節 ガス施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりとする。

１　応急復旧

ガス事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

２　広報

ガス事業者は、地震によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第５　通信

１　応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社ＮＴＴドコモ北海道支社等の電気通信事業者は、地震災害時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合においては、速やかに応急復旧を行う。

２　広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ・ラジオ等の報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求める等住民の不安解消に努める。

第６　放送

ＮＨＫ等放送機関は、地震災害時、被災地及び被災住民に対する迅速、かつ的確な情報を提供するため、施設の被災調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施する等、放送が途絶えることのないよう対策を講じる。

第 17 節　医療救護計画

基本編「第５章 第 10 節 医療救護計画」を準用する。

第 18 節　防疫計画

基本編「第５章 第 11 節 防疫計画」を準用する。

第 19 節　廃棄物等処理計画

基本編「第５章 第 30 節 廃棄物等処理計画」を準用する。

第 20 節　家庭動物等対策計画

基本編「第５章 第 28 節 家庭動物対策計画」を準用する。

第 21 節　文教対策計画

基本編「第５章 第 26 節 文教対策計画」を準用する。

第 22 節　住宅対策計画

基本編「第５章 第 24 節 住宅対策計画」を準用する。

第 23 節　被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

第１　応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

１　活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。

また、道は、建築技術者等の派遣等により、積極的に町の活動を支援するものとする。

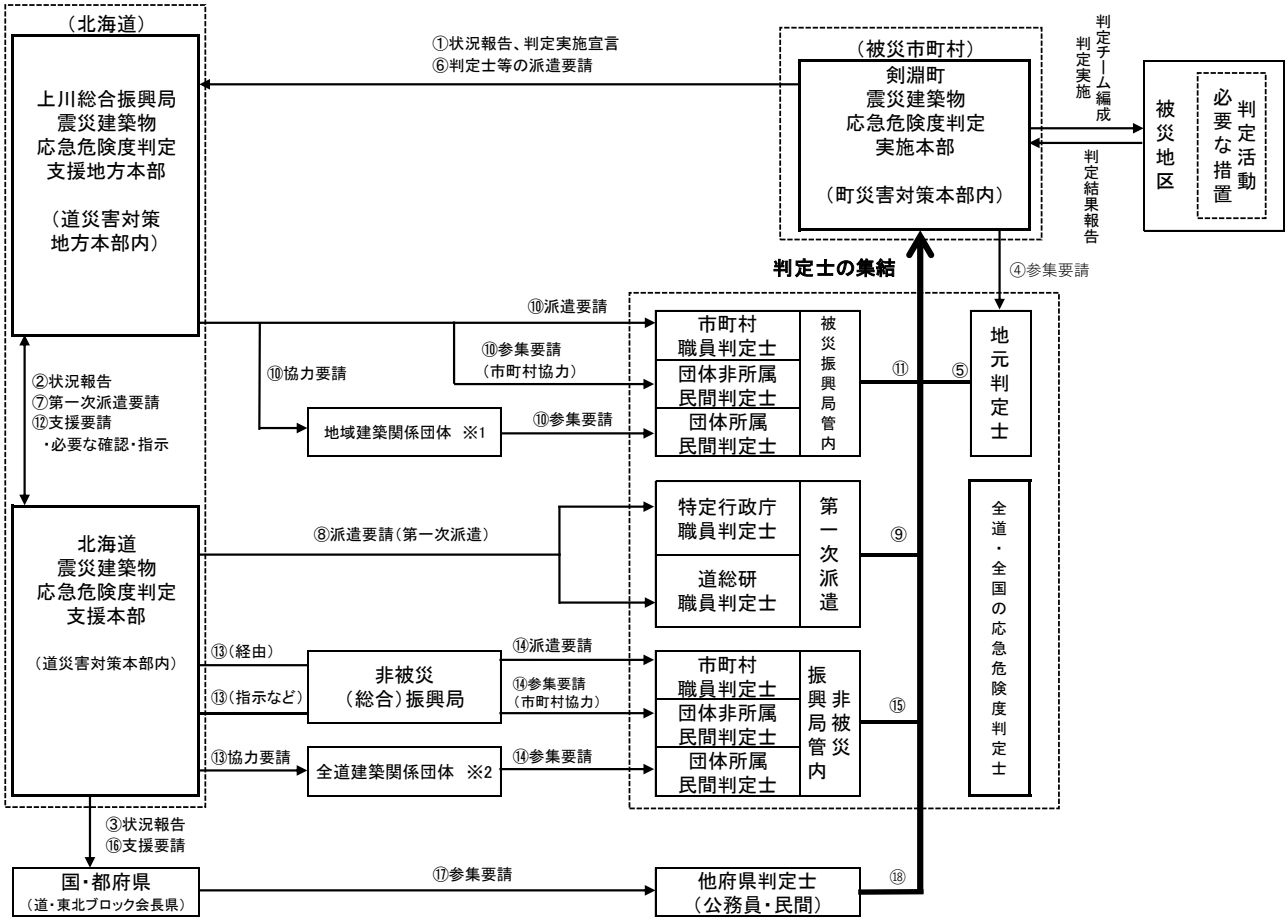

２　応急危険度判定の基本的事項

1)　判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

2)　判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

3)　判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造駆体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の３段階で判定を行い、３色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、３段階の判定の内容については、次のとおりである。

危　険:建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意:建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済:建築物の損傷が少ない場合である。

4)　判定の効力

行政機関による情報の提供である。

5)　判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第２　石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

１　基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

２　実施主体及び実施方法

1)　北海道及び剣淵町

道及び町は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

2)　建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

3)　解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、Ａ３（42.0cm×29.7cm）以上の大きさで掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

4)　廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第 24 節　被災宅地安全対策計画

基本編「第５章 第 23 節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第 25 節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

基本編「第５章 第 27 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第 26 節　障害物除去計画

基本編「第５章 第 25 節 障害物除去計画」を準用する。

第 27 節　広域応援・受援計画

基本編「第５章 第７節 広域応援・受援計画」を準用する。

第 28 節　自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

基本編「第５章 第６節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第 29 節　防災ボランティアとの連携計画

基本編「第５章 第 31 節 防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第 30 節　災害救助法の適用と実施

基本編「第５章 第 34 節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第４章　災害復旧・被災者援護計画

第４章　災害復旧・被災者援護計画

地震等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、道及び町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切、かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常、かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第１節　基本方針

応急復旧の実施に当たっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速、適切な対策を講じるものとする。

復旧対策の実施に当たっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧に止まらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講じるなど、適切な復旧対策を実施するものとする。また、被災者等の復旧に対する援助等の措置に当たっては、関係機関等は相互に緊密なる連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施するものとする。

第２節　災害復旧計画

基本編「第９章 第１節 災害復旧計画」を準用する。

第３節　被災者援護計画

基本編「第９章 第２節 被災者援護計画」を準用する。

剣淵町地域防災計画

水　防　計　画　編

第１章　総　　則

第１章　総則

第１節　計画の目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下、本編において「法」という。）第４条の規定に基づき、知事から指定された指定水防管理団体たる剣淵町が、同法第 33 条第１項の規定に基づき、剣淵町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町の地域に係る河川、湖沼の洪水、内水（法第２条第１項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第２節　用語の定義

1)　水防管理団体　　水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第２条第２項）。

2)　指定水防管理団　　水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第４条）。

3)　水防管理者　　水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第２条第３項）。

4)　消防機関　　消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第９条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第２条第４項）。

5)　消防機関の長　　消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第２条第５項）。

6)　水防団　　法第６条に規定する水防団をいう。

7)　量水標管理者　　量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第２条第７項、法第 10 条第３項）。

8)　水防協力団体　　水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第１項）。

9)　洪水予報河川　　国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水の恐れの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第 10 条第２項、法第 11 条第１項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の２第２項及び第３項）。

10) 水防警報　国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こる恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第２条第８項、法第 16 条）。

11) 水位周知河川　国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知及び周知を行う（法第 13 条）。

12) 水位周知下水道　都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じる恐れがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の２）。

13) 水位到達情報　水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

14) 水防団待機水位（通報水位）　量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第１項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮の恐れがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

15) 氾濫注意水位（警戒水位）　水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水、津波又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう（法第 12 条第２項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。　量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

16) 避難判断水位　市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

17) 氾濫危険水位　洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

18) 内水氾濫危険水位　法第 13 条の２第１項及び第２項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こる恐れがある水位をいう。

19)　洪水特別警戒水位　法第 13 条第１項及び法第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。20)　雨水出水特別警戒水位　法第 13 条の２第１項及び第２項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事又は市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

21)　重要水防箇所　堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

22)　洪水浸水想定区域　洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条)。

23)　内水浸水想定区域　内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の２に規定される雨水出水浸水想定区域)。

24)　浸水被害軽減地区　洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第 15 条の６)。

第３節　水防の責任等

第１　水防管理団体（町）の責任

町は、その区域における水防を十分に果たす責任を有する（法第３条)。具体的には、主に次のような事務を行う。

1　水防団の設置（法第５条）
2　水防団員等の公務災害補償（法第６条の２）
3　平常時における河川等の巡視（法第９条）
4　水位の通報（法第 12 条第１項）
5　水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条の２第２項）
6　内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条の２）
7　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
8　避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の２）

9　避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第 15 条の３）

10　浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の６、法第 15 条の７、法第 15 条の８）

11　予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）

12　水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）

13　緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第２項）

14　警戒区域の設定（法第 21 条）

15　警察官の援助の要求（法第 22 条）

16　他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）

17　堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）

18　公務負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第３項）

19　避難のための立退きの指示（法第 29 条）

20　水防訓練の実施（法第 32 条の２）

21　（指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第１項及び第３項）

22　（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）

23　水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）

24　水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）

25　水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

26　水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）

27　消防事務との調整（法第 50 条）

第２　居住者等の義務

1　水防への従事（法第 24 条）

2　水防通信への協力（法第 27 条）

第４節　安全配慮

洪水、内水のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。また、避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

（水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例）

・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
・水防活動には、ラジオを携行するなど、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
・水防活動は、原則として複数人で行う。
・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
・指揮者は、水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
・出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第５節　水害危険区域

第１　水害危険区域

町の区域内の河川、ため池、低地帯等で、水防上特に重要な警戒区域は、「資料編：第４章－別表１　水防区域」のとおりである。

第２　重要水防施設（樋門、樋管）

町の重要水防施設（樋門、樋管）は、「資料編：第４章－別表５　重要水防施設（樋門、樋管）」のとおりである。

第２章　水防組織

第２章　水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水の恐れがあると認められるときから洪水等の恐れがなくなったと認められるときまで、町は「基本編　第３章第１節 組織計画」に定めるところに準じ、町役場に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

第１節　水防管理団体（町）の水防組織

第１　水防管理団体（町）の水防組織

水防管理団体である町は、その区域内の河川等で水防を必要とする箇所を警戒防御するため、水防団又は消防機関を組織しておくものとする。また、法第５条第２項の規定により、指定水防管理団体である町は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合は、水防団を置くものとする。

水災の場合は、災害対策本部よりも早い時点で活動を開始することが通常と予想されるので、本部組織の場合に準じて次のとおり組織するものとする。

なお、水防団員等の定員は、おおむね次の基準による。ただし、水防管理者（町長）が水防実施に支障がないと認めるときは、この基準以下に減ずることができる。

1)　水防上特に重要と認められる箇所については、その延長 20 メートルにつき１人

2)　その他の箇所については延長 50 メートルにつき１人

１　消防機関の組織

水防に関する消防機関の組織は、資料編：第４章－別表７のとおりとする。

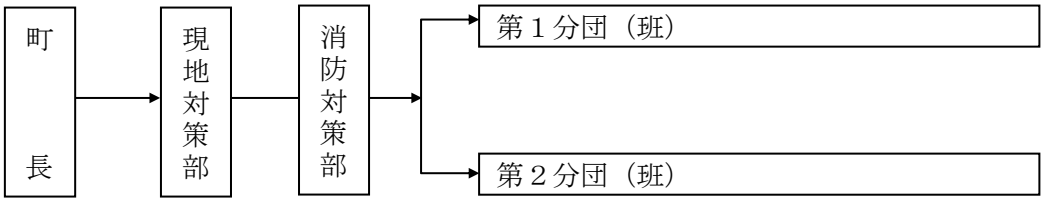

２　水防隊の編成

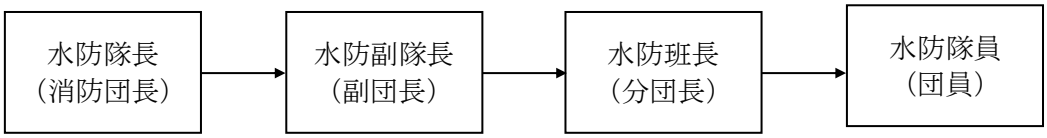

３　消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域は、資料編：第４章－別表１に定めるとおりとする。

ただし、分担区域以外の区域であっても、剣淵支署長が必要と認め指示したときは直ちに出動し、現地水防活動に当たるものとする。

第２　指定水防管理団体（町）の水防協議会

指定水防管理団体である町の水防管理者（町長）は、水防計画その他水防に関する重要な事項を調査審議させるため、水防協議会を置くことができる。

なお、水防協議会を設置しない場合は町防災会議において水防計画を調査審議するものとする。

第２節　大規模氾濫減災協議会

第１　大規模氾濫減災協議会

1　国土交通大臣は、法第 10 条第 2 項又は第 13 条第 1 項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下「大規模氾濫減災協議会」という。）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

1)　国土交通大臣
2)　北海道知事
3)　当該河川の存する市町村の長
4)　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
5)　当該河川の河川管理者
6)　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
7)　当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の国土交通大臣が必要と認める者

2　大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3　大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

第２　北海道大規模氾濫減災協議会

1　知事は、法第 11 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下「北海道大規模氾濫減災協議会」という。）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

1)　北海道知事
2)　当該河川の存する市町村の長
3)　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
4)　当該河川の河川管理者
5)　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
6)　当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者

2　北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3　北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。

第３章　予報及び警報等の伝達

第３章　予報及び警報

第１節　水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区　分	種　類	発表機関	摘　要
気象予報警報 ・法第 10 条１項 ・気象業務法 　第 14 条の２第１項	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	旭川地方気象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える。 （第３章第２節）
水防警報 ・法 16 条	待機・準備・出動・指示・解除	旭川開発建設部	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表 （第３章第４節）

第２節　気象庁が行う予報及び警報

旭川地方気象台の長は、気象等の状況により洪水の恐れがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の種類並びにそれらの発表基準は、基本編「第３章 第２節 気象業務に関する計画」の「第２　３ 水防活動用気象警報・注意報」を準用する。

（大雨警報・洪水警報を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種　類	内　容
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上でおおむね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

第３節　水位周知河川における水位到達情報

知事は、指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、基本編「第３章 第２節 気象業務に関する計画」の「第２　５ 水位情報の通知（知事指定河川）」を準用する。

第４節　水防警報

知事は、法第 16 条第１項及び第２項の規定により、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは水防管理者である町長その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

第１　安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生する恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

第２　洪水時の河川に関する水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、基本編「第３章 第２節 気象業務に関する計画」の「第２　４ 水防警報（水防法第 16 条）」を準用する。

第４章　水位等の観測、通報及び公表等

第４章　水位等の観測、通報及び公表等

第１節　水位の観測、通報及び周知

第１　雨量、水位観測所

町の区域内に設置された雨量・水位観測所は次のとおりであるが、迅速、かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは観測機関又は観測担当者と連絡をとり、その状況を把握しておくものとする。

観測所名	水系名（河川名）	所在地	管理者	自記 普通別
剣淵気象観測所 (アメダス)	―	剣淵町旭町	剣淵町	普通
剣淵(気象)	その他	剣淵町旭町	旭川気象台	テ
剣淵	剣淵川	剣淵町東町	旭川開発建設部	テ
剣淵橋	天塩川(剣淵川)	剣淵町元町 513 番地先	北海道	テ
難波田橋	天塩川(犬牛別川)	剣淵町藤本町 1722 番地先	北海道	テ

(注) テは水防テレメータ観測局設置場所

第２　水位の通報と公表

１　水位の通報

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

２　水位の公表

道及び北海道開発局は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するものとする。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短 10 分ごとに速報値として更新されている。

水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行う。

気象庁	https://www.jma.go.jp/
国土交通省「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/ (PC 版))
国土交通省「市町村向け川の防災情報」	https://city.river.go.jp/ （注：ID・ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞにより利用、携電用あり）

３　障害時の措置

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、速やかに障害等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、同ホームページのお知らせ画面へ欠測となることを掲載し、水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

障害等により水位の通報・公表ができない観測所を代替する観測所がある場合、また、通報・公表の代替手段を確保した場合は、併せて関係機関等に周知する。

障害等の復旧若しくは通報・公表の代替手段を確保するまでの間、次の各号のいずれかに該当するとき、通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難いときはＦＡＸ又は電子メールにより行う。

1)　水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
2)　氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
3)　氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
4)　氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
5)　水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
6)　上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

４　水位等通報系統図

道及び北海道開発局の水位等通報系統図は、次のとおりである。

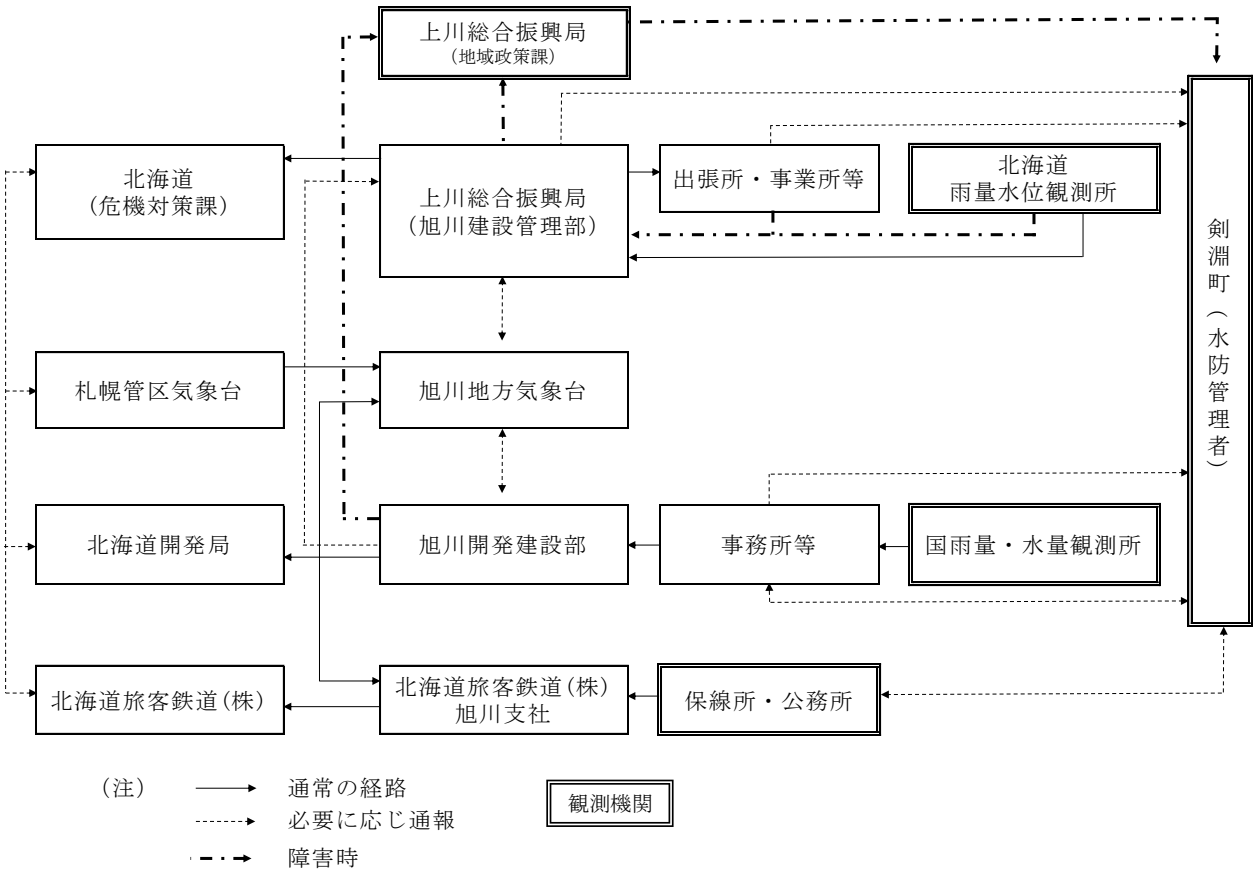

第３　雨量の通報

１　雨量の通報

道は所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

２　障害時の雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはＦＡＸ又は電子メールにより行う。

1)　降雨開始から 24 時間以内に 60㎜ 以上の降雨があったとき。

2)　１時間雨量が 25㎜（融雪期 10㎜）に達したとき。

第２節　気象予報等の情報収集

第１　気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無にかかわらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者又は水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水の恐れがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている気象庁ホームページや国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

１　市町村向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」 （統一河川情報システム）	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予想値等

２　一般向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報 （防災対策支援システム）	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区気象台ホームページ ※気象庁ホームページへのリンク	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後オ雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予想値等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

第２　気象情報等の種類

基本編「第３章 第２節 気象業務に関する計画」の「第２　８ 気象情報等」を準用する。

第５章　通信連絡

第５章　通信連絡

第１　水防通信網の確保

１　通信連絡施設等の整備強化

道及び町は、水災時においても通信連絡が迅速、かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

２　水防管理団体（町）の通信施設

町は、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。

３　連絡責任者

町及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

第２　災害時優先通信の取り扱い

災害により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約 90%以上の制限が行われることがある。）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第 27 条第２項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第８条第１項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用に当たっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかを分かるようにしておく。

第３　その他の通信施設の使用

法第 27 条第２項の規定により、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

1)　北海道総合行政情報ネットワーク
2)　北海道警察本部通信施設
3)　北海道旅客鉄道株式会社通信施設
4)　北海道電力株式会社通信施設
5)　北海道開発局通信施設
6)　自衛隊通信施設

第６章　水防施設及び輸送

第６章　水防施設及び輸送

第１節　水防倉庫及び水防資器材

第１　指定水防管理団体（町）の水防倉庫及び水防資器材

指定水防管理団体である町は、重要水防箇所に必要に応じて水防倉庫又は代用備蓄場を整備し、重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を備えておくものとする。水防倉庫は、１棟面積 33 平方メートルを目安とする。

水防倉庫１棟 33 平方メートル当たりの水防資器材の備蓄基準は､おおむね次のとおりである。

ただし、町が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

なお、町の水防倉庫及び主要備蓄資機材は「資料編 第４章 別表６ 水防倉庫及び主要備蓄資機材一覧」に示すとおりである。

【 水防倉庫１棟 33 平方メートル当たりの水防資器材備蓄基準 】

品　名	数　量	適　用	品　名	数　量	適　用	品　名	数　量	適　用
掛け矢	10 丁		照明灯	10 組		土のう	3,000 枚	フルコン土のうを含む
鋸	10 丁		丸　太	100 本	1.2m			
斧	10 丁		〃	50 本	2.0m			
スコップ	50 丁		〃	50 本	1.6m～9.9m	ロープ	37.5kg	
蛸　槌	５丁					シート	100 枚	
鎌	20 丁		し　の	６丁		鉄　線	80kg	
ツルハシ	10 丁		竹　釘	12 本		ペンチ	５丁	

第２　水防資器材の調査等

水防管理者である町は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

第３　国又は道有水防資器材の使用

水防管理者である町は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、道の備蓄資器材又は国の応急復旧用資器材を総合振興局長又は振興局長、開発建設部長の承認を受けて使用することができる。

なお、上川総合振興局長又は旭川開発建設部長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

第２節　輸送の確保

町は、非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、町内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成して旭川開発建設部名寄河川事務所長に提出しておく。

・付近略図に道路幅員その他通路の分かる輸送網図

・万一に備えた多角的輸送路の選定図

第７章　水防活動

第７章　水防活動

第１節　水防配備

第１　町の非常配備

水防管理者（町長）は、水防管理団体（町）の非常配備体制を整備しておくものとする。

町は、水防に関する警報・注意報等により、洪水、内水の恐れがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

配備区分	配備の時期	体　制	配備人員
第１配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき。	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第２配備の招集その他の活動ができる体制	数名の職員が対応
第２配備	1. 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。 2. 水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき。	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制	各班の所属職員の約半数を動員
第３配備	1. 激甚な災害が予想されるとき又は危険性が大で第２配備で処理できがたいと認められるとき。 2. 水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき。	完全な水防体制	所属職員の全員及び応援を求められた部局の職員を動員

第２　水防団及び消防機関の非常配備体制

水防管理者（町長）は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

その基準はおおむね次のとおりである。

配備区分	配備の時期	配　備　体　制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	水防団及び消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、直ちに次の段階に入り得るような態勢をとる。
準備	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。 2. 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき。	水防団及び消防機関の長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部を出動させる。
出動	1. 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。 2. 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。 3. 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき。	水防団及び消防機関の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき。	

第２節　巡視及び警戒

第１　河川等の巡視（平常時）

水防管理者（町長）、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後等に、水害危険区域又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、本編第８章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

第２　非常警戒（出水時）

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、上川総合振興局長及び河川管理者に連絡するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第７節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

1　堤防から水があふれる恐れのある箇所の水位の上昇
2　堤防の上端の亀裂又は沈下
3　川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
4　居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
5　排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
6　橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第３節　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者（町長）は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第４節　緊急通行

第１　緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者（町長）から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

第２　損失補填

水防管理団体（町）は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第５節　警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があった場合、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

第６節　避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか、剣淵町地域防災計画 基本編「第５章 第４節 避難対策計画」の定めるところによる。

１　洪水、内水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた道の職員又は水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

２　水防管理者（町長）は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を上川総合振興局長に速やかに報告するものとする。

３　水防管理者（町長）は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第７節　決壊・越水等の通報

第１　決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（町長）、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には町長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

第２　堤防等の決壊・越水等の通報系統図

堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。

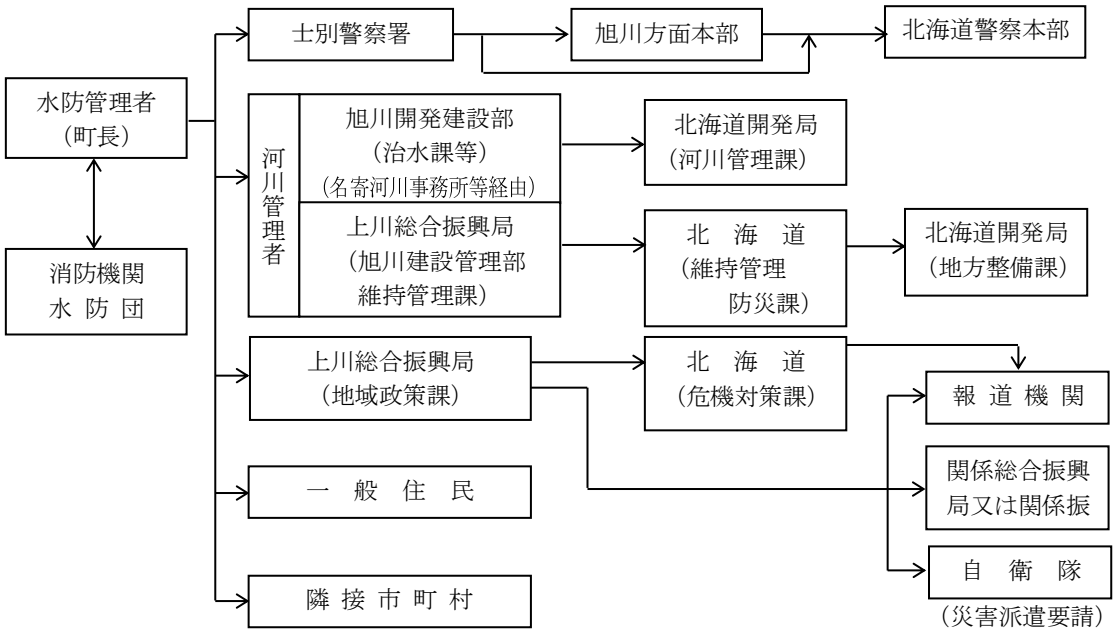

（注）　消防機関の長、水防団長は水防管理者（町長）が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

第３　異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図

異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図は次のとおりである。

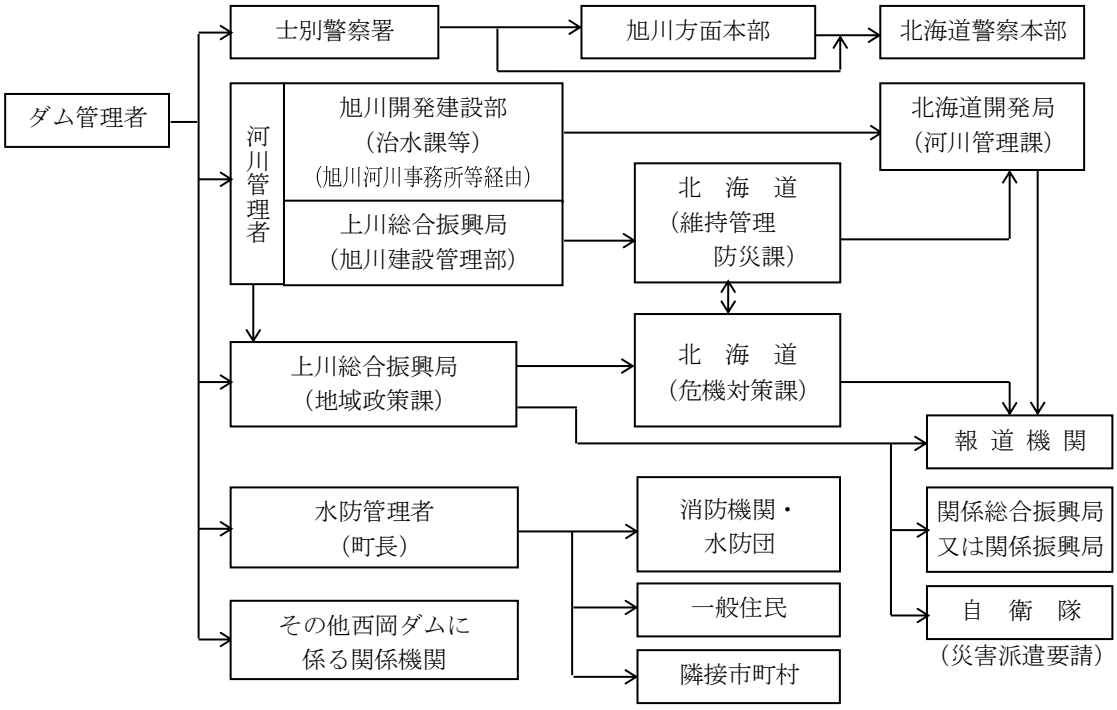

第４　決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者（町長）、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第８節　水防配備の解除

第１　水防管理団体（町）の非常配備の解除

水防管理者（町長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときなど、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、上川総合振興局長を通じ知事に報告するものとする。

第２　水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者（町長）が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第８章　水防信号、水防標識等

第８章　水防信号

第１節　水防信号

知事の定める水防信号は、次のとおりである。

1　第１信号　氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

2　第２信号　水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

3　第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

4　第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※　地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第１信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒5秒 15秒5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第２信号	○－○－○　○－○－○	約 5秒 6秒　5秒 6秒　5秒 6秒　5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第３信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒10秒 5秒10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第４信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○－休止－○－

備考　1　信号は適宜の時間継続すること。
　　2　必要があれば警報信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
　　3　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第２節　水防標識

1　水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

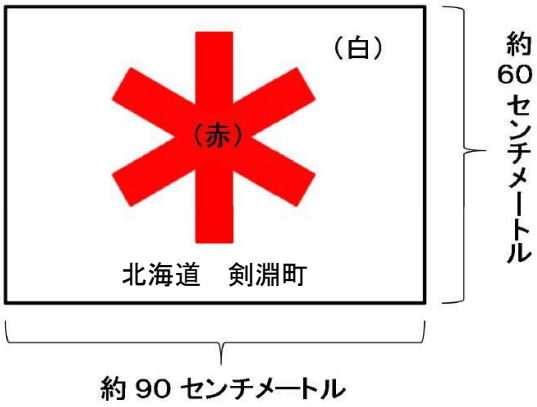

2　水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、次のとおりである。

水防活動者腕章

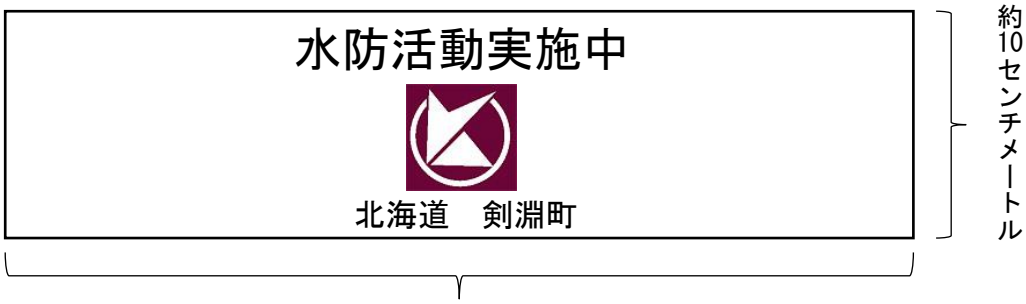

横断幕（サイズは任意）

第３節　身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

（別記様式１）（表）

第　　号

身分証票

住　所

氏　名

職　名

上記の者は、水防法第49条第１項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。

年　　月　　日

剣淵町長

印

（裏）

（１）本証は水防法第49条第２項による立入証である。

（２）本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。

（３）記名以外の者の使用を禁ずる。

（４）本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第９章　協力及び応援

第９章　協力及び応援

第１　河川管理者の協力及び援助

河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体（町）が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

１　河川管理者の協力

1)　水防管理団体（町）に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

2)　水防管理団体（町）に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

3)　堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知

4)　重要水防箇所の合同点検の実施

5)　水防管理団体（町）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

6)　水防管理団体（町）及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

7)　水防管理団体（町）及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

２　河川管理者の援助

1)　水防管理者（町長）に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等にかんがみ浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供

2)　水防管理者（町長）に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等にかんがみた助言

3)　町長に対して、過去の浸水情報の提供や、町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

4)　水防管理団体（町）が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第２　下水道管理者の協力

下水道管理者（知事及び市長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体（町）が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1　水防管理団体（町）に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報）の提供

2　水防管理団体（町）に対して、氾濫が想定される地点の事前提示

3　水防管理団体（町）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

4　水防管理団体（町）及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

5　水防管理団体（町）及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

第３　水防管理団体相互間の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者（町長）は、応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

第４　警察官の援助の要求

水防管理者（町長）は、水防のため必要があると認めるときは、士別警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ士別警察署長と協議しておくものとする。

第５　自衛隊の災害派遣の要請の要求

水防管理者（町長）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、剣淵町地域防災計画 基本編「第５章 第６節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（上川総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

1　災害の状況及び派遣要請を要求する事由
2　派遣を希望する期間
3　派遣を希望する区域及び活動内容
4　派遣部隊が展開できる場所
5　派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者（町長）が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第 10 章　費用負担と公用負担

第10章　費用負担と公用負担

第１節　費用負担

第１　費用負担

水防管理団体（町）の水防に要する費用は、町が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

第２　利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあっせんを申請することができる。

第２節　公用負担

第１　公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者は、１から４（２における収用を除く。）の権限を行使することができる。

１　必要な土地の一時使用
２　土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
３　車両その他の運搬用機器の使用
４　排水用機器の使用
５　工作物その他の障害物の処分

第２　公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（町長）、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者（町長）委任を受けた者は、水防管理者（町長）から交付される公用負担権限委任証（別記様式２）を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

（別記様式２）

第　　号

公 用 負 担 権 限 委 任 証

住　所
氏　名
職　名

上記の者に　　区域における水防法第28条第１項の権限行使について委任したことを証明します。

年　　月　　日

委任者

印

縦９センチメートル、横６センチメートル

第３　公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、別記様式３に定める公用負担命令票を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

（別記様式３）

第　　号

公 用 負 担 命 令 票

住　所
氏　名

水防法第28条１項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

１．目的物
（１）所在地
（２）名　称
（３）種　類（又は内容）
（４）数　量
２．負担内容
（使用、収容、処分等について詳記すること）

年　　月　　日

命令者　　職　　氏名　　印

（日本産業規格Ａ４版）

第４　損失補償

水防管理団体（町）は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 11 章　水防報告等

第 11 章　水防報告等

第１　水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者（町長）は次の記録を作成し、保管するものとする。

1　天候の状況並びに警戒中の水位観測表
2　水防活動をした河川名及びその箇所
3　警戒出動及び解散命令の時刻
4　水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
5　水防作業の状況
6　堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
7　使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
8　法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
9　応援の状況
10　居住者出勤の状況
11　警察関係の援助の状況
12　現場指導の官公署氏名
13　立退きの状況及びそれを指示した理由
14　水防関係者の死傷
15　殊勲者及びその功績
16　殊勲水防団とその功績
17　今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第２　水防報告

水防管理者（町長）は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかに上川総合振興局長に報告するものとするとともに、上川総合振興局は水防管理者からの報告については、国（開発建設部）に報告するものとする。

○年台風○号における水防活動
（北海道○○市消防団・○年○月○日～○日）

○概要

○○市消防団は、○年○月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では、１時間雨量 100mm を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動 延人数	主な活動内容
○/○ ～○/○ 約 12 時間	○名	・土のう積み（300 袋） ・避難誘導（20 世帯） ・排水作業（3 件）

水防活動実施箇所
地図

水防活動または
被害状況写真

○○川左岸
（○○地先）
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

○○川左岸
（○○地先）
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

○○川右岸
（○○地先）
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

○○地区の
浸水被害

（別記様式４）

水 防 活 動 実 績 報 告 書

年　　月　　日

作成者

出水の状況				
水防実施箇所				
日時				
出動人員	水防団員	消防団員	その他	合計
	人	人	人	人
水防作業の概況及び工法	箇所　　m 工法			

水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	効果	m	㎡	㎡	戸	m	m	人	
	被害	m	㎡	㎡	戸	m	m	人	

使用資機材				
	かます、俵		居住者の出動状況	
	万年、土俵			
	なわ		水防関係者の死傷	
	丸太			
	その他		雨量水位の状況	

水防活動に関する
自己評価

備考

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

第 12 章　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第 12 章　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第１　洪水浸水想定区域の指定状況

北海道開発局長及び知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

【 本町に係る洪水浸水想定区域の指定状況 】

水系名	河川名	洪水予報河川又は水位周知河川	洪水浸水想定区域図公表年月
天塩川	剣淵川	水位周知河川	H29.12.25
天塩川	犬牛別川	水位周知河川	H30.12.25

第２　内水浸水想定区域の指定

知事又は市町村長は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第 14 条の２に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、道については関係市町村長に通知するものとする。

第３　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

基本編「第４章 第 11 節 水害予防計画」の「第２　３ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置」を準用する。

第４　洪水、内水ハザードマップ等の配布等

基本編「第４章 第 11 節 水害予防計画」の「第２　４ 洪水、内水ハザードマップ等の配布等」を準用する。

第５　予想される水災の危険の周知等

町長は、洪水予報河川及び水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。

図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第６　要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

１　法第 15 条第１項の規定により町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を町長に報告するものとする。

　さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

２　町は、町防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

３　法第 15 条の３により、市町村長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

第７　大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

１　法第 15 条第１項の規定により町防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

２　町は、町防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第８　浸水被害軽減地区

　浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

第 13 章　その他

第13章　その他

第１節　水防訓練

指定水防管理団体（町）は、毎年１回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体（町）が主催する水防研修や旭川開発建設部が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第２節　水防協力団体

第１　水防協力団体の指定

水防管理者（町長）は、法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

また、水防管理者は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

第２　水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

１　水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
２　水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
３　水防に関する情報又は資料の収集、提供
４　水防に関する調査研究
５　水防に関する知識の普及・啓発
６　前各号に付帯する業務

第３　水防協力団体と水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

平成 21 年 10 月	初　版
平成 28 年 11 月	改　訂
令和 03 年 04 月	改　訂
令和 04 年 03 月	改　訂

剣淵町地域防災計画
－　基　本　編　－
－ 地震防災計画編 －
－ 水 防 計 画 編 －

平成２１年１０月
令和　４年　３月改訂
剣淵町防災会議
事務局　剣淵町総務課